

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改定及びフォローアップ（案）

1	紙	19	エアゾール缶
2	ガラスびん	20	小型ガスボンベ
3	スチール缶	21	消火器
4	アルミ缶	22	ぱちんこ遊技機等
5	プラスチック	23	パーソナルコンピュータ及びその周辺機器
6	自動車	24	複写機
7	オートバイ	25	ガス・石油機器
8	タイヤ	26	繊維製品
9	自転車	27	潤滑油
10	家電製品	28	電線
11	スプリングマットレス	29	建設資材
12	オフィス家具	30	浴槽及び浴室ユニット
13	カーペット	31	システムキッチン
14	布団	32	携帯電話・PHS
15	乾電池・ボタン電池	33	蛍光管等
16	小型二次電池等	34	自動販売機
17	自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	35	レンズ付きフィルム
18	カセットボンベ		

平成17年10月13日

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
1. 紙	<p>1. 古紙利用の促進</p> <p>(1) 目標: 「リサイクル60目標」 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成17年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率60%の達成を図る。 (平成16年度 60.3%)</p> <p>(2) 古紙利用の拡大 各種紙製品分野において古紙利用率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙(平成15年度 紙・板紙生産量に占める比率37%、古紙利用率23%)の分野において古紙利用の拡大に努める。 このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 (財)古紙再生促進センター等による普及啓発活動の推進などにより、古紙利用製品(トイレットペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等)の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙利用率の表示をさらに進めるとともに、グリーンマーク制度について、更なる普及定着を図る。</p> <p>グリーン購入法に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を</p>	<p>(1) 目標 ・資源有効利用促進法の特定再利用業種に製紙業が指定され、同法の省令に基づき、現在「リサイクル60目標」を実施中。 (古紙利用率(実績)平成16年度60.3%)</p> <p>(2) 古紙の利用の拡大 ・日本製紙連合会では、自主的目標として平成17年度までに古紙利用率60%に向上する目標を決定したが、平成15年度に前倒して目標達成となった。引き続き、更なる古紙利用の促進に努めている。 ・各企業に対して、再生紙製造設備(DIP設備等)の設置・増強計画等についてアンケート調査を実施。 ・印刷情報用紙への古紙利用率は平成15年度23.2%。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 ・政府公報等による普及・啓発 - オンライン広報通信-古紙リサイクル週間(H16/10/3~9) ・(財)古紙再生促進センターの事業 - グリーンマーク表示の実施。 グリーンマーク協賛会員数 179(平成16年度末) - 児童や消費者団体等への啓発は、^パ-^ル-^パ-^ルリサイクル講習会を実施して補完。(平成16年度17カ所) - 古紙利用新規用途開拓委員会の開催。 - 再生紙利用促進のためのパンフレット等の配布。 - リサイクルペーパーフェアの開催(平成16年度2カ所) - 紙リサイクルセミナー、古紙利用新技術セミナーの開催。 - リサイクル対応型紙製商品開発調査の実施((社)日本印刷段業連合会と連携) ・日本製紙連合会の事業 古紙の利用拡大を図るための広報活動等の実施。 - インターネット(ホームページ)によるリサイクル関連広報 - 環境・リサイクル関係パンフレットの作成、配布 - 環境講演会の実施(年3回) - 小学校教職者を対象とした環境・リサイクル問題の理解促進のための工場見学会の実施(年4回) - リサイクル関連の雑誌広告の掲載(年12回) ・機械すき和紙連合会の事業 - 古紙リサイクル週間等に、ショールーム等でパネルや古紙利用製品サンプル展示、紙すき体験等の実施 - 小・中学生、学校教員等向けに再生紙原料使用の工場見学の実施。(16年度 250回実施 於:各社工場) - 古紙製品(家庭紙・書道用紙等)のPR用リーフレットの作成、配布、およびインターネットによるPRの実施 - 静岡県紙業協会の統一ブランド「トイレットペーパー-ふじのかみ」(100%再生紙使用)の製造・販売。 - 東京23区ブランド等、各都市との連携による古紙原料トイレットペーパー-(100%再生紙使用)の普及拡大。災害放出用に備蓄するトイレットペーパー-(100%再生紙使用)の利用拡大。 ・(社)日本印刷産業連合会の事業 - リサイクル対応型紙製商品の普及に向けて、リサイクル対応型印刷資材等(接着剤、インキ類、シール)の利用促進を図っている。なお、難細裂化ホットメルト接着剤のリサイクル適性評価試験方法を平成12年度に確立した。</p> <p>・グリーン購入法による再生紙の利用促進を図る。</p>	<p>・現在、平成18年度以降のリサイクル目標について、現在の目標の達成状況を維持するとともに、紙の種類ごとに回収量の見込み、利用技術等を考慮した上で、目標の是非を含め検討中。</p> <p>・さらに、日本製紙連合会パルプ・古紙部会では、達成状況を踏まえ、古紙利用が少ない紙分野について紙種別の古紙の利用技術等、さらに古紙の調達両面から18年度以降の目標について検討中である。</p> <p>・左記各団体において、古紙利用製品の購入への意識の向上を目指し、普及・啓発策を講ずる。</p> <p>・接着剤に続き、リサイクル対応型シール、ハイブリットUVインキにおけるリサイクル適性の統一標準試験方法と評価基準の確立とこれら資材の普及を目指す。(社)日本印刷産業連合会)</p>

図る。

(4) 古紙他用途利用の拡大

低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進め、RPFの供給能力を整備する。

なお、日本製紙連合会は「環境に関する自主行動計画」において地球温暖化対策の一環としてRPFの使用の促進に努めることを掲げ、平成22年度において60万トン使用を計画している。

2. 古紙回収の促進

(1) オフィス古紙の回収の促進

増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。

オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（研修会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。

オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

インターネットを活用したより効率的なオフィス古紙回収システムの普及を促進する。

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。

集団回収等について、(財)古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

(3) 家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

回収への取組が増加しつつある雑がみ古紙について、異物混入防止を図りつつ、回収の促進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

(1) 飲料用紙製容器（紙パック）

回収率目標の設定（平成17年度全国牛乳容器環境協議会）

平成22年度 回収率50%以上

（平成15年度34.3%）

紙パックのリサイクル促進をはかるため、自治体、市民団体、関係事業者等と共同し普及啓発と回収活動の促進を図る。

(2) その他紙製容器包装

容器包装リサイクル法により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されつつあるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。

(4) 古紙他用途利用の拡大

・(財)古紙再生促進センターによる古紙利用新規用途セミナーを開催し、新規用途の普及促進を図った。

・固形燃料(RPF)、パルプモールド、古紙ボード、家畜用敷料等といった古紙他用途利用における古紙利用量は、23.5万ト(平成16年度(財)古紙再生促進センター調べ)。

・日本製紙連合会では、RPFを平成15年度において19万トン使用。

(1) オフィス古紙の回収の促進

・(財)古紙再生促進センターの事業

- オフィス古紙リサイクル実態調査の実施（平成16年度）

（事業所からのオフィス古紙の排出量・資源化量等のデータを収集整理し今後のオフィス古紙回収と利用の促進に活用する）

- 平成14年度よりオフィス古紙回収システム普及のための研修会を実施。（平成16年度全国9カ所で開催。）

- 古紙標準品質規格の主要銘柄に「オフィスペーパー」を新設。併せて分別排出基準を設定した。（平成16年9月）

・全国製紙原料商工組合連合会の事業

- インターネットを活用したオフィス古紙回収システムを開始。（平成15年度）

(2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大

・(財)古紙再生促進センターの事業

- 家庭系古紙の適切な分別回収を促進するための「 P° - P° -リサイクル講習会の開催。平成16年度17カ所（15年度19カ所）

・全国製紙原料商工組合連合会の事業

- 古紙回収促進パンフレットの配布、ホームページによるPR

- 全国自治体の古紙回収事業への協力。

(3) 家庭、事業所からの雑がみ古紙の回収拡大

・モデル循環システム事業で「事業所から排出される雑紙古紙の効率的な回収・利用システム実証研究」を実施。（平成16年度）

・(財)古紙再生促進センターの事業

- 古紙標準品質規格の主要銘柄に「雑がみ」を新設。併せて分別排出基準を設定した。（平成16年9月）

(1) 飲料用紙製容器

・全国牛乳容器環境協議会の事業

- 従来目標（平成17年度35%）は前倒しで達成が見込まれることから、（平成15年度34.3%）回収率目標を「平成22年度50%以上」に設定した。（平成17年4月）

- 環境教育の推進を図る目的で、子ども向けホームページ「牛乳パックン探検隊」を開設した。（平成17年4月）

- （全国牛乳パックの再利用を考える連絡会と共同実施）

回収ボックス提供による、10,000箇所拠点拡大を実施し、平成16年度までに累計4,932個を設置した。

牛乳パックリサイクル促進地域会議を全国5カ所で実施した。（平成16年度）

(2) その他紙製容器包装

・(財)古紙再生促進センター

- 古紙利用新規用途セミナーの開催し、新規用途の普及促進を図った。（再掲）

- 地方公共団体古紙関連施策等実態調査を通じて、自治体の紙製容器包装の回収への取組状況を把握。

・紙製容器包装リサイクル推進協議会

- 紙製容器包装分別収集物実態調査の実施及び自治体へのヒア

・古紙他用途利用製品について、異業種への情報提供を実施するとともに、連携して普及拡大に向け検討を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・新たに設定した古紙標準品質規格の主要銘柄である「オフィスペーパー」の分別基準の普及を通じて、オフィス古紙の回収促進を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・家庭系古紙の適切な分別回収を促進するため、 P° - P° -リサイクル講習会を開催する。なお、平成17年度は26カ所を予定している。（(財)古紙再生促進センター）

・新たに設定した古紙標準品質規格の主要銘柄である「雑がみ」の分別基準の普及を通じて、雑がみ古紙の回収促進を図る。（(財)古紙再生促進センター）

・飲料用紙製容器の回収量の増加を目指し、全国製紙原料商工組合連合会と協力して、紙パックの回収状況について実態調査を行う。（全国牛乳容器環境協議会）

・古紙他用途利用製品について、異業種への情報提供を実施するとともに、連携して普及拡大に向け検討を図る。（(財)古紙再生促進センター）(再掲)

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」等により紙製容器包装の回収に取り組んでいる市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、その結果や市町村による分別収集及び再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等の促進に向けた情報提供を行う。

(3) 表示

その他紙製容器包装が資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、その他紙製容器包装への識別マークの表示を徹底する。

紙パック、段ボール製容器包装についても、自主的取組としての識別表示を推進するとともに、今後の実施状況等を踏まえた上で、必要に応じ、表示率をフォローしつつ法制化を検討する。

リングと提言の実施。

(3) 表示

その他紙製容器包装を資源有効利用促進法指定表示製品に位置付けるとともに、紙パック、段ボールについては、業界における自主的なガイドラインの作成等、識別表示の取組を推進。

紙パックの表示実施率：98.7%（前年64.5%）
（平成15年5月末現在 全国牛乳容器環境協議会調査）
段ボール製容器包装の表示実施率：52.6%
（平成13年9月末現在 日本段ボール工業会調査）

・段ボールの使用状況を把握するため、家庭に入る段ボールの「経路」とその商品の「種別」に関する調査を実施するとともに、識別表示の実施率調査を実施する。（段ボールリサイクル協議会）

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
2. ガラスびん	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット利用率の向上</p> <p>目標 資源有効利用促進法における特定再利用業種として、ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット利用率について平成13年度に65%との目標を達成するとともに、平成22年度に90%との目標達成を目指す。</p> <p>異物除去装置等の導入・普及を図る。</p> <p>リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。</p> <p>カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大</p> <p>タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。</p> <p>公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p>	<p>< ガラスびんにおけるカレット利用率の向上 ></p> <p>・平成14年3月29日告示により、資源有効利用促進法の省令(判断基準)を改正し、平成17年度までにカレット利用率80%とする目標を設定したところであるが、前倒して目標を達成したことに伴い、日本ガラスびん協会技術委員会、ガラスびんリサイクル促進協会で検討を行い、平成17年度までにカレット利用率85%達成とする新たな目標を設定した。</p> <p>・カレット利用率 平成16年度 90.7% 平成15年度 90.3% 平成14年度 83.3% 平成13年度 82.0% 平成12年度 77.8% 平成11年度 78.6% 平成10年度 73.9%</p> <p>・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、関連設備の導入を図っている。</p> <p>・結晶化ガラスの自動選別システムの技術開発を実施(平成8年度及び9年度実施)。</p> <p>・再資源化に適した着色ガラスびんの製造技術の研究開発を実施。</p> <p>・カレット利用率の向上を図るため、日本ガラスびん協会では、業界統一カレット受入品質規格を改訂。平成14年度は暫定規格を適用し、品質データの集積を行い、平成15年10月より新規格に移行した。</p> <p>・主に緑、青、黒色の混色カレットを90%以上使用した「エコロジーボトル」を開発(平成3年度)、各社でPRを実施し需要拡大を図っている(平成15年出荷実績 約9,750万本(前年比+6.8%)平成16年出荷実績 約9,650万本)。</p> <p>< カレットの新規用途の開発、拡大 ></p> <p>・新規用途開発として道路用骨材への適用性に関する評価。(平成7年度~)</p> <p>・新規用途開発として超軽量多孔質土木材に関する技術開発の成果普及(平成8年度及び9年度実施)</p> <p>・民活法の支援対象に、ガラスびんリサイクル施設を追加。</p> <p>・自治体の道路工事等へのカレット粒状化製品利用を可能にするための移動式カレット粒状化設備の技術開発の成果普及。(平成8年度及び9年度実施)</p> <p>・ガラスカレット入りアスファルト舗装施工実績調査(平成9年度~)15年度施工実績220件</p>	<p>< 目標の設定 ></p> <p>・ガラス容器製造業は、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されており、判断基準省令において、平成17年度までに、カレット利用率を80%に向上することとなっている。資源有効利用促進法におけるカレット利用率目標を既に達成していることを踏まえ、今年度中に新たな目標設定についての検討を行う。</p> <p>< エコロジーボトルの利用目標設定について ></p> <p>・ガラスびん業界として、エコロジーボトル拡大の努力を引き続き行っていく。</p>

	<p>(3) カレットの品質向上</p> <p>自治体に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p> <p>消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。</p> <p>2. リデュース、リユースの推進</p> <p>軽量びんの開発、普及を図る。</p>	<p>・ガラスカレットの需要拡大に資する技術開発を実施。（新規技術開発予算・平成10年度～12年度）</p> <p>・ガラス入りアスファルト舗装の再生合材による試験舗装（平成12年度）</p> <p>・建設省「公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案（平成11年）」の普及。</p> <p>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（ガラスカレット地域別需給動向把握システムの開発）として、カレットの需給動向把握システムの開発を行った。（平成13～14年度） 開発された「ガラスカレット需給動向把握システム」を活用することで、あきびんの回収実績及びカレットの購入実績を毎月把握することが可能となり、リサイクルを円滑に促進する上で有効。また、他用途利用の情報をインターネットを通じて発信することにより他用途利用の促進を図っている。</p> <p><カレットの品質向上></p> <p>・地方自治体を対象に回収システム、回収方法についてのアドバイスや普及・啓発活動を継続するとともに（昭和59年度～）、終了した事業の成果を全国の地方自治体等にパンフレット等で周知することにより、ガラスびんの分別収集に対する意識の向上を図る。（平成8年度～）</p> <p>・地方自治体が分別収集したガラスびんの品質について異物混入状況等に応じたランク付けを行うことにより、ガラスびんの品質向上に向けての努力を促した。その際、具体的な品質基準を示したパンフレットを配布し意識を高める。（平成9年度～）</p> <p>・厚生省「ガラスびん分別収集の手引き（平成12年3月）」の各自治体への配布により分別収集における品質向上を図る。 ・分別収集された空きびんに異物混入が多い市町村に対し、関係団体において品質調査を行い、品質要請を実施。その結果、 <i>陶磁器や耐熱ガラス、キャップなどの混入が多く見られた市町村について、各自治体の努力により、異物混入の減少や品質が改善された事例も見られている。</i></p> <p>・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（モデルリサイクルシステム事業）として回収の実施、普及広報等のモデル事業を実施。分別収集における効果的な住民へのPR方法、収集方法等の成果の普及を図った。 平成8年度 東海、関西地区 平成7年度 関東地方 平成6年度 埼玉県内及び千葉県内</p> <p><リデュース、リユースの推進></p> <p>・びんメーカーと中身メーカーが連携して軽量びん化を推進。 ・ビールびん、牛乳びん、調味料びん等において、従来のびんに比べ、10～40%の軽量化を実現。</p>	<p>・「ガラスカレット需給動向把握システム」を活用し、あきびんの回収実績及びカレットの購入実績の把握を行うと共に、他用途利用の情報をインターネットを通じて発信することによって他用途利用の促進を図っていく。</p> <p>経済産業省が16年度に行った「その他用途需要拡大に向けた技術開発状況調査」等を基に需要拡大のための研究・普及活動を行う。</p> <p><リデュース・リユースの促進></p> <p>・ガラスびん業界として、軽量化の努力を引続き行っていく。</p>
--	---	--	---

	<p>リターナブルびんの利用促進のため、統一規格びんの普及方を検討するとともに、リユース（リターナブル）を考慮したリサイクル目標を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・びん軽量化への取組みとして、平成9年から平成16年までの7年間で1本当たりの平均重量（出荷トン数/出荷本数）は14.3g減少 ・税制優遇措置、政策投資銀行等低利融資制度等を活用しつつ、洗びん・検びん、洗函装置の導入を図っている。 ・飲料メーカー及びびんメーカーの協力により再利用促進の表示として「R」マークを導入するとともに統一規格びんの採用を実施。（平成4年度開始）（平成15年出荷実績 約1,730万本（前年比+42.7%）、平成16年出荷実績 約1,960万本） ・リターナブルびんの利用促進を図るために必要な、問題点の把握、検討、解決策の提案を実施。（平成7年度開始） 業界団体においてリターナブルびんの現状分析、減少要因の分析を実施。 分析結果によると、主たる減少要因としては、ライフスタイルの変化や、流通の変革による影響が挙げられる。例えば、ビール瓶は、平成7年には42%のシェアを占めていたが、平成16年では18%のシェアとなっており、アルミ缶や業務用樽にシフトしている。 1.8Lびんについては、平成7年には68千万本が日本酒、焼酎、醤油等に使用されていたが、平成16年では33千万本と半減している。 	<p>リターナブルびんの環境面での良さを引き続きPRする。国のモデル事業による統一規格びんの普及を図る。</p>
--	--	--	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
3. スチール缶	<p>・リサイクルの推進</p> <p>1. 目標値 目標：スチール缶リサイクル率85%以上 (飲料容器に加え、ペットフード缶の輸出入量を勘案した率により算定した値)</p> <p>平成13年ガイドラインにおいて、リサイクル率85%以上を目標としてきたところ、平成13年に目標を達成したことにより、翌年から新たな定義によるリサイクル率を掲げ、実質的に前倒しで目標値の見直しを実施。スチール缶リサイクルは、ほぼ再資源化体制は整備されたことから、今後は、体制の維持及び普及啓発に重点を置く。</p> <p>・今後の事業活動について スチール缶リサイクル率は既に目標値を達成し、再資源化体制は整備されたため、今後は体制維持に重点をおくとともに、スチール缶リサイクルの普及啓発に努めていくことにする。</p> <p>1. 再資源化対策 (1) リサイクルシンポジウムへの支援 (2) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続</p>	<p>・リサイクル率(実績)</p> <table border="1"> <tr><td>平成16年</td><td>87.1%</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>87.5%</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>86.1%</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>85.2%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>84.2%</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>82.9%</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>82.5%</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>79.6%</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>77.3%</td></tr> </table> <p>(注)平成14年以降は新定義により、ペットフード缶の輸出入等を勘案した新しいリサイクル率により算定した値</p> <p>・市町村の分別収集促進のために昭和51年から平成12年まで2~5回/年自治体清掃担当者を集め『廃棄物資源化研究会』を開催。(計78回実施)</p> <p>・分別収集の拡大に向け、平成7年分別収集と資源化設備について、技術的な解説と設置計画の手順をまとめた『スチール缶リサイクルリングマニュアル』を作成し、全国自治体へ配付(平成9年に改訂版配布)</p> <p>・市町村の分別収集促進のために平成3年度から平成12年度まで全国132の自治体にリサイクル施設設置の経済支援を実施(リサイクルセンター新設への経済支援、磁力選別機・回収車・プレスカーなどの寄贈)</p> <p>・リサイクルルートに関する調査を実施 自治体の分別収集への取組みの現状把握等のため、平成8年より毎年2月に収集方法や資源化施設の状況等についてのアンケート調査を行い、結果を年次レポートに掲載し、データベースとして構築 その結果、自治体における収集量(461千ト(平成16年全国ベース))を把握した。</p> <p>・リデュース、省資源化の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去30年間で素材の厚みを削減</p> <p>内容量 350㍓缶 容器 75㍓(1970年) 28㍓(2004年) (缶ビールなど) 削減率:約63%</p> <p>内容量 190㍓缶 容器 40㍓(1970年) 32㍓(2004年) (缶コーヒーなど) 削減率:約20%</p> <p>更なる削減は缶自体の機能の問題から限界に達しつつあるが蓋の縮径化による省資源化含めた検討を引き続き推進中</p> <p>・高炉メーカーでの200千ト以上引き取りを目指し体制の整備を行ってきた結果、平成11年は208千ト、平成12年は255千トと目標の引取量を達成したため、受入体制の整備は完了(平成16年度は、164千トと減少したものの、発生量の減少に伴うもの)</p> <p>・スチール缶リサイクル相談室におけるコンサルティングを継続して実施(平成3年度開設) スチール缶リサイクルが円滑に行われるよう10~20件/月程度、相談に応じてリサイクルルートや缶スクラップ市況の情報提供や市民への啓発ツールを提供</p> <p>・容り法の分別基準に適合しているスチール缶スクラップについては、一部離島から輸送費を含めた場合の逆有償対策の相談があり実態調査にむけ対応した。</p>	平成16年	87.1%	平成15年	87.5%	平成14年	86.1%	平成13年	85.2%	平成12年	84.2%	平成11年	82.9%	平成10年	82.5%	平成9年	79.6%	平成8年	77.3%	<p>自治体による分別収集の体制はほぼ確立されているが、現在のリサイクル率を維持・向上を出来るよう、今後も引き続き、業界紙・情報誌によるPR活動、広告キャラクターを使用したPR等を中心に、更なるスチール缶リサイクルの体制の維持及び更なる普及啓発を行う。</p>
平成16年	87.1%																				
平成15年	87.5%																				
平成14年	86.1%																				
平成13年	85.2%																				
平成12年	84.2%																				
平成11年	82.9%																				
平成10年	82.5%																				
平成9年	79.6%																				
平成8年	77.3%																				

<p>2. 美化・散乱対策 「市街地におけるあき缶散乱防止対策調査」の結果等を踏まえ、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 環境教育シンポジウム等の開催 ・美化リーダーの養成等を目的に実施</p> <p>(2) 美化ボランティア団体への支援活動</p> <p>(3) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施 ・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施</p> <p>3. 普及啓発対策</p> <p>(1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実 ・資源化見学会の実施 ・リサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供</p> <p>(2) マスコミ関係者への理解活動の継続（記者発表会等）</p> <p>(3) アニュアルレポートの作成 ・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供</p>	<p>・自治体との共同作業による事業系資源化システム作りの実施（平成10年度京都市、平成9年度藤沢市・熊本市、平成8年度大宮市・岐阜市、平成7年度船橋市・川口市、平成6年度北九州市・千葉市）。</p> <p>平成10年度までに9都市で調査を行い、平成11年度はそれをもとにレビューを実施した結果、事業系資源化システム作りは着実に進捗していることを確認した。</p> <p>・市街地の美化に関する美化研究会を設置（平成9年）し、地域住民を主体とした美化活動の組織を行政の協力を得ながら構築する美化システムを検討。また、美化システム作りに関するマニュアルを作成し、全国自治体、ボランティア団体等へ配布</p> <p>・市街地の美化に関する先進事例を紹介する全国まち美化シンポジウムを開催（年1回美化活動に熱心な都市で開催）。</p> <p>平成14年度 愛知県名古屋市、平成15年度 東京都千代田区、平成16年度 東京都目黒区</p> <p>・美化ボランティア団体の連携、情報交換の場として全国まち美化連絡会議を設置</p> <p>・観光地におけるごみの散乱防止に関する合同美化キャンペーン等を実施（昭和48年から平成16年までに330カ所で開催し、開催回数としては464回）</p> <p>平成14年度 岩手 沖縄など16カ所 平成15年度 京都 熊本 北海道 平成16年度 徳島 北海道 東京</p> <p>・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ/パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施し、一般消費者、教師、生徒にスチール缶リサイクルの啓発活動を行う。</p> <p>・マスコミ関係者との懇談及びリサイクル率等発表の実施。</p> <p>・スチール缶リサイクルの現状、協会の活動等の情報提供を目的とした年次レポートを毎年7月頃に発行し、全国自治体へ配付</p>	<p>・まち美化シンポジウム 平成17年度秋頃 開催予定</p> <p>・合同美化キャンペーン 平成17年度 京都舞鶴（7/15開催済） 新潟長岡（8/3-4開催済） 愛知名古屋（11/8開催予定）</p> <p>・平成17年度7月に記者説明会を経団連会館にて実施し、鉄人28号を広告キャラクターとして7月～10月都内地下鉄駅構内にてポスターを掲出しスチール缶リサイクルの普及啓発を行う。</p>
---	---	---

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
4. アルミ缶	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 アルミ缶における回収・再資源化率を平成18年度に85%に引き上げる (平成16年度86.1%)</p> <p>(2)回収ルート等の整備 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る全国の回収拠点リストの整備を行ってきた。 効率的な再資源化のためには、異物等の混入のない清浄な状態で回収する必要があり、そのための回収ルート等の整備、啓発活動等を引き続き推進する。</p> <p>イ)自治体の分別収集推進への協力 ロ)自治体の分別収集を補完するため、学校、ボランティア団体等による集団回収、スーパーマーケット等による拠点回収、回収事業者等に対し情報の提供、支援及び回収アルミ缶引取ルートの拡充を図る。 ハ)事業系回収への協力 事業系回収の調査研究を実施する。</p> <p>(3)リデュースの推進 薄肉化、軽量化の促進</p> <p>(4)広報・啓発活動の推進(散乱防止対策を含む) イ)講習会等の開催 ロ)ポスター・パンフレットの作成等 ハ)環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ)リサイクル活動取組の優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 安定的に再生資源化を持続させるためには、再生資源の安定的な需要先の確保が重要であり、CAN TO CAN再生資源化の維持・拡大及びその他再生資源の利用の促進を図ることにより、アルミ缶用材料の製造段階での再生資源の利用率の向上を図る。 目標:アルミ缶用材料における再生資源利用率を平成18年度に55%以上にする。</p>	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 イ)回収・再資源化率の実績 平成16年度 86.1% ・アルミ缶スクラップを使用する業界(自動車、鉄鋼、アルミ缶飲料)が好況であり、再生地金需要が旺盛であった。 ・再生利用事業者の見直しにより調査精度を向上させた。 ・リサイクルに係わる市民の意識の向上も追い風となった。 ・実績推移 平成15年度 81.8% 平成14年度 83.1% 平成13年度 82.8% 平成12年度 80.6% ロ)平成11年度より再資源化率算出にあたって、第三者評価を実施している。</p> <p>(2)回収ルート等の整備 イ)全国の自治体のアルミ缶の分別収集促進への協力として、自治体にて発行される各種啓発活動用パンフレット、イベント等への資料、情報の提供を行った。 ロ)自治体・学校・ボランティア団体・スーパーマーケットなど回収協力者に対し、回収ルート等の整備、啓発活動推進としてパンフレット、ビデオ、展示品の貸し出しを実施し、イベント等への協力を行った。(平成16年度363件) ハ)回収拠点登録者への情報提供、回収促進PR用品の提供。(回収拠点登録者は、現在約2,000ヶ所)</p> <p>(3)リデュースの推進 ・薄肉化、軽量化の促進 平成4年から現在に至るまで、各社における軽量化、薄肉化の取組が進められている。 <取組事例> ~缶胴重量削減、缶胴部薄肉化~ ・ビール350ml缶 15g/本 12g/本(20%減) ・ビール250ml缶 13.87g/本 13.75g/本(H17.1)(0.9%減) ・ビール350ml缶 12.20g/本 11.95g/本(2.0%減) ・ビール350ml缶 14.7g/本 12.1g/本(H17.1)(17.7%減)</p> <p>(4)広報・啓発活動の促進 イ)講習会の実施。(修学旅行時の総合学習向け中高生への講習、平成16年44校に実施) ロ)広告媒体の改定。(ホームページ、パンフレット、環境教育ビデオなどの改定作業実施) ハ)リサイクル活動取組の優秀な団体・個人及び学校を表彰。 16年度は、 ・団体・個人表彰は、52件 ・学校表彰は、52校 ニ)アルミ製ボトル缶のキャップ回収促進広報活動を実施した。</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 ・アルミ缶用材料を製造するアルミ圧延メーカーで、再生資源利用の一層の促進に取り組んだ。 ・再生資源利用率 平成16年度 52.3% (平成15年度 47.9%) <参考値>・CAN TO CAN率 平成16年度 61.7%</p>	<p>1. 再資源化の促進</p> <p>(1)目標 平成16年度のリサイクル率は86.1%と、目標の85%をクリアした。今後も継続して85%を達成すべく活動してゆく。</p> <p>イ)事業系のリサイクル率向上 ビル、商店等の事業者から排出されるアルミ缶の回収は、低いと認識されている。実態の把握と回収を向上させるための対策を検討する。 ロ)調査の精度向上 再生利用事業者の事業内容の把握を通じ、事業者の把握と回答内容の精度向上を図る。</p> <p>(2)回収ルート等の整備 イ)全国の自治体におけるアルミ缶分別収集実施率は、平成15年度98.5%となっているが、更なる完全実施に向け自治体へのPRを行う。 ロ)自治体の分別収集を促進するための活動として、尚一層の啓発活動に取り組む。自治体、学校、ボランティア等の開催するイベント等にパンフレット、展示物の貸し出しを行う。 ハ)回収拠点登録者への情報提供、回収促進PR用品の提供を行う。</p> <p>(3)リデュースの推進 イ)薄肉化、軽量化の促進 商品の品質と安定性を保持するためには、現状は限界に近いと認識しているが、更なる研究開発に努める。</p> <p>(4)広報・啓発活動の促進 以下内容につき、着実に推進する。 イ)講習会等の実施。 ロ)表彰制度の改正 従来は、再表彰が出来なかったが、平成17年度より可能と改定した。 ハ)ホームページのパンフレット、ポスター等の作成、改良。 ニ)環境教育ビデオ「調べよう、考えよう、アルミ缶リサイクル」の改定。</p> <p>2. 持続性のある再生資源利用の促進 引き続きアルミ圧延メーカー等での再生資源利用の確保に向けた活動を推進する。</p> <p>3. 調査活動 再生利用量として把握できない量(約4.2万トン)の追跡調査。</p>

(平成15年度 63.7%)

3. 調査活動

国内外におけるリサイクル実態の調査。

3. 調査活動

- イ) 再生利用事業者のリストを整備した。全国における再生利用事業者は131社であった。
- ロ) リサイクル率の調査、公表。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
5. プラスチック	<p>1. リサイクルの促進</p> <p>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル 目標:平成26年度 回収率80%以上</p> <p>なお、回収率目標値の前提条件(環境省の分別収集計画量等)が変動することも考え、今後必要に応じ目標値を見直すことがある。</p> <p>分別回収の問題点を把握するべく、関係省庁、自治体、調査機関と協力して情報収集を進め、特に回収率の低い大都市の実態調査を行い、回収率の向上に努める。</p> <p>推進協の自主設計ガイドラインに基づいた方針(ボトル本体の単一素材化、着色ボトルの廃止等リサイクル容易なボトルの製造)を推進する。</p> <p>a. 着色ボトルの廃止については、引き続き徹底する。</p> <p>b. また排出量削減のため、設計ベースからリデュースを着実に進める。</p> <p>モノマー化リサイクルを活用したボトルの製品の定着化を進める。</p>	<p>1. リサイクルの促進</p> <p>原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル</p> <p>【回収率】</p> <p>平成14年 53.4% 平成15年 61.0% 平成16年 62.3%</p> <p>-1 東京23区のPETボトルリサイクル実態調査を行った。(平成15年度)</p> <p>-2 業界関係団体の協力を得て、PETボトルに使用されるPET樹脂量予測に関する調査をおこなった。(平成16年度)</p> <p>-3 市町村の協力を得て、PETボトルの分別収集コストに関する聞き取り調査をおこなった。(平成17年度)</p> <p>-4 平成16年度末におけるPET樹脂リサイクル推奨マークの認定商品数は、349であった。(平成15年度398)</p> <p>-5 回収促進のため、下記広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PETボトルリサイクル推進協議会(以下PET推進協という。)が平成16年度版の下記公表資料を配布。 「PETボトルリサイクル年次報告書」、「PETボトル分別収集のポスター」、「再利用品カタログ」広報誌「RING」等 ・PET推進協が以下の展示会に出展を行った。(平成16年度) 「NEW環境展・東京会場」、「エコライフフェア」、「エコライフ展」、「暮らしとすまいの環境フェスタ」 ・また、分別収集をお願いするために、ポスター及び展示品の約50の市町村展示会への出展と約30箇所の市町村のリサイクルプラザへの再生品等のサンプル提供と啓発活動に努めた。 <p>自主設計ガイドラインに基づいた方針の推進</p> <p>a. 着色ボトルの廃止については、引き続き徹底する。 「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」で着色ボトルを使用しないこととし、国産の着色品はほぼなくなった(平成14年度)。さらに大手の輸入品について、中身メーカーに再度要請を行い、概ね改善した(平成15年度)。</p> <p>b. また排出量削減のため、設計ベースからリデュースを着実に進める。リデュースのための軽量化の例をあげると以下のとおりである。(平成15年度)</p> <p>500mlボトル: 32g 23g(軽量化率 28%) 2000mlボトル: 63g 42g(軽量化率 33%)等</p> <p>ボトルtoボトルに関して、モノマー化商業プラント1社が平成15年11月より稼働し、食品安全委員会の承認を平</p>	<p>(1) 飲料用(酒類を含む)・しょうゆ用ペットボトル ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。</p>

事業系廃棄物を分類し回収実態の把握度を高め、得られた成果を回収率に組み込む。

日本からの使用済みPETボトルの輸出量を把握するための調査を実施する。

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

目標：平成17年までにリサイクル率40%

主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。

基準の改定により助成対象の拡大

リサイクル拠点（エプシープラザ）を拡充・強化する。

地域の効率的リサイクル体制の整備

回収システムの拡充を図る。

リサイクルピースおよび圧縮減容方式による回収リサイクルシステムの推進

再生品の用途拡大を図る。

公募制度を採用してリサイクル技術・用途の開発を促進する。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

再生品の用途拡大を図るため、用途開発を促進する。

トレイトトレイ等、マテリアルリサイクル推進のため、マテリアルリサイクルに適した「白色発泡スチロールトレイ」の円滑な供給の確保を目的として、スーパー・量販店等を通じた自主的な回収活動に対する支援策等を引き続き検討するとともに、消費者等に対して需要喚起のための啓発に努める。

消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。

成16年3月に得た後、4月にはそのボトルが市場に出回り始めた。他の1社は平成16年3月にプラントが完工し、食品安全委員会の承認を9月に得た。

PET推進協の調査では、確認できた事業系回収量は平成14年度32,062トン、平成15年度54,652トンであった。平成16年度のデータについても引き続き、調査を行っている。

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

・平成16年度のリサイクル率実績は、マテリアルリサイクル41%（サーマルリサイクルを含めて69.3%）

・平成17年度40%目標は一年前倒しで達成。

・平成16年度卸売り市場へのリサイクル処理設備の助成を5箇所を実施。

・助成累計件数は98件。

・エプシープラザへの設備貸与は、新設・更新増設を含めて20箇所（平成16年度）。

・エプシープラザ数は138箇所。

・インゴット・ペレットに加えて圧縮減容やリサイクルピース及び粉碎混合によるリサイクル各手法を推進（家電包装、水産分野などで採用実績）。

・EPSのリサイクル技術および用途開発について、新たに公募制度をスタート。

・平成16年度リサイクル開発テーマ成果発表は建材・土木他の分野で7件。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

再生品の用途開発の促進

トレイトトレイ、屋外用椅子、テーブル、ボールペンのなどすでに市場が確立した用途に加え、ペン立て、合成木材など新しい用途開発のための試作、研究を行った。試作自体は問題ないものの、まだ営業生産品とはなっていない。

リサイクルの実績

スーパー・量販店等の店頭でトレイを回収する自主的回収量について、平成16年度は11,901トン（平成15年度12,398トン）であった。また、容器包装リサイクル法に基づき市町村が回収する「白色発泡スチロール製トレイ」は、（財）日本容器包装リサイクル協会の引取実績によると、平成16年度は1,125トン（平成15年度1,160トン）であった。

消費者に対する広報、啓発活動

発泡スチロール製流通用トレイのリサイクルの促進をはかるため、平成16年度は消費者団体との懇談会を6回開催し、リサイクル実績の説明と店頭回収ならびに容器包装リサイクル法で市町村が行っている分別収集に対する協力を依頼した。

輸出の実態を把握するための調査により、得られた成果を回収率に組み込む。

-1 海外（中国など）での入り口での調査

-2 日本での出口調査

(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材

・H18年度以降の新中期EPSリサイクル活動計画を検討中

・今後、卸売り市場の処理設備の老朽化に伴ない、更新申請が増える方向であるが、従来の助成基準を見直して対応する予定。

・エプシープラザの効率的運営を図るため、地域単位での取組方策を検討中。

・断熱材建材リサイクルシステムの構築の検討。

・海洋フロートのリサイクルシステム構築の検討。

・国内外でのリサイクル用途開発の検討。

・環境教育に対する支援活動。

・消費者・事業者などへの普及啓発活動。

(3) 発泡スチロール製流通用トレイ

現在行っている発泡スチロール製流通用トレイの自主的回収リサイクルを継続して推進する。

普及啓発・広報のための説明資料を充実させる。また、発泡スチロール製流通用トレイの分別排出・分別収集の促進のためホームページの開設を検討する。

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂用途拡大を図りつつ、引き続き拠点整備のためのシステムを構築に対し支援を行っていく。ポリオレフィン系フィルムも農業用プラスチックの含めリサイクル率は向上しており、排出者である農業生産者への啓発活動を一層強化していく。こうした実状を踏まえ、平成17年度は60%のリサイクル率を目標とする(平成15年約55%の見込)。

塩ビ製管・継手

塩ビ管・継手については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定されており、使用済み塩ビ管・継手のリサイクル率目標値を平成22年度70%と設定し、これを達成するために、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充や再生塩ビ管の普及化など、塩化ビニル管・継手協会が推進中のマテリアルリサイクルを更に充実・拡充させると共に、高炉原料化やビニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する普及・啓発を図る。

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルム

- ・従来からの用途開発のテーマは、大半が実用化された。
- ・近年、東南アジアの近代化に伴う建築資材(床材)等の再生材料の需要が高まり、供給が不足している状況となっており、今後一層のリサイクルが期待される。
- ・弾性パネルはグリーン購入法の認定を引き続き申請中である。国での実績が無いとのことで申請を繰り返している(現在ロングリストの段階)。
- ・拠点整備は全国的に進み、農家段階での分別・回収するリサイクルシステムの拡充を図っている。

塩ビ製管・継手

- 使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため以下のことを実施した。その結果、マテリアルリサイクル率は平成16年度実績56.1%にまで向上した。
- ・リサイクル可能な状態に前処理された使用済み塩ビ管・継手を有価で購入する受入拠点として、リサイクル協力会社を15社20拠点、中間受入場を33拠点設置し、沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所は有価購入受入拠点のある体制にした。
 - ・また、平成15年12月からは、現場で発生した前処理なしの使用済み塩ビ管・継手を適正な処理料金で受け入れ、排出者に代わって異物除去、泥落としを行った上、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始し、現在、5社7拠点で受け入れ中である。
 - ・受入対象製品及び受入量拡大のため、リサイクル協力会社に対する粉砕機の設備支援を累計13社に実施した。
 - ・リサイクルの出口となる協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県あいくる材、東京都等道府県や都市再生機構の標準仕様書などに認定・記載された。
 - ・塩ビ製品高炉原料化事業に対しては、塩ビ環境対策協議会を通じての支援の他、塩化ビニル管・継手協会のインターネットホームページやリサイクルパンフレットでPR実施中。また、ビニループ事業に関しては、提供した使用済み塩ビ管粉砕品から調製したコンパウンドを用いた押出成形テスト等を実施中である。

普及・啓発

- ・各種リサイクルに関するパンフレットの作成や地方自治体各種団体、ユーザー等関係先に説明会を開催、また、セミナーシンポジウム等の開催や各種展示会への展示、ジュニアコーナー等ホームページおよび、メルマガの配信など広報活動の充実を図ってきた。その他、家電リサイクル法にもとづく再商品化の試みとして回収冷蔵庫のドアパッキンのリサイクルシステムに

(4) 塩化ビニル

農業用塩化ビニルフィルム

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

塩ビ製管・継手

- ・契約中間処理会社の設置を全国に展開する。

普及・啓発

- ・塩ビ建材施工端材等の効率的な収集・再利用のシステム構築について検討を行う。
- ・この他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。今後はハロゲン含有プラスチックも含めたフォローアップを継続する。

3. エネルギー回収利用の促進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

ついて家電製品協会のリサイクル部門と連携して構築中である。

2. ケミカルリサイクル等の推進

廃塩化ビニルのコークス炉原料化事業を行うために、以下の取組を行った。

- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成を受け、製鉄会社、塩ビ工業・環境協会、(社)プラスチック処理促進協会が共同で廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を終了（平成 10-12 年）。引き続き研究開発を継続し、基本的な技術検討を終了した（平成 13 年）。
- ・事業化に向けた課題の抽出を実施した（平成 14 年）。
- ・廃掃法関連の許可を取得し、市場の実廃棄物を用いて実証試験を実施した（平成 15 年）。
- ・廃塩ビの高炉原料化事業がスタートした（平成 16 年 5 月）
- ・自動車シュレッダー中のプラスチックを既存の幅広いリサイクル施設で活用可能にする目的で、プラスチック中のハロゲンを分離する技術開発を日本自転車振興会の補助を得て実施し、技術開発の目処を得た（平成 15 年）。
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、循環型社会構築に向け、家電リサイクル法等の再商品化技術拡大を目指し、臭素系難燃剤含有使用済みプラスチックのケミカルリサイクル技術に関する調査を開始した。平成 13 年はスタートの年としてラボスケールでのガス化基礎実験を行った（平成 13 年）。基礎実験成果を参考に臭素含有プラスチックとして廃電気・電子機器及び自動車シュレッダーダストを対象としたゼロエミッションケミカルリサイクル技術の開発を中国経済産業局の委託事業として実施し、目標通りの成果を得た（平成 14 年）。自動車リサイクル法の施行に合わせ、上記技術のガス化及び臭素無害化部分について 2 社でリサイクル事業が開始された。（平成 16 年）
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、展示会の開催、各種広報資料作成等により、ケミカルを含むプラスチックリサイクル技術全般に関する広報活動を継続している。特に広報媒体としてのインターネットの利用を重視し、協会ホームページの充実を図った。また、容り法の円滑運用支援の為、仕組み・再商品化技術及び自治体、住民の活動について新作ビデオを作成した（平成13年）。

3. エネルギー回収利用の促進

- ・(社)プラスチック処理促進協会において、サーマルリサイクル技術に関するデータベースを作成する為、焼却発電・RDF等サーマルリサイクル分野を中心に訪問調査（約 10 ヶ所）を実施し、データベースを作成した（平成 13 年）。充実を図るため、訪問調査を継続し、これまでに 27 ヶ所の情報を収集整理した（平成 13～16 年）。
- ・一廃系廃プラスチックの燃焼試験を流動床式ガス化溶融炉で実施し、塩素系樹脂濃度が通常の 2 倍まで増加しても、要管理物質の排出基準をクリア出来る事を確認した。
- ・(社)プラスチック処理促進協会において、プラスチックの生産・廃棄・再資源化・処理処分状況等、廃プラ対策に必

2. ケミカルリサイクル等の推進

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

3. エネルギー回収利用の促進

- ・廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用の手法が他のリサイクル手法と比べて、LCAに経済性を加味したエコ効率の評価の中でどのような位置付けになるかについて、より客観的な評価を行なえるよう継続調査する。
- ・その他、ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

4. プラスチック廃棄物の減量化

- (1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。
- (2) 容器包装リサイクル法と連携して適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が広報・普及等の推進を図る。
- (3) その他プラスチック製容器包装への識別表示について、材質表示を促

- 要な各種調査を実施し、エネルギー回収も含めた全体像(フロー図)を継続的に公表している。
- ・ 容り法のその他プラスチックのストックポイント以降の輸送再商品化コストについて最小化を算出するシミュレーション法を開発した(平成12年)。
 - ・ 信頼性のあるLCIデータを提供する為、プラスチック業界として検討を行い、平成11年7月に汎用7樹脂について業界代表値を公表した(平成7年~11年)。
 - ・ 汎用樹脂の代表的な樹脂加工品のLCIデータを収集し、公表した(平成12年)。
 - ・ 廃プラスチックの処理・処分のLCIデータを収集し公表した(平成13年)。
 - ・ 廃プラスチック処理・処分システムについてエコ効率手法により評価し、公表した。食品の汚れなどが付着する一般系混合廃プラスチックは、エコ効率分析の観点からはエネルギー回収が最も望ましいとの結論を得た(平成14~15年)。
 - ・ 容器包装リサイクル法における再商品化手法を追加充実し、最新データでの再分析を行い、従前と同様な結果を得た(平成16年)。
 - ・ 自治体における「ガス化熔融炉によるエネルギー回収の動向」について調査し、廃プラスチックが廃棄物発電に利用されている実態について公表した(平成15年)。
 - ・ RDF発電所、関連RDF製造所、自治体を訪問又はアンケート調査により実態把握を行なった。自治体における廃棄物の資源化は平均で92%に到達しており、又、RDF発電所の発電効率が20%以上とサーマルリサイクルが有効に寄与していた(平成16年)。
 - ・ 産廃系廃プラスチックの排出、処理処分に関して、製造業6業種について調査した。5年前に比し、企業のゼロエミッションが大きく推進され、MR、TRによるリサイクルの拡大で、単純焼却、埋立は大幅に減少していた(平成16年)。
 - ・ (社)プラスチック処理促進協会編パンフレット「プラスチックリサイクルの基礎知識」の改訂を行った。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクル(エネルギー回収)について最新情報を追加、解説した(平成17年)。
 - ・ 循環型社会に対する理解を幼少時より深める目的で、プラスチックの有用性とリサイクルに関する小中学生・教師向けのツールを作成し、ホームページ上で公開した(平成15年)。
 - ・ 本サイトを用いた教育現場での出前授業実施等普及活動を行なった(平成16年)。

4. プラスチック廃棄物の減量化

- ・ 経済産業省・リサイクル推進課と環境省・リサイクル推進室の依頼により、その他プラスチックの特定事業者に対し「容器包装に関する環境配慮状況の調査」を実施した。
- ・ 分別収集・選別・保管、及び再商品化に関する課題等を抽出し、より円滑な容り法運用に反映することを目指して、

4. プラスチック廃棄物の減量化

- ・ ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

進する。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックの材料リサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業、プラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について検討を促進する。

また、グリーン購入法に位置づけられた品目における再生プラスチック利用の拡大や材質表示の徹底、同種の部材への材料リサイクルを促進するため、組立加工製品製造業の取組に対する必要な協力を図る。

6. その他

(1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用
植物等のバイオマスを原料とする「バイオマスプラスチック」や、環境中（土壌中等）の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」について、開発・普及促進とそのための環境整備を図るとともに、様々なリサイクル手法の検討を行う。

平成 15 年より自治体調査、材料 R、ケミカル R 各専門委員会を立ち上げ、活動を継続中である。

- ・指定法人による基準作成の支援。
- ・特定事業者、市町村、消費者、学校(教育機関)に対して啓発活動。
- ・(財)グリーンジャポニカの依頼により体験教材を追加制作し、容器包装リサイクル普及の一助とした。
- ・プラスチック容器包装リサイクル推進協議会のホームページにリサイクルに関する子供向けページを新設した。
- ・各省庁への提言
- ・健全な再商品化事業者に対するサポート活動
- ・各業界による表示に関するガイドラインの作成や異業種による情報交換
- ・識別表示マーク原版等の配布
- ・市町村・消費者に対しての啓発活動
- ・特定事業者からの相談対応

5. 組立加工製品製造業との連携

- ・自動車業界の組立加工製品製造業と連携し、材料回収、リサイクル技術、用途拡大等の研究を行い、再生実証等を実施。
- ・パソコン業界に設置された「素材検討WG」において、意見交換・検討を開始。

6. その他

- (1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用
- ・バイオインダストリー協会において、安全性評価手法の調査検討を実施するとともに、食品包装材料としての安全性の検討を実施。安全性評価手法については、生分解性プラスチック研究会による識別表示制度の中に反映された。また、平成 16 年 3 - 6 月には、食品包装材として、ポリオレフィン等衛生協議会のポジティブリストにポリ乳酸等の生分解性ポリマーが相次いで登録された。
 - ・生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチックの普及のためのシンポジウムを開催した。
 - ・生分解性プラスチック研究会において生分解性プラスチックの識別表示制度（グリーンプラ識別表示制度）を運営し、2004 年度末時点で 700 点を超える製品がグリーンプラ製品として認証されている。
 - ・平成 16 年度から、環境配慮製品の規格化として生分解性プラスチック識別表示基準の環境 JIS 化に向けた作業を開始し、平成 16 年度は“安全性規格原案”を策定した。
 - ・生分解性プラスチックの生分解性を小型な装置で簡便・正確に試験することが可能な小型微生物酸化分解試験法（MODA 法）に係る国際標準案を作成し、ISO/TC61/SC5/WG22（生分解性プラスチック専門分科会）で発表した。その後、海外 6 カ国によるラウンド・ロビン・テストの試験結果を踏まえた委員会原案を ISO 事務局に提出した。

5. 組立加工製品製造業との連携

- ・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。

6. その他

- (1) バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの開発・利用（普及促進）
- ・「愛・地球博」で行ったバイオリサイクルや材料リサイクル、ケミカルリサイクル等のリサイクル手法について、実証成果を取りまとめ、成果報告会等を通じて全国の地方自治体等への普及促進を図る。
 - （識別表示、規格化・標準化）
 - ・生分解性プラスチック研究会における生分解性プラスチックの識別表示制度（グリーンプラ識別表示制度）を着実に運営する。
 - ・生分解性プラスチック識別表示基準について、環境 JIS 化の作業を引き続き進める。
 - ・MODA 試験装置の条件・精度をさらに向上するための検討を行うと共に、海外 6 カ国によるラウンド・ロビン・テストを引き続き実施し信頼性を向上する。
 - ・ISO 事務局へ提出した委員会原案が国際規格化するための国際規格案作成及び国際標準化活動を引き続き進める。

<p>(2) FRPのリサイクル技術の開発 FRP製品をセメント原・燃料として利用する技術の開発を行うとともに、事業化への検証を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチック製品の再資源化処理としてコンポスト化、メタン発酵化、自然環境中での資化（使い切り）、或いは土中埋設を取り上げ、熱リサイクルを対比としてLCA分析を行う実証事業を開始。農業資材の自然環境中での資化処理が少ない環境インパクトを示すことを証明した。 ・平成16年3月29日から1ヶ月間、経済産業省の食堂において、バイオマスプラスチック食器利用のモデル実験を実施した。 ・平成17年3月から9月にかけて開催された「愛・地球博」にバイオマスプラスチック製食器やごみ袋を導入し、リサイクル手法の構築に向けた課題の抽出を行うと共に、認知度の向上を図る実証試験を実施した。 ・グリーン購入法の平成15年度の特定調達品目として「植物原料由来プラスチック製透明窓付き封筒」が、配慮事項として「生分解性プラスチックを使用した生ゴミ処理袋、及び水切りネット」が採用され、また、平成16年度の特定調達品目として、植物を原材料とするプラスチックを使用した「インクジェット用 OHP フィルム」及び「クリアホルダー」が採用された。 ・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGでの容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する中間取りまとめにおいて、“枯渇性資源を利用しない植物由来のプラスチックや、生分解性プラスチックについて、資源の有効利用を図る観点から、容器包装リサイクル法の中で何らかの位置づけを考えるべきとの指摘がある。”との問題意識が盛り込まれた。 <p>(2) FRPのリサイクル技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月に事業を開始し、現在、計画量以上の廃FRP材を処理している。また地域展開をはかり、現在関東、東海および関西に拠点をひろげ事業を推進している。 	<p>(2) FRPのリサイクル技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、左記事業を検討・実施。 	
---	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
6.自動車	<p>1.使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の円滑な施行 自動車製造業者、部品製造業者、車体製造業者、販売業者、整備業者、解体業者、破砕業者等自動車のリサイクルに関わる事業者は、適切な役割分担の下、自動車リサイクル法の円滑な施行を実現する。</p> <p>2.リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、車体製造事業者、解体業者、破砕業者及び素材事業者等は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準(自動車製造業者等のシュレッダーダスト・エアバッグ類の再資源化基準及び解体業者・破砕業者の再資源化基準等)の遵守に加え、それぞれ役割を分担もしくは協力して(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図る。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。</p>	<p>1.「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)は、平成17年1月に本格施行された。 ・法施行前には、自動車製造業者等をはじめとする関係団体等は実効的なリサイクルシステムの開発及び体制作りを進め、本年1月自動車リサイクルシステムおよびその業務運用とも、おおむね順調に稼動を開始した。 ・関連事業者の登録・許可状況については、本年3月末時点において引取業者が約85,100社、フロン類回収業者が約22,700社、解体業者が約5,500社、破砕業者が約1,200社それぞれ都道府県等の登録又は許可を取得した。 ・制度の普及・広報：関係事業者間における制度の理解の促進を図るため、法施行前に3回にわたり、それぞれの全都道府県(約50ヶ所)において全業種の関係事業者向け全国説明会を実施。また、きめ細かな説明を行うため各業種別の全国説明会を適宜実施。これらを合わせて、昨年1年間で延べ9万3千人の参加者を得た。また、一般の自動車所有者への理解促進を図るため、テレビ、ラジオ、各種ポスターなど幅広い広報を実施した。 ・シュレッダーダストのリサイクルについては、規模の利益によるコストの削減、破砕業者の業務の円滑化を背景に、(1)ART(Automobile shredder residue Recycling Team)と(2)THチームの2チームに分かれ競争をしつつリサイクルを実施中。 施行後間もないことから評価出来る状況にはないが、平成16年度においては各社とも概ね50~70%のリサイクル率を達成。 (1)日産、三菱、マツダを中心とするグループ (2)トヨタ、ホンダを中心とするグループ ・フロン類、エアバッグ類については、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構(以下「自再協」)を設立し、自再協が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を引き取り、リサイクルおよび破壊を実施中。 施行後間もないことから評価できる状況にはないが、平成16年度におけるエアバッグ類の再資源化率は、各社とも90%以上となっている。 ・平成17年9月末での使用済自動車の引取台数は約191万台、リサイクル料金が預託された車両はあわせて約2,964万台となっており、自動車リサイクル法は、制度としては立ち上がりつつあるものと認識。</p> <p>2.「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」に基づく、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ 自主行動計画」を執行中。 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 アジ化ナトリウム使用撤廃 ・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築・運用 ・フロン(CFC/HFC)の回収・破壊システム構築・運用(フロン回収破壊法施行までの自主的取組み) ・エアバッグ・インフレーター回収・処理システム構築・運用(運用期間:平成11年10月~平成17年3月終了)</p>	<p>1.使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の円滑な運用に向けた取組。 ・リサイクルシステム上の業務運用をより効率的に遂行するため、必要に応じ、現システムの改修または開発・構築を行う。 ・今後も各事業者が同法の制度・実務を十分理解した上で、法律遵守に取り組んで頂けるよう、引き続き必要に応じて各種説明会を開催する。 ・また、一般の自動車所有者の理解促進を図るため、本年7月から開始したラジオ放送を始めとして、テレビ、雑誌等の各種媒体を効率的に活用し、理解普及活動を行う。 ・離島対策支援事業については、特定再資源化預託金等の発生状況及び離島地域からのニーズを踏まえ本年10月から開始予定。 ・不法投棄等対策支援事業については、現時点では、自治体から具体事案は上がっていないが、事案が上がってきた場合には、迅速に対応出来るように引き続き準備を進める。</p> <p>2.リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減</p>

- (1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。
- (2) 新型車における環境負荷物質削減目標については、平成14年11月に自動車工業会が以下の内容の自主取組を公表。
鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成18年1月以降平成8年比で概ね10分の1以下に削減すること。(大型商用車は4分の1以下では4分の1に達しつつある。)

水銀使用を自動車リサイクル法施行時点以降禁止(交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンビネーションメーター、ディスチャージヘッドランプ、室内蛍光灯を除く)
六価クロム使用を平成20年1月以降禁止
カドミウム使用を平成19年1月以降禁止

- (2) すべての使用済自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。
平成27年以降のすべての使用済自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。
(注)自動車の解体を行う事業者は、自動車リサイクル法に基づく再資源化基準の遵守に加えて、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバルンサ、ターンめっき鋼板製燃料タンク、の除去などに努める

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、自動車製造事業者は以下の取組を行う。

- (1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行う。
特に、自動車リサイクル法上シュレッダーダストとエアバッグ類について自動車製造業者等が引き取って再資源化を行う義務を有することとなったことに伴い、シュレッダーダストの発生量が抑制され又は減少する設計・製造やエアバッグ類の取外し容易性・車上作動処理容易性を向上する設計・製造をさらに推進することにより、自動車所有者が負担するリサイクル料金の低減を図る。
- (2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずる。また、長寿命化設

(1) 新型車リサイクル可能率90%は、定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造業者が独自のリサイクル指標として表示。

- (2) 鉛使用目標達成状況

目標年	平成16年度市場投入新型モデル数	目標達成モデル数(*)
平成18年	24モデル	17モデル

(*)平成18年末目標(平成8年比1/10以下減)達成

水銀使用については、平成16年度市場投入新型車は全て達成。

、六価クロム、カドミウムについては代替材への切替を推進中。

(2)産業構造審議会自動車リサイクルWGと中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会の合同会議(平成15年5月開催)において現状の使用済自動車のリサイクル率は84~86%程度と推計されており、リサイクル率目標85%が概ね達成されている状況

(4)(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会は、自主的な「CFC/HFC回収・破壊システム」を構築、運用。
・運用期間=平成10年1月~平成14年11月終了
・全回収・破壊処理実績 CFC:438トン
HFC:32トン
・登録事業者数=3,836(平成14年終了時点)

(5)エアバッグインフレーター回収・処理システムの構築・運用
・運用期間:平成11年10月~平成17年3月終了
・登録事業者数:2,362社(平成17年3月末現在)
・回収/処理(再資源化)実績:248,260個(平成11年10月~平成17年3月末現在累計)

3.自動車製造業者は、資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品(リデュース)、指定再利用促進製品(リユース・リサイクル)の判断基準ガイドラインを策定。

(1)モジュール化やプラットフォームの共通化等により、部品点数削減、原材料の有効活用を推進

(2)耐久性の高い部品の信頼性向上に努めている。

(3)新型車のリサイクル可能率90%以上とすること、また、新型車における環境負荷物質削減目標を達成するため、引き続き、自主取組を進めていく。

計された部品の利用に努める。

- (3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する（商用車架装物については車体製造事業者が提供）。
- (4) 設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。

4．リサイクルの推進

- (1) シュレッダーダスト・エアバッグ類について自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑な引取り・引渡し、再資源化を実施するとともに、自動車製造業者、解体業者、破碎業者等は分別・再資源化技術等について関連業界とも連携して引き続き研究・開発を進める。
- (2) フロン類について「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び制度移行後の自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑なフロン類の回収、破壊を実施するとともに、自動車製造業者及びエアコン製造業者は一層の省冷媒化及び脱フロン冷媒の開発・普及を進める。
- (3) 廃油、廃液、廃バッテリー等は、自動車製造業者、販売業者、整備業者、解体業者等関係者が、自動車リサイクル法の再資源化基準の遵守はもとより各々の役割に応じて、適正処理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。
- (4) バンパー等プラスチックのリサイクルを推進するため、素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者は以下の取組みを連携して行う。
 - ・修理時に発生する自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。
 - ・複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究を行う。
 - ・バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。
 - ・化学業界との連携による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

さらに、使用済プラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、マテリアルリサイクルの促進を図った上で、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

5．リユース部品の利用促進

- (1) 自動車製造事業者、部品製造事業者は可能な限り、製品情報の提供を行うこと等、リユース部品の利用の促進のために必要な対応を実施する。
- (2) 自動車保険の対象となる補修におけるリユース部品の使用を促進する。

6．回収段階における対策

自動車リサイクル法施行後において自動車リサイクル法に基づく自動車所有者・引取業者間での引取りの円滑化を図り、また自動車リサイクル法施行前においても引き続き円滑な回収を図るため、以下の取組みを行う。

- (3) 分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。

- (4) 各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。

4．自動車製造業者は、関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を実施。

(1)～(3)については、関係事業者が、平成17年1月以降、自動車リサイクル法に基づいた処理を実施。これに際して、自動車製造業者等においては、シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類の引取り及び再資源化・適正処理の体制を整備。

(4)バンパー等プラスチックのリサイクルについては以下の取組を実施。

- ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（平成4年から実施）
- ・ディーラから自動車製造業者のルートを確認し、修理時に発生する自社バンパーの回収リサイクルを実施（平成16年＝約159万本回収）
- ・マテリアルリサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減
- ・部品リユースが容易なユニットの脱着性を容易にする為の工夫（バンパー・内装品・リヤコンビランプ等）
- ・リサイクル容易なPP樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

		平成7年	平成16年
バンパー	PP	30種類	20種類
	PP以外	7種類	2種類

- ・廃バンパーからの再生樹脂（スプラッシュガード・エンジンカバー・デッキボード・エアクリナーケース・バッテリーケース等）として再利用を開始。

5．

- (1)自動車製造業者や各事業者において、使用済自動車の分解技術研究や適切な回収方法・再生技術の研究を推進中。
- (2)自動車リサイクル部品の活用促進策を推進するため、国等が自動車リサイクル部品の利用を積極的に行うよう「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」の項目に追加。6．経済産業省のリユース部品活用促進の調査活動に関係事業者が参画し、リユース部品の品質基準・品質表示等のガイドラインづくりやユーザーへの普及促進方法の在り方等について検討。

6．路上放棄車処理協力会の設置（平成3年7月設置・継続）

- (1)地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。
 - ・協力実績：（平成3年9月～17年3月 189,810台）

4．リサイクルの推進

(1)今後とも、シュレッダーダスト・エアバッグ類について自動車リサイクル法に基づき、効率的かつ円滑な引渡し、再資源化が実施されるよう、自動車製造事業者等は、引き続き研究開発・調査研究を継続して行う。

(2)自動車製造事業者は、フロン類の一層の低漏洩化を進めるため、実証実験を実施し、また省冷媒化、脱フロン冷媒の開発・研究を引き続き実施する。

<p>(1) 放置自動車対策の推進 地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を 行うための体制の継続推進。</p> <p>(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする。</p> <p>7. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置する（販売店）。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。</p>	<p>年平均 約 13,977 台)</p> <p>(2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。</p> <p>(3) 関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び減容化・安定化技術調査</p> <p>・産業廃棄物処理処分場の債務保証を行う産業廃棄物処理事業振興財団の基金への協力（平成3年から）</p> <p>7. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置（販売店）。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。</p> <p>(3) 使用済自動車の専用マニフェスト制度の運用。</p>	
---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置						
7. オートバイ	<p>1. オートバイのリサイクルシステムの運用 (社)日本自動車工業会が策定した以下を主な内容とする二輪車リサイクルに関する自主取組みに基づき、二輪車製造業者等が関係事業者の協力を得て構築したリサイクルネットワークを円滑に運営する。</p> <p>・<u>二輪車製造業者等は、新たに販売する車両にリサイクルマークを付して販売する。2005年10月1日以降出荷台数に対し、100%貼付を目指す。</u></p> <p>・二輪車製造業者等は、リサイクルネットワーク稼働後に販売された車両(リサイクルマーク付き)が廃棄される時には、費用徴収せず引き取る。リサイクルネットワーク稼働前に販売した車両(リサイクルマークなし)については稼働後7年を目途に、同じく費用徴収せず引き取る(7年まではユーザー負担)。</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減 二輪車製造事業者等、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。 また、下記の目標を達成するため、他の業界と連携し、必要な技術開発を推進する。 (1) 新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。 (2) 新型車における環境負荷物質削減目標については、平成14年11月に自動車工業会が以下の内容の自主取組を公表。 ・鉛使用量(バッテリーを除く)を、平成18年1月以降60g以下(210kg車重量)とする。 ・水銀使用を2004年(自主行動プログラム実施時点)以降禁止(交通安全の観点で使用する、ナビゲーション等の液晶ディスプレイ、コンビネーションメーター、ディスチャージヘッドランプを除く) ・六価クロム使用を平成20年1月以降禁止 ・カドミウム使用を平成19年1月以降禁止</p> <p>(2) すべての使用済オートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 平成27年以降のすべての使用済オートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバルンサの除去などに努める。</p>	<p>1. 国内二輪車製造事業者(4社)を中心に、輸入事業者等(12社)の協力も得つつ検討を進めてきたリサイクルシステムを平成16年10月1日からの本格稼働開始。</p> <p>・廃棄二輪車の引取り・処理・再資源化において指定引取窓口(190ヶ所)、廃棄二輪車取扱店(約15,000店)、処理・リサイクル施設(14ヶ所)を設置し、リサイクルネットワークの運営、管理を実施。</p> <p>・リサイクルシステム稼働後、新たに販売する車両に二輪車リサイクルマークを付して販売し、マーク付きで販売された二輪車が廃棄される時には、リサイクル料金を徴収せずに引き取る。</p> <p>・リサイクルシステム稼働前に販売された二輪車は、廃棄時に二輪車製造事業者、輸入事業者が設定するリサイクル料金を支払って引き取る。ただし、稼働7年目経過後は、リサイクル料金を徴収せずに引き取る(リサイクル料金は各社公表済み)。 ただし、稼働7年目経過後はリサイクル料金を徴収せずに引き取るものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 800 1798 919"> <tr> <td>リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)</td> <td>246機種</td> </tr> <tr> <td>引取り累計台数(05年6月末)</td> <td>1,511台</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>85.5%</td> </tr> </table> <p>2. 「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を実施中 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 ・専用マニフェスト制度の構築に協力 ・使用済二輪車の分解技術調査の推進</p> <p>(1)リサイクル可能率は定量的絶対評価が難しい等の理由により、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示。 ・リサイクル可能率 2004年市場投入モデルの全17モデルで90%以上を達成(ISO基準のマテリアルリサイクル率)</p> <p>(2)鉛使用目標達成状況 ホイールバルンサの鉛フリー化等により、2004年市場投入新型モデルの全17モデルで達成。 水銀、六価クロム、カドミウム代替材切替を推進中</p> <p>(2)新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、リサイクルシステムに関わるリサイクル施設と協力し、リサイクル率目標達成に向け努力している。</p>	リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)	246機種	引取り累計台数(05年6月末)	1,511台	リサイクル率	85.5%	<p>1. 二輪車リサイクル自主取組みの更なる周知徹底 仕組みの広報・理解普及活動を(財)自動車リサイクル促進センター内二輪車事業部を中心として、継続して実施する。 ・ユーザー利便性のために販売店店頭へのリサイクルマーク掲出の徹底 ・ユーザー利便性のために廃棄二輪車取扱店名簿のホームページ公開 ・粗大ゴミ(50cc以下)としての引取りを中止する自治体に対して円滑な本システムへの移行に向けて住民への広報活動の協力 ・(財)自動車リサイクル促進センターからの二輪車イベント等における二輪保有ユーザーへの広報活動の実施</p> <p>2. リサイクル率の向上及びそれに資する環境負荷物質の使用量削減</p> <p>(1)リサイクル可能率・環境負荷物質削減目標の実現に向けた取組み ・六価クロム含有部品の段階的削減 ・電気接点等のカドミウムの全廃</p> <p>(2)リサイクル率の目標実現に向けた取組み ・リサイクルシステム稼働に伴い、リサイクル施設で発生するプラスチックの活用研究を行う。 ・リサイクル施設でのシュレッダーダストのサーマルリサイクル活用研究を行う。</p>
リサイクルマーク貼付車の市場投入数 (05年6月末)	246機種								
引取り累計台数(05年6月末)	1,511台								
リサイクル率	85.5%								

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮
資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二輪車製造事業者等は次の取組を行う。

(1) 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース可能な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。

(2) リユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。

(3) リデュース・リユース・リサイクルに資する情報を競争上の地位を害するおそれがある場合を除き提供する。

(4) 設計段階での取組状況及び効果について、環境報告書やホームページ等により定期的に公表を行う。

4. プラスチック部品のリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、二輪車製造事業者等の連携した取組促進

(1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進

(2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上

(3) 化学業界との連携

による検討結果を踏まえ、引き続き同種の部材へのマテリアルリサイクルを含めたプラスチックリサイクルを促進する。

(4) シュレッダーダスト対策
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を推進するとともに、分別や再資源化に必要な技術の開発を促進する。

5. 回収段階における対策
地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制を継続推進する。

3. 新規開発モデルの3R事前評価を実施し、3R促進に努めている。

(1)リデュース
・メインフレーム材質を鉄からアルミ製フレームに変更軽量化
・エンジン部品（C D I 基盤、ローター等）の小型化による軽量化
・エンジン吸気システムの電子制御による軽量化
・発泡 P P 製ラゲージボックスの適用拡大
・樹脂材料の採用による軽量化
・パンク対策技術チューブ採用による長寿命化

(2)リユース・リサイクル
・四輪車の廃バンパー材や市場のリサイクル P P 材などを積極的に適用（フェンダー、アンダーカバー等）。
・従来塗装仕様の部品に着色樹脂を積極的に採用。
・部品の取り付けボルト数の削減（易解体性）
・樹脂部品の材料表示
・電装部品の共通化によるリユースの推進

(3)分別作業を容易にするため、材料表示に努めている。

(4)各社環境報告書やホームページ等の媒体にて3R配慮設計について公表。

4. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。

(1)プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化（平成4年から実施）

(1)(2)リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減

(3)化学業界との連携を推進し、可能性を検討。
・リサイクル容易な P P 樹脂社内規格の見直しによる種類の削減を図った。

・（社）日本自動車工業会での活動を通じ、各製造業者において設計審査や製品開発アセスメント等を通じてリサイクル容易な素材の選択を推進。

		平成7年	平成16年
カバー類	P P	35種類	15種類

(4)リサイクル施設でのシュレッダーダストのサーマルリサイクル活用研究中

5. 路上放棄車処理協力会の設置（平成3年7月設置・継続）

(1)地方公共団体における放置車の回収・処理に対し、業界が適正処理のために引取を行うための体制の継続推進。

・引取実績：54, 252台
（平成3年9月～17年3月 54, 252台
年平均 約3, 995台）

(2)販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

なお、10月1日開始のリサイクルシステムにおいて、ユーザーからの廃車希望二輪車を引取る販売店を約15, 000店登録した。

3. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮

(1)リデュース
・エンジン部品、機能部品等への軽量素材を適用拡大し、軽量化、小型化の継続推進する。

・凡用性の高い小物部品や形状が同一であるがサイズが異なる部品等（バッテリー等）を統合化するように継続推進する。

(2)リユース・リサイクル
・リサイクル材の積極的適用を図る。

4. プラスチック部品のリサイクル

・リサイクルシステム稼働に伴い、リサイクル施設で発生するプラスチックの活用研究を行う。

6. 二輪車リサイクルシステム稼働と並行して、二輪車リサイクルの放置車両、不法投棄抑制に向けた広報、理解活動を継続する。

	<p>6 . オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を設置する(オートバイ販売店)。</p> <p>(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。</p>	<p>(3)関連業界との協力によるシュレッダーダストの有効利用及び減容化・安定化技術調査</p> <p>6 . ホームページ・小冊子等により、二輪車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施</p> <p>(1)専用マニフェスト制度の構築に協力</p> <p>(2)ポスター・パンフレット等の作成・配布。</p>	
--	--	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
8. タイヤ	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの構築等</p> <p>(1) 日本自動車タイヤ協会内に、地区委員会及び都道府県委員会を設置し、収集・運搬業者、中間処理業者とのネットワークを構築しているが、「解体業者」がタイヤの収集・運搬業者、中間処理業者に円滑に廃タイヤを引き渡せるよう、ネットワークへの参加を促すとともに、最終処分先の紹介等の情報提供を積極的に行う。</p> <p>(2) 散見される野積みタイヤについては、改正廃棄物処理法により、規制、対策の強化の下、環境省による廃棄物の不法投棄認定基準の運用に協力し、適正処理の促進を図るとともに、全ての廃タイヤに導入した「マニフェスト制度」更に着実に進めていき、回収・処理ルートの完全捕捉を目指す。</p> <p>(3) 回収及びリサイクル実績の公表については、(社)日本自動車タイヤ協会のホームページ等により行う。</p> <p>2. リサイクル、リユースへの取組の促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の目標 廃タイヤの再生利用の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用(原・燃料利用)及び製紙(熱回収)等への利用の維持・拡大を図るための安定供給努力等を行うことにより、現状のリサイクル率88%(平成16年実績)を平成17年までに90%以上に向上させることを目標とする。</p> <p>(2) 更生タイヤの使用促進等 更生タイヤの使用等の促進のため、技術面、安全面、経済面から関係団体も含め、総合的な検討を行う。</p> <p>(3) マテリアルリサイクルの拡大等 道路舗装用途として、廃タイヤゴムチップを利用した多孔質弾性舗装及び廃タイヤゴム粉を利用したアスファルトラバー(以降AR)の実用化に向けて、平成17年の一部施工を目標に研究開発を行う。また、将来的には、ゴム粉の利用、再生ゴムの利用、化学分解生成物の利用等の用途拡大を図るための技術開発を推進する。</p>	<p>1. 廃タイヤの回収・処理ルートの構築等</p> <p>(1) 解体業者への社団法人日本自動車タイヤ協会構築ネットワークへの参加促進、情報提供のため、また、認定制度の一元管理の目的でも廃タイヤ処理業者調査を実施している。又、マニフェストチェックリストの活用等マニフェスト制度の整備、推進を行うとともに新日鐵とタイアップし、中間処理業者からの2次マニフェストに電子マニフェストを試験的に導入している。</p> <p>(2) 改正廃棄物処理法による規制・対策強化の下、同法に沿った対策を推進するとともに次の不法集積・投棄の未然防止対策を推進している。 排出者から再生利用・熱回収先までの一元管理名簿の定期的メンテナンス 大口利用先の維持と開発 野積みのタイヤ適正処理状況の定期的な把握(平成17年2月調査結果:不法投棄・集積数172件で912万本、処理完了19件で30万本)と自治体との連携(原状回復支援制度のテストトライアルを兵庫県安富町・加古川市事案で実施(約600トンに適正処理)、岐阜県養老町事案では、岐阜県タイヤ販売店協会メンバーのタイヤ販売会社からボランティアを派遣、その他神奈川県でも派遣) このほか、業界の自主的判断で全ての廃タイヤを対象に平成11年7月から導入しているマニフェスト制度の着実な実施を図るため、次の重点取組を行っている。 タイヤ販売会社を通じて、排出事業者の委託契約状況の把握と適正処理業者への委託指導を強化 タイヤ販売会社を通じて、特定事業者のマニフェストD票及びE票の確認に重点をおいた管理指導</p> <p>(3) 適正処理体制の整備 認定制度への移行に向けて末端までのリサイクル・適法処理の意識改革及び周知徹底のため、全国タイヤ販売会社に計約420名のインストラクターを養成し、更に次のステップとしてフォローアップ研修を開始している。 各タイヤメーカーは、「廃タイヤ適正処理に関する年度方針」を策定し、タイヤ販売会社トップへの周知徹底を図っている。 回収及びリサイクル実績について、プレス発表を行っている(平成17年4月)。又「日本のタイヤ産業」にも掲載している。</p> <p>2. リサイクル、リユースへの取組への促進</p> <p>(1) タイヤリサイクル率の向上 廃タイヤのリサイクルの更なる促進のため、各利用先に働きかけ、既に平成16年までに6プロジェクトが稼動し(約20万トン/年)、また、平成17年には、更に1プロジェクト(約4万トン/年)が既に稼動、他1プロジェクト(8万トン/年)が10月に稼動予定。 なお、平成16年のリサイクル率は、88%で前年より1%のアップ。セメントが減少した分、製紙を中心としたプロジェクトの新規稼動が奏功した。</p> <p>(2) 3R推進委員会等での検討事項 平成16年度は、3R推進委員会及びテーマ別部会において以下のとおり検討を実施した。 第1部会: 廃タイヤの適正処理体制の推進、大口利用先(サマルリサイクル)の開拓を実施、野積みタイヤ対策として原状回復支援制度を設置し、モデルケースとして兵庫県の案件に着手した。</p>	<p>法改正の都度、当業界に該当する措置に迅速に対応する。</p> <p>・広域指定から広域認定への移行に伴う認定の枠組み作りを行い、排出事業者から再生利用・熱回収先までの一元化した管理システムを構築する。</p> <p>・野積みタイヤに対する自治体の対応は遅れており、業界として、社団法人日本自動車タイヤ協会原状回復支援制度の運用、適正処理業者の斡旋、ボランティア活動等を更に強化することにより、適正処理の促進を図る。</p> <p>周知徹底の維持、推進。</p> <p>・廃タイヤの回収・再生利用・熱回収ルートの整備(タイヤ販売会社掌握率の向上)のため、タイヤ販売会社インストラクターによる末端タイヤ販売店までの啓発及びタイヤ販売会社トップの意識改革等を進める。</p> <p>周知徹底の維持、推進。</p> <p>大口広域利用先の開発は一段落したので、現行安定供給体制の維持、推進を図る。</p> <p>3R推進委員会及びテーマ別部会の検討計画 第1部会: 不法集積・投棄の未然防止のため、適法処理体制の整備、維持。認定制度移行のための一元管理体制の整備。</p> <p>第2部会: タイヤ業界としての熱利用の促進、土木用途等のマテリアルリサイクル</p>

第2部会：土木用途等での使用量拡大、新規用途の調査・研究、及び、低価格ゴム粉の開発・供給体制の確立に向けた基礎調査・研究を実施。
また、業界内熱利用の促進についての基本スキーム検討を行った。
第3部会：軽量化・ロングライフ化等による発生量削減効果についての検討実施。製品の軽量化、ロングライフ化、ラジアル化、チューブレス化、TBスーパーシングル化等による廃タイヤの発生量削減効果の調査・検討を行った。
道路舗装部会：AR舗装については、日本AR研究会と共同研究にて技術開発を推進し、学会発表および試験施工を行った。また、多孔質弾性舗装については、2005年日本国際博覧会西ターミナル駐車場に出展（試験施工）を行った。
ゴム粉部会：ゴム粉に関する基本的な調査・研究・取り纏めを行い、また、各種ゴム粉を添加した場合の物性変化について、調査・研究を行った。

の研究、低価格のゴム粉の開発に向けた調査・研究

第3部会：軽量化、ロングライフ化の推進

道路舗装部会：AR舗装の技術開発・試験舗装の実施、多孔質弾性舗装の技術開発・試験舗装の実施・PR活動の推進。

ゴム粉部会：ゴム粉のTire to Tireの調査・研究

品目名	平成17年10月ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
9. 自転車	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定及び資源有効利用促進法の指定も視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル配慮設計の推進を図るとともに、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品が二次電池を使用していること等の表示を行うとともに、設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する。また、製品全体のリデュース・リユース・リサイクル配慮設計についても検討する。</p> <p>2. リサイクルの推進 リサイクルの推進を図るため、平成13年度に設定したリサイクル可能率の目標値67%の達成を図る。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力を行う。 更に、回収された廃棄自転車のリユースを推進する取組について検討する。</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する(販売店)。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 平成13年度に改定した「自転車製品アセスメント・マニュアルガイドライン」に基づき、環境配慮型製品・技術研究開発を推進し、自転車企業(延べ6社)により、電動アシスト自転車用電子部品の鉛フリー化など、6件の技術研究開発を実施した。(平成14~15年度) 自転車環境配慮規格化を検討するために、自転車製品に係る要管理物質及び環境負荷の大きい物質等の使用状況及び今後の削減に向けた取組に関する調査を実施し、鉛、六価クロム、カドミウム、塩化ビニール、包装材等の使用状況及び今後の取組について実態把握をするとともに、今後、環境規格化を検討するための基礎資料を得た。(平成15年度)</p> <p>2. リサイクルの推進 製品全体の重量のうち、再資源化可能重量比をリサイクル可能率として設定した目標値67%を達成するための方策、問題点の抽出等について検討を行った。</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店等による共同回収処理事業推進のため、自転車環境整備促進協議会がプレスパッカー車4台、自転車カッター1,411台の購入費用の一部を支援。(平成4~16年度) メーカー、卸、小売店等が地方公共団体と協力し、ユーザーの使用済み自転車を小売店で引き取る集団拠点・店頭巡回回収事業を19地域で実施。(平成4~16年度) 小形二次電池の「指定再資源化製品」指定を受け、電動アシスト自転車主要メーカー(8社)は、JBR Cの「小形二次電池再資源化推進センター」に加入して回収・再資源化に取り組んでいる。(平成13年度~) 不要自転車の回収・処理等の実態を把握するために、自転車販売店及び地方自治体(自転車対策部署、清掃部署)別に調査を行い、各ルート別の廃棄自転車の推計台数及び回収・処理状況をもとに、平成10年度の調査データとの時系列変化を検証した。他方、製造事業者及び自転車利用者に対しては、不要自転車の回収・処理等に係る役割分担等について意識調査を行い、不要自転車の回収・処理に関する今後の取組課題及び方向性を検討するための基礎資料を得た。(平成15年度)</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための広報・啓蒙活動を実施(平成16年度40カ所) 放置自転車対策として駐輪場を設置。(平成16年度2自治体2カ所)</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 全国の自転車小売店が学校及び自治体の公共施設等で自転車安全整備事業を実施。 (平成16年度 3,198会場、約58.3万台)</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 3Rの設計・製造での取組状況及び効果について、ホームページ等を活用してPRを行う。また、当該事業者においては、製品カタログ等を活用して一般消費者向けに環境配慮製品である旨を明示・訴求する。 環境配慮規格化の推進を視野に、現行「アセスメントマニュアルガイドライン」の改定を検討する。 ・シュレッダーダスト削減に向けた取組の一環として、プラスチック樹脂を鉄または非鉄に転換するなど、環境配慮への取組を検討する。 ・自転車小売店及び地方自治体、シルバーセンター、リサイクル業者等において、全体的にリユース量拡大の傾向が見られるが、中古車・部品市場(修理、再生)の醸成を図るために再生車の安全性確保に関する要素を同ガイドラインに追記・改定を検討する。 廃棄自転車台数の増加傾向(平成10年度577万台 15年度649万台)を踏まえ、丈夫で長持ちする自転車(ロングライフ化)の供給体制の下に、リデュースの一層の推進に向けた取組を行う。</p> <p>2. リサイクルの推進 引き続き検討を行う</p> <p>3. 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 引き続き推進</p> <p>4. 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 引き続き推進</p> <p>5. 長期使用の啓発・普及 引き続き推進</p>

	平成17年10月ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
10. 家電製品	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 旧法の第一種指定製品に指定されていた家電4品目に加え、構造的に複雑性を有する衣類乾燥機、電子レンジが、リサイクル容易な設計を促進するという観点から、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に、上記6品目が、同法の指定省資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づいて、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討し、(財)家電製品協会のホームページを通じて公表する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、各事業者は、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減については、「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて実施する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 平成13年度から施行された家電リサイクル法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進し、現行の同法上の再商品化率(エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫50%、洗濯機50%)以上の再商品化を目指していく。 なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロン及び断熱材フロン(平成16年4月より)の回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントに継続して取り組んでいる。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 ・平成14年度は(財)家電製品協会のホームページ「環境配慮型製品を目指して」に、用語の解説、取組事例集、英語概要版等を掲載し、その内容を充実させ公表した。 ・平成15年度は(財)家電製品協会のホームページに家電4品目のそれぞれのリサイクルフロー概要を掲載し、より一層の充実を図った。 ・平成16年度は新たに推奨する材質マーク(例えば、難燃剤含有なしを示すマーク、プラスチック再生材使用とその割合を示すマーク)や解体性向上のマーク(例えば、金属インサートを示すマークなど)を制定し、製品アセスメントマニュアル第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表した。 ・ホームページでは製品アセスメントの実施事例を6品目(テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、電子レンジ)から、「その他」の分類を新たに設け7分類として、基本は6品目としながらも、幅広く事例を募集し、公表している。また、各事業者は環境報告書等によって自社の製品アセスメントの実施状況を公表している。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 資源有効利用促進法で指定した6品目については「家電製品製品アセスメントマニュアル」に基づいて、100g以上のプラスチックに、リサイクルの際に分別し易くするための材質表示を実施している。上記6品目以外の製品についても順次実施している。 また、グレード数の削減についてはプラスチック業界との情報交換を継続して行っている。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 ・平成13年度に家電リサイクル法が施行されて、4年が経過し、おおむね順調に推移した。 ・(財)家電製品協会のホームページで下記内容を公表した。 4品目の再商品化処理台数は合計約1119万台であった。(平成16年4月1日～平成17年3月31日) 製品別には、同処理台数エアコン181万台、テレビ378万台、冷蔵庫・冷凍庫281万台、洗濯機279万台であった。また、再商品化率は、それぞれエアコン82%、テレビ81%、冷蔵庫・冷凍庫64%、洗濯機68%であった。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンと断熱材フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進めている。 冷媒として使用されていたものを回収した総重量は、平成16年度</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 各事業者は、「家電製品製品アセスメントマニュアル」(平成13年3月改訂)に基づき、省資源化に配慮した設計、長期使用が可能な部品の採用等による製品の長期使用に資する設計、リサイクル容易な素材の選択等によるリサイクルに配慮した設計等(要管理物質の使用削減を含む)についての製品アセスメントのさらなる促進にむけて(財)家電製品協会を中心に業界をあげて普及啓発に取り組む。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 ・(財)家電製品協会のホームページのより一層の充実を図る。合わせて、そのなかから、例えば、事例集などをまとめ、冊子の発行を計画する。 ・資源有効利用促進法の改正などに合わせて、製品アセスメントマニュアル第3版を改訂し、第4版を発行する予定。 ・2005年12月ごろ制定されるJIS規格「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示」に基づいた、グリーンマークを採用、貼付すべく、その家電製品に応じたガイドラインを作成予定。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 資源有効利用を促進するために、リサイクルの際に分別し易くするためのリサイクル容易性の表示に取り組む。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく体制 ・対象製品について家電リサイクル法に基づき、再商品化を引き続き実施する。 ・家電リサイクル法のさらなる定着により優れたリサイクル技術の開発を進める。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 家電リサイクル法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロン及び断熱材フロン(平成16年4月より)の回収、破壊等が義務づけられて、各社とも着実に実施する。</p>

<p>(3) シュレッダーダスト対策 シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。</p> <p>4. 長期使用の促進 家電製品の長期使用を促進するため、製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 家電修理技術者の育成による修理体制の充実 長期使用製品の安全点検の普及啓発 適正な修理価格の設定 保険の活用 等の活動を引き続き実施する。 また、製品安全の確保等を踏まえた上で、可能なものにおけるリユース部品の活用についての研究を行う。</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 鉛フリーはんだの利用促進等により製品中の鉛使用量を削減する。 (2) フロン使用量の削減 冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質の利用促進等により製品中のフロン使用量を削減する。</p>	<p>はエアコン995トン、冷蔵庫・冷凍庫311トンで合計約1306トン、また、断熱材フロンを回収した総重量は625トンであった。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策 家電リサイクルプラントで発生するシュレッダーダスト(金属樹脂混合物)の安全化対策を含めた分離分別技術開発を進め、埋立てや焼却による最終処分比率を減少させる努力を推進している。 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のため、製品アセスメントマニュアルを参考に素材選定・易解体性設計・リサイクル処理技術の検討など製品開発段階から環境適合設計(DFE)を推進している。 特に、家電4品目に使用する従来のプラスチックの材質表示に項目をいち一部追加し、加えて、表示位置について、標準化を行い、製品アセスメント第3版追補版やホームページで公表した。一部追加し、加えて、表示位置について、標準化を行い、製品アセスメント第3版追補版やホームページで公表した。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 国等の補助事業によって得られた成果を家電リサイクルプラントに活用している。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 ・各事業者においては、ホームページ上での相談窓口が常態化し、消費者への利便性向上のための充実が促進された。また、主要事業者においては、修理相談窓口を設置し、修理受付の土日対応を確立し、通年体制により運営が行われている。 ・各事業者は、販売店支援情報の充実を図るため、インターネット活用による修理サービスに必要な情報システム(製品別修理情報)、補修部品の受発注システムの充実が継続して図られた。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 ・修理技術力向上を図るため、平成13年4月から開始した「家電製品エンジニア試験」の受験促進を図った。 ・各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供を継続して推進している。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 ・消費者に安全に使用していただくため、また、事故の未然防止のための警告表示や点検個別指摘などの表示機能を搭載した自己診断機能を備えた製品を開発している。さらに、「警告表示のあり方」について、ガイドラインを策定した。 ・適正な部品保有、補修部品の需要予測の精度向上及び、部品の標準化を引き続き検討している。 ・業界としてのホームページコンテンツの充実化を図り、また、パンフレットなどにより重要性について引き続き啓発を推進した。</p> <p>適正な修理価格の設定 ・製品特性に応じた部品価格の適正化、及び修理しやすい製品の開発を推進している。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減を進めている。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換が進んでいる。</p>	<p>(3) シュレッダーダスト対策 易解体性設計の一つとして、リサイクルに関するマークの業界標準を引き続き検討する。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 左記の目的のため、製品開発段階からの環境適合設計の実施を一層推進する。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 左記事項の相談窓口やホームページ相談窓口の内容の充実に努める。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供に継続して取り組む。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 左記事項をさらに推進し、平成17年度事業として下記を予定。 ・安全点検技術講習会テキストの改訂(流通諸団体向け) ・部品名称の標準化(平成9年度版の改訂)</p> <p>適正な修理価格の設定 左記事項をさらに推進する。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減に引き続き取り組む。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換に引き続き取り組む。</p>	<p>(3) シュレッダーダスト対策 易解体性設計の一つとして、リサイクルに関するマークの業界標準を引き続き検討する。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 左記の目的のため、製品開発段階からの環境適合設計の実施を一層推進する。</p> <p>4. 長期使用の促進 製品を修理して継続使用することを促進するため、修理の機会をより長期間提供する具体的な方策の検討 左記事項の相談窓口やホームページ相談窓口の内容の充実に努める。</p> <p>家電修理技術者の育成による修理体制の充実 各事業者は、販売店への技術講習会の実施、サービスガイドや修理ノウハウなど、多岐にわたる支援情報の提供、及び長期にわたる資料提供に継続して取り組む。</p> <p>長期使用製品の安全点検の普及啓発 左記事項をさらに推進し、平成17年度事業として下記を予定。 ・安全点検技術講習会テキストの改訂(流通諸団体向け) ・部品名称の標準化(平成9年度版の改訂)</p> <p>適正な修理価格の設定 左記事項をさらに推進する。</p> <p>保険の活用</p> <p>5. その他 (1) 鉛使用量の削減 各事業者は、鉛フリーはんだの採用等により製品中の鉛使用量の削減に引き続き取り組む。 (2) フロン使用量の削減 経済的で安全な技術開発により、冷蔵庫の断熱材におけるフロン代替物質への転換に引き続き取り組む。</p>
---	---	--	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
11. スプリングマットレス	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける再生可能な材料の使用、分離困難な部品の削減、部品の分離・分解の容易化を考慮した「製品アセスメントマニュアル」を作成する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されていることを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。引き続き、全国都市清掃会議と対策の話し合いを行う。</p> <p>(2) <u>リサイクルシステムの構築</u> <u>合理的な処理方法を検討し、リサイクルシステムの構築を図る。</u></p> <p>3. 広報活動の促進</p> <p>(1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>	<p>全日本ベッド工業会において、会員経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進が図られるよう要請し、啓発活動を実施中。</p> <p>従来、全日本ベッド工業会加盟各社が独自に取り組んできたが、平成15年12月の廃棄物処理法施行規則改正に伴い、スプリングマットレスの広域的な処理が可能になったことから、工業会加盟各社が共同して実施する仕組みについて検討を行っているところ。</p> <p>調査事業の実施 従来不明確であった国内における廃スプリングマットレスの市場実態及びリサイクル技術に関する調査(経済産業省日用品室調査事業。全日本ベッド工業会協力。)により、処理・リサイクルシステム構築に向けて必要となる情報を収集した。(平成16年度) 処理方法及びリサイクルシステムの検討</p> <p>イ) 剥離機を活用したリサイクル方法の検討 スプリングとその他(生地・詰物等)を分離し、別々にリサイクルを行う仕組みについて検討中。</p> <p>ロ) 圧縮梱包機を活用したリサイクル方法の検討 スプリングマットレスをそのまま圧縮・梱包し(通常の4分の1程度)、電気炉で溶解する機械の開発を行うとともに、リサイクルの仕組みについて検討中。</p> <p>ハ) その他技術情報の収集 効率的かつ環境に優しい処理技術について、新しい処理技術の情報収集を行っている。</p> <p>全日本ベッド工業会において、排出元となる消費者、自治体、販売事業者等からの廃スプリングマットレスに係る問い合わせへの対応を行ってきているところ。</p>	<p>引き続き、リサイクルの処理方法を考慮した製品アセスメントの検討及び啓発普及活動を行なう。</p> <p>引き続き、関係者間における話し合いを進め、廃スプリングマットレスの処理及びリサイクルシステム構築に向けての検討を行う。</p> <p>調査事業の継続実施 廃スプリングマットレスに係る引取・引渡・処理等の実態調査(経済産業省日用品室調査事業)により、リサイクルシステム構築に向けた情報収集を行う。(平成17年度) 処理方法及びリサイクルシステムの検討 廃スプリングマットレスに係る回収段階での減容化、中間処理及び最終処理等に関する調査・実証実験(3Rシステム化可能性調査事業・経済産業省日用品室。全日本ベッド工業会会員:検討委員会委員。)により、具体的な処理方法及びリサイクルシステム構築に向けた検討を行う。(平成17年度) 継続的情報収集の実施。</p> <p>引き続き、自治体、消費者、販売事業者等からの相談への対応及び情報提供を行う。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
12. オフィス家具	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>金属製家具について、資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組みを推進する。</p> <p>(1) 資源有効利用促進法第18条及び第21条の規定に基づく「判断基準」及びこれを具体化したJOIFA製品アセスメント第3版に基づき、各事業者はオフィス家具のアセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について「オフィス家具の環境対策ガイドライン」による再資源化を促進する観点から、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施する。</p> <p><u>修理の機会をより多く提供し、製品を長期間使用することを促進するため、修理手続き方法の明確化を図る等の対策を講じリデュースを推進する。</u></p> <p>また、(社)日本オフィス家具協会に設置された相談窓口において廃棄・回収に係る助言を行う。</p> <p><u>使用材料や3R基盤整備状況等に関する調査を行い3R促進に向けての今後の在り方等について検討する。</u></p> <p>3. 表示</p> <p>処理を容易にするための表示方法に関して、(社)日本オフィス家具協会会員の製品のうち資源有効利用促進法の対象製品については、当該法律に則している場合に[JOIFA番号]を表示。[JOIFA番号]の表示のあるものはアセスメントが施されている製品であるとの公表手段を取る。</p> <p>なお、[JOIFA番号]のPR(周知)方法については引き続き検討を行う。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>・平成8年4月、(社)日本オフィス家具協会(JOIFA)において、環境対策として、製品アセスメント、再資源化、表示等を含めた「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を策定し、会員に周知した。</p> <p>・平成13年4月、「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を全面改定。第6章「製品アセスメントガイドライン」に基づきオフィス家具のアセスメントを実施している。</p> <p>・「オフィス家具の環境対策ガイドライン」で再資源化を促進するため、オフィス家具に使用されているプラスチックの材質表示の義務付けを実施している。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>・JOIFA内の廃棄・再資源化対策委員会において、平成6年度に策定した会員企業向け「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」により、都道府県単位で会員企業を主体とした「廃棄回収窓口」を設置。</p> <p>・平成14年5月16日「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」を改訂、「オフィス家具廃棄回収規定」として会員に徹底、国内全地区からの廃棄回収を実施している。</p> <p>・リデュースの効果をあげるため修理手続きに関する方法について検討中。また、「中古家具取扱いに関する考え方(平成15年5月)」を報告書としてまとめ会員に配布する等、リユースの促進に努めている。</p> <p>・JOIFAでは全会員に付与している「登録番号(JOIFA番号)」に基づき、苦情処理、廃棄物処理依頼、保証、取扱い説明等の問い合わせに対する対応を行っている。</p> <p>・3Rの実施状況調査、使用材料調査及び解体性評価分析等を行い、平成17年3月に「3R整備促進活動中間報告」としてとりまとめた。</p> <p>3. 表示</p> <p>・「金属製の収納家具」「金属製の棚」「金属製の事務用机」「金属製の回転椅子」については、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第9項・10項の定義に則し、経済産業省令平成13年度第71～74号、第87～90号を全うした製品につき「JOIFA番号」の表示をしている。</p> <p>・JOIFAでは[JOIFA番号]制度等の環境対策について、JOIFAのホームページ等においてPRを行っている。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルの容易化のための事前評価の推進</p> <p>・資源有効利用促進法に基づくリサイクル等の実施には、JOIFAは細心の注意を払っている。会員にはアンケートを行い実施上の難点があれば、申し出るように注意を促している。</p> <p>・プラスチックの材質表示を引き続き実施する。</p> <p>・「オフィス家具の環境対策ガイドライン」及び「JOIFA環境自主行動計画」の改訂について検討する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリデュース、リユース、リサイクルの促進</p> <p>・JOIFA会員は依頼された製品の回収を忠実にを行うものの、リユースの観点から「中古品」の範疇に入るとされるものをチェック、一定の基準を保つものについては長寿命化の観点から再使用市場に還流する。</p> <p>・05年度には「製品の長寿命化」を徹底するため、[JOIFA番号]に基づく修理手続き方法を明確にして、JOIFA会員の製品は全て修理に応じることとする。また、製品の寿命及び修理可能年限について製品安全の観点から検討を行う。</p> <p>・使用材料調査、3R基盤整備状況調査、中古品の取扱い状況調査及び製品アセスメント実施製品の解体性調査等(受託事業を含む)によりオフィス家具の回収・3Rシステムの現状を把握するとともに今後の在り方等について検討し「3R整備促進活動報告」としてとりまとめる。</p> <p>3. 表示</p> <p>・表示はさらに徹底する。従来は、回収に応ずるのが主たる役割であったが、05年度は一步進めて[JOIFA番号]のマークに保証・修理受け機能等を付与することにより使用者に対して万全の体制をとる。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																														
13. カーペット	<p>1. リデュースの推進</p> <p>(1)カーペット製造工程における発生屑類の減量化 カーペット製造工程における発生屑類の減量化を推進するため、毎年2月に組員に対し、カーペット製造工程における発生屑類減量化の進捗状況の調査や取組事例の調査を行い、達成状況の遅れている組員に啓発・PRすることにより、平成18年度中に平成13年度排出量対比20%の減量化を行う。</p> <p>(2)カーペットの適切な使用の促進 日本カーペット工業組合(JCMA)が策定した「JCMAカーペット品質マーク」を普及させることにより、リデュースを促進する。</p> <p>2. リユースの推進 日本カーペット工業組合組員等が取り組んでいる洗浄・クリーニングによるカーペットの再利用方法について工業組合のリサイクル委員会で調査し、問題点の解消を図り、洗浄・クリーニング技術の積極的な活用によりカーペットのリユースを推進する。</p> <p>3. リサイクルの推進</p> <p>(1)易リサイクルカーペットの開発 日本化学繊維協会(カーペットに使用する化学繊維製造団体)、日本ゴム工業会(裏張り材の接着剤関係団体)とパイル繊維部分と基布や接着剤の分離が容易な製品や同一構成素材からなるカーペット製品の調査・研究を行う。</p> <p>(2)工場内や施工現場で発生するカーペット屑のリサイクル 日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、前処理等の問題の解決を進めるとともに、カーペット原材料屑の再生利用技術について業界全体で有効利用方法の共有化に取り組む。</p> <p>(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進 ・ハロゲン系化合物の有無の分別・選択技術に関する調査・研究を行う ・平成15年度には、現在製鉄メーカーが研究を行っているガス化溶融化技術に関して塩素を含有しているカーペット(タイルカーペット)で実験を行い、活用の可能性について調査を行う。 ・ハロゲン系化合物の有無に係わらず、一括処理・再資源化方法についても調査を進め、環境負荷が少なくかつ経済的な技術について、含ハロゲン廃棄プラスチックの再資源化技術の利用を試みる。</p> <p>(4)再生原材料利用の推進 再生PET繊維を利用した製品の拡大・拡充を促進し、カーペットのグリーン購入法による官公需要製品の開発を検討するとともに、PET以外の再生繊維の利用を検討する。</p> <p>(5)使用済みカーペットの回収方法の研究 ・材質表示、マーク等の表示や分別技術の確立が可能かについて調査・研究を行う。 ・使用済みカーペットの回収方法について、日本カーペット工業組合リサイクル委員会と(社)日本インテリアファブリックス協会等と共同で実態調査を行うとともに、日本カーペット工業組合にワーキンググループを設置し、最も合理的な回収方法を確立する</p>	<p>カーペット製造工程における廃棄物量の推移</p> <table border="1" data-bbox="1136 304 1843 514"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間生産量</th> <th>製造工程における廃棄物量</th> <th>発生率</th> <th>削減率 (13年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>194,216t</td> <td>10,875t</td> <td>5.6%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>186,171t</td> <td>10,484t</td> <td>5.6%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>186,370t</td> <td>9,809t</td> <td>5.3%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>177,052t</td> <td>9,319t</td> <td>5.3%</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度(目標)</td> <td>194,000t</td> <td>8,698t</td> <td>4.5%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>JCMAカーペット品質マーク 16年度認定件数 3社 28件 通算認定件数 11社 136件</p> <p>処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーペット工業組合が中心となり、以下の技術開発、回収システムの構築を行う。 日本カーペット工業組合リサイクル委員会において、以下の項目を実施。(平成13年度) ・カーペット廃材の一括処理方法について、高炉原料化リサイクル及びセメントキルン化を中心とした調査・検討。 ・製鉄メーカー、セメントメーカーに対して受入条件や受入コストの調査。 ・受入条件の成分分析実験の実施。 ・委員会内に処理方法ワーキンググループ会議を開催し、セメントキルン化リサイクルの前処理実証実験の結果を受け、今後について検討し、実験を継続。 ・繊維リサイクル研究会において、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠実証実験結果を受け、今後について検討し、研究を継続。 ・リサイクル施設の見学、勉強会の実施。 ・回収ルート構築にあたって、既存のルートを活用出来るかを検討。 リサイクル委員会において、3Rに取り組む体制を強化・整備し、以下の項目を実施。(平成14年度) ・ハロゲン系物質の分別・判別技術について調査。赤外線を利用した判別方法が有力であると考えられるため 数種のサンプルで判定の正確性や信頼性について実験的検討。 ・高炉原料化リサイクルかセメントキルン化に供するための前処理技術について検討。有効かつ経済的な破砕・粉砕方法を広範に調査。廃材・端材の物理的作用による固形化技術に関する実験的検討。 ・回収方法に関して廃棄家電の回収ルート及び物流企業の回収方法についての調査。課題・問題点の抽出と整理を実施中。 「(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進」について、 ・ガス溶融化実験をPVCタイルカーペットで行った結果、活用可能な方法であることが分かった。 ・PVCカーペットの高炉原料化リサイクル化・セメントキルン化の受入条件となる成分分析実験のラボ試験を行った。その結果、受入可能であるとの結論に達した。 ・日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会にて、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠の実証実験の研究を引き続き行う。</p>		年間生産量	製造工程における廃棄物量	発生率	削減率 (13年度比)	平成13年度	194,216t	10,875t	5.6%	-	平成14年度	186,171t	10,484t	5.6%	3.6%	平成15年度	186,370t	9,809t	5.3%	9.8%	平成16年度	177,052t	9,319t	5.3%	14.3%	平成18年度(目標)	194,000t	8,698t	4.5%	20.0%	<p>「カーペット製造工程における再生屑類の減量化」については、ガイドラインに従い、今後とも対応していく。</p> <p>「JCMAカーペット品質マーク」について、更なる普及策を日本カーペット工業組合運営委員会で検討中。</p> <p>「リユースの推進」については、16年度はその対応に十分な検討時間が確保できなかった。今後は、ガイドラインに従って着実に対応していく。</p> <p>「リサイクルの推進」については、今後とも、最も合理的なカーペット廃材・廃棄物の再資源化方法を中心に、調査研究を推進する。</p> <p>「(3)使用済みカーペットのリサイクルの推進」について、 ・新たに、昭和電工(株)や神鋼環境ソリューションでリサイクル技術の調査・実験を行い、可能性を探る。 ・繊維リサイクル研究会でふとん及びカーペットのコンクリート型枠の回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を行う。</p>
	年間生産量	製造工程における廃棄物量	発生率	削減率 (13年度比)																													
平成13年度	194,216t	10,875t	5.6%	-																													
平成14年度	186,171t	10,484t	5.6%	3.6%																													
平成15年度	186,370t	9,809t	5.3%	9.8%																													
平成16年度	177,052t	9,319t	5.3%	14.3%																													
平成18年度(目標)	194,000t	8,698t	4.5%	20.0%																													

	<p>4. カーペットの3Rに関する広報・PRの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本カーペット工業組合に「3R推進に関する相談窓口」を設置し、カーペットの3Rに関する相談等に応じる。また、相談内容について組合員に情報を提供する。 ・消費者や工事・施行事業者、小売事業者を対象にパンフレット類を作成する <p>5. 各地・各事業者等のカーペットの3R促進に対する取組事例調査</p> <p>各地、各事業者の繊維製品やカーペットの3R推進に関する取組事例の調査、勉強会、見学会等を工業組合のリサイクル委員会を中心に、組合員の啓発を行う。</p>	<p>「(4)再生原材料利用の推進」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーペットのエコマーク基準の改定を要望し、PET以外の再生原材料利用を盛り込んだ。(平成15年度) ・グリーン購入法特定調達品目について、織りじゅうたんとニードルパンチに加え、タフテッドカーペットとタイルカーペットも追加された。また、再生PET以外の再生原材料利用の改定も行われた。(平成16年度) <p>日本カーペット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本カーペット工業組合事務局(大阪)内に設置した相談窓口業務をカーペットの3R全般に拡充し、対応。 ・日本カーペット工業組合ホームページに「環境対策-カーペット3Rアクションプラン」の項目のメンテナンスを行った。 <p>平成16年度は以下のような活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル工場の見学 ・帝人加工系(株)本社工場 平成17年2月9日 調査・勉強会 ・昭和電工(株) ガス溶融化技術 ・神鋼環境ソリューション PVCリサイクル技術 ・改正廃棄物処理法勉強会 平成16年10月5日 <p>リサイクル委員会の開催 委員会2回、WG1回</p> <p>(その他全体関連)</p> <p>繊維製品3R推進会議において「カーペットの3R推進アクションプラン」を作成・公表。(平成14年度)</p> <p>日本カーペット工業組合及び組合員が今後5年間に取り組むべきカーペットの3Rについての行動指針を策定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)製造工程で発生する屑類の減量化を中心としたリデュースの推進。 (2)洗浄技術を活用したリユースの推進。 (3)易リサイクル製品の開発や製造工程で発生する廃棄原材料の再利用化の推進。 (4)使用済みカーペットのリサイクル方法の調査・研究と再生原材料の利用推進。 (5)使用済みカーペットの回収方法に関する調査・研究。 (6)カーペットの3Rに関する広報・PR活動の推進。 	<p>「(4)再生原材料利用の推進」について、タイルカーペットのエコマーク基準改訂で同様の要望を提出。(平成16年度)</p> <p>「(5)使用済みカーペットの回収方法の研究」について、カーペットの圧縮・減容化の調査・研究を行う。また、運搬方法についても検討を進める。</p> <p>日本カーペット工業組合のホームページのメンテナンスを行い、「環境対策」についてより最新の情報のPRを行う。</p> <p>前年度に引き続き、リサイクル工場の見学やリサイクル委員会・勉強会の開催を行う。</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、「カーペットの3R推進アクションプラン」のフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p>
--	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
14. 布団	<p>1. リデュースの推進 ふとんの製造工程における原材料くずの減量化、再生利用を推進し、次の目標を達成する。 (1)製造工程の原材料くずの発生率を現在の約4.5%から4%以下 (2)詰めもの(中わた)の原材料くずの再生利用率を現在の約50%から60%以上</p> <p>2. リユースの推進 関連業界と連携を図り、ふとんの打ち直し、リフォームを推進する。</p> <p>3. リサイクルの推進 (1)リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入の検討 リサイクルし易いふとんの商品開発のため、素材の単一化及び積層化設計等についての検討 リサイクル配慮設計商品の基準策定の調査研究及び消費者の判断基準となる識別マークの導入の検討 グリーン購入法「特定調達品目」としてふとんの対象拡大についての検討 (2)使用済みふとんリサイクル用途開発の検討 使用済みふとんのセメントキルン化及びサーマルリサイクルの検討 各素材別の用途開発に関する検討 (3)回収システム構築の検討 下取りの実施状況及び回収量、処理方法等の実態調査 使用済みふとんのモデル回収及び関連業界と連携を図り回収システムの検討 使用済みふとんの回収に当たっての取り扱い上の法律、制度的諸問題の研究</p> <p>4. その他 (1)消費者への普及啓発活動の推進 「ふとんの日」(2月10日)にふとんの廃棄処理、リフォーム等に関する相談受付、及び9月の「ふとんを贈る日」(敬老の日)に啓発活動を実施 全日本寝具寝装品協会ホームページを通じ、ふとんのリサイクル事業の情報提供 パンフレット等の作成</p> <p>(2)業界への啓発活動の推進 全日本寝具寝装品協会の機関紙「JBAニュース」を通じ、リサイクルに関する情報提供 企業及び地域のリサイクルへの取組状況の調査及び情報提供 (3)使用済みふとんの廃棄に関する調査研究 消費者のふとん廃棄に関する実態調査 地方自治体の廃棄ふとんの取扱いに関する調査</p> <p>5. ふとんのリサイクルに関する事例 ふとんの製造事業者やその他各地で行われている使用済みふとんのリサイクル事業の事例を調査するとともに、事例の情報提供に努める。</p>	<p>1. リデュースの推進 原材料くずの発生量、再生利用量及び再生利用状況に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <table border="1" data-bbox="1136 331 1843 415"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用量</th> <th>発生量</th> <th>発生率</th> <th>再利用量</th> <th>再利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふとん生地</td> <td>28,125 千m</td> <td>389 千m</td> <td>1.4%</td> <td>62 千m</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>詰めもの</td> <td>13,640 t</td> <td>519 t</td> <td>3.8%</td> <td>393 t</td> <td>75.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. リユースの推進 羽毛ふとんのリフォーム等に関する実態調査を関係団体との協力の下に実施。(平成16年度)</p> <p>3. リサイクルの推進 (1)リサイクル配慮設計商品の基準策定及びマーク制度の導入の検討 官公需によるリサイクル寝具装飾品の調達促進のため、グリーン購入法・特定調達品目への指定(平成13年度) エコマーク商品等の環境配慮商品に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <p>(2)使用済みふとんリサイクル用途開発の検討 (3)回収システム構築の検討 各家庭の使用済みふとんについて、都内及び地方大型小売店による回収を行い、リサイクルシステム構築のため、寝具専門店での回収方法及びその用途開発のための実験を行った。(平成15年度) また、この結果により消費者の動向が把握できたため、その結果を、ふとんメーカー等に提示し、ふとんリサイクルに対する各社の意向調査を行った。(平成16年度) 日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会で、ふとん及びカーペットのコンクリート型枠の回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を実施。(平成16年度) ふとんの下取りの実施状況及び回収量、処理方法等に関する実態調査を実施。(平成16年度)</p> <p>4. その他 寝具寝装品業界の3R推進事業報告書(ふとんのリサイクル事業への取組)の作成。(平成14年度) ふとんのリサイクル等推進アクションプランを作成。(平成14年度) 全日本寝具寝装品協会HPに本アクションプランを掲載し、情報提供を実施。(平成15年度) 全日本寝具寝装品協会事務局(東京)に、ふとん廃棄物の処理に関する相談窓口を設置。(平成12年度) 「ふとんの日」に関連し、平成15年2月5日~7日(平成14年度)、平成16年2月4日~6日(平成15年度)、平成17年2月8日~10日(平成16年度)の各3日間、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を実施。 「ふとんのQ&A」を作成し消費者への啓発活動(業界紙等による啓発)を実施。(平成14年度)</p> <p>個別企業及び地域のリサイクルへの取組状況に関するアンケート調査を実施。(平成16年度)</p> <p>消費者の寝具の廃棄に関する意識調査を実施し、報告書の取りまとめを行った。(平成15年度)</p> <p>加盟企業に使用済みふとんのリサイクル事業の事例に関する調査を実施。(平成16年度)</p>	項目	使用量	発生量	発生率	再利用量	再利用率	ふとん生地	28,125 千m	389 千m	1.4%	62 千m	16.0%	詰めもの	13,640 t	519 t	3.8%	393 t	75.7%	<p>原材料くずの発生量、再生利用量及び再生利用状況に関する実態調査を行う。(平成17年度)</p> <p>リサイクルし易いふとんの商品開発のため、素材の単一化・積層化及び製品設計等についての検討を行う。(平成17年度)</p> <p>平成16年度に行った「ふとんリサイクルに対するふとんメーカー等の意向調査」の結果を踏まえ、今後のふとん回収システムの検討を行う。(平成17年度)</p> <p>日本防災協会が推進している繊維リサイクル研究会で、コンクリート型枠向けのふとん及びカーペットの回収費用、コスト等の調査研究と商業化に向けての検討を行う。(平成17年度)</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、ふとんのリサイクル等推進アクションプランのフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p> <p>「ふとんの日」に関連し、平成18年2月8日~10日の各3日間、フリーダイヤルでふとんに関する消費者相談受付を行う。(平成17年度)</p>
項目	使用量	発生量	発生率	再利用量	再利用率																
ふとん生地	28,125 千m	389 千m	1.4%	62 千m	16.0%																
詰めもの	13,640 t	519 t	3.8%	393 t	75.7%																

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
15. 乾電池・ボタン電池	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 引き続き自治体を通じた収集・処理についての広報活動を実施する。 ・ボタン電池 ボタン電池(水銀電池等)の回収促進をはかるため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、ボタン電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・普及活動を行う。 	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 電池工業会HP等を通じて適正な処理についての広報を行っているところ。 ・ボタン電池 昨年は、8000箱の回収箱を作成し、ボタン電池使用機器の販売店等に配布した。また、(社)電池工業会のHP上においても回収促進のためのPRを実施しているところ。 	<p>今後も適正処理・回収促進のために広報・啓発活動を行う。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																																																																							
16. 小形二次電池等	<p>目標：資源有効利用促進法の再資源化率 小形制御弁式(シール)鉛電池 50% ニカド電池 60% ニッケル水素電池 55% リチウム二次電池 30%</p> <p>1. 回収量の確保 回収量の確保を図るため、以下の回収システムの整備及び広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>2. 回収システムの整備 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定されたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進するため、以下の取組を実施する。 (1) JBRC回収対象外の小形制御弁式(小形シール)鉛蓄電池については、電池製造業者及び電池使用機器製造者等が、検討中の密閉形鉛蓄電池リサイクルスキームで回収システムの整備及び回収の効率化を進める。 (2) JBRCでは、引き続き事業系回収拠点の拡充・整備を続けるとともに、自治体回収拠点の設置について協力を要請する。</p>	<p>小形充電式(小形二次)電池の回収・リサイクル 有限責任中間法人JBRC(以下JBRC)が中心となり、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び民生用4品目(ヘッドホンステレオ、ハンディクリーナー、コードレステレホン、ビデオカメラ)用小形制御弁式(シール)鉛蓄電池の回収・再資源化を推進している。</p> <p>再資源化率(JBRC集計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>51%</td> <td>51%</td> </tr> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>73%</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>78%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>62%</td> <td>61%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収量実績(JBRC回収) 単位:トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニカド電池</td> <td>633</td> <td>834</td> <td>888</td> <td>974</td> </tr> <tr> <td>ニッケル水素電池</td> <td>45</td> <td>70</td> <td>94</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池</td> <td>96</td> <td>49</td> <td>54</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>27</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>JBRC回収対象外の小形制御弁式鉛蓄電池の再資源化率については以下のとおり。</p> <p>再資源化率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>回収量実績(電池工業会推定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小形制御弁式鉛蓄電池</td> <td>4042</td> <td>3700</td> <td>3960</td> <td>3929</td> </tr> </tbody> </table> <p>リチウムイオン電池の再資源化率については、携帯電話・PHSに利用されるものについて、モバイル・リサイクルネットワークによる統計が実施されている。 モバイル・リサイクルネットワークによる 携帯電話・PHS用電池の回収実績 単位:トン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話・PHS用電池</td> <td>264</td> <td>193</td> <td>187</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>再資源化率</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 回収システムの整備</p> <p>(1) JBRC対象外の小形制御弁式(小形シール)鉛蓄電池は、回収システムの効率化のため、電池工業会所属の電池製造業者2社が産業用鉛蓄電池(小形制御弁式鉛蓄電池を含む)の広域認定を申請し、回収システムの整備中。</p> <p>(2) JBRCでは、回収拠点の拡充・整備については、従来のリサイクル協力店(電気小売店等)に加え、自転車販売店等を追加した。また、事業系回収拠点を拡充するとともに、37,000の回収拠点について、実効性を確保するため、登録更新作業を実施し、現在約18,000の更新情報を入手している。 またJBRC会員加入事業者の拡大により、回収システムが強化された。平成17年7月現在216社となっている。</p>		平成15年度	平成16年度	小形制御弁式鉛蓄電池	51%	51%	ニカド電池	73%	74%	ニッケル水素電池	78%	77%	リチウムイオン電池	62%	61%		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	ニカド電池	633	834	888	974	ニッケル水素電池	45	70	94	110	リチウムイオン電池	96	49	54	66	小形制御弁式鉛蓄電池	27	19	17	9		平成15年度	平成16年度	小形制御弁式鉛蓄電池	50%	50%		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	小形制御弁式鉛蓄電池	4042	3700	3960	3929		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	携帯電話・PHS用電池	264	193	187	159	再資源化率	53	53	55	53	<p>2. 回収システムの整備</p> <p>(1)電池工業会所属の他の電池製造業者も広域認定を申請する。</p> <p>(2)JBRCでは回収量アップのため、既に取得した産業廃棄物の広域認定を活用し、事業系の回収拠点の確保に努める。 JBRCでは、回収量アップのため、既に取得した産業廃棄物広域認定を活用し、新たに大手ユーザー(公共機関、鉄道、運輸、電力、ガス等の事業者)に協力を求め、事業系の回収拠点の確保に努める。 また、自治体については、経済産業省、環境省の支援の下、すべての自治体の回収協力を得て、ご家庭からの小形充電式電池の回収に努める。</p>
	平成15年度	平成16年度																																																																								
小形制御弁式鉛蓄電池	51%	51%																																																																								
ニカド電池	73%	74%																																																																								
ニッケル水素電池	78%	77%																																																																								
リチウムイオン電池	62%	61%																																																																								
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
ニカド電池	633	834	888	974																																																																						
ニッケル水素電池	45	70	94	110																																																																						
リチウムイオン電池	96	49	54	66																																																																						
小形制御弁式鉛蓄電池	27	19	17	9																																																																						
	平成15年度	平成16年度																																																																								
小形制御弁式鉛蓄電池	50%	50%																																																																								
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
小形制御弁式鉛蓄電池	4042	3700	3960	3929																																																																						
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年																																																																						
携帯電話・PHS用電池	264	193	187	159																																																																						
再資源化率	53	53	55	53																																																																						

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

(1) 表示の徹底

資源有効利用促進法の指定表示製品に指定されたことを踏まえ、小形二次電池4種の分別を容易にするための識別色表示を徹底する。

(2) 広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、種々の媒体を介した広報・啓発活動を継続して行う。

・電池工業会の協力の元に鉛蓄電池製造者はユ・ザ・向けに、密閉形鉛蓄電池リサイクルシステムの説明資料を作成し、広報・啓蒙活動を行なうとともに、電池使用機器製造者等に強く協力を求める。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

小形二次電池を使用する機器が資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、自主回収及び再資源化を推進のため以下の取組を実施する。

(1) 電動工具、防災・防犯機器等小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、機器に組み込まれた小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。

(2) 小形二次電池を使用する機器の製造を行う事業者は、小形二次電池の長期使用を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。

(3) 小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。

(4) 小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者は、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。

(5) 設計・製造での取組状況及び効果を公表する際には、(財)家電製品協会のホームページを活用する。

3. 表示の徹底及び広報・啓発活動の促進

(1) 表示の徹底

社団法人電池工業会では、表示方法について「小形充電式電池の識別表示ガイドライン」の平成17年度版を作成し対応した。

(2) 広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、広報・啓発資料(リサイクルガイドンス、リーフレット、CD)を制作し、協力店や、全国の自治体に配布して広報等に利用してもらった。

さらに、全国の展示会・イベント参加(NEW環境展2004、東京エコプロダクツ2004等)や新聞、雑誌等への記事・広告の掲載などによる広報、啓発活動を推進した。

・1.(1)については、産業用鉛蓄電池の広域認定の進捗の結果により説明内容に修正が必要なため、説明内容を検討中。

・電池工業会は電池使用機器製造者団体にリサイクルシステムについて説明をおこなった。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用機器には機器本体または取扱い説明書等への小形二次電池使用の表示を継続して推進中である。

(2) 長期使用促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を引き続き開発中。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
事業系小形二次電池廃棄物の回収拠点を設置し活用している。

(4) 取り外した電池の引渡し
事業者が業務に際して取り外した小形二次電池を回収し、JBRCに引き渡す体制を構築し、現在回収量の向上を目指して推進中。

(5) 設計・製造段階の公表
(財)家電製品協会のホームページに、製品アセスメントの取組み状況を公表することを目的とした「環境配慮型製品を目指して」の内容を充実させた。

3. 表示の実施及び広報・啓発活動の促進

・JBRCでは、引き続きイベント・展示会等への積極参加を行うとともに、新聞・雑誌への広報を行い、新たに青少年への教育啓発ビデオ製作等啓発活動を強化する。

・小形制御弁式鉛蓄電池については、電池工業会及び鉛蓄電池製造業者が、ユーザーや機器製造業者に対して、リサイクルシステムの広報・啓発活動を行い、協力を求める。

4. 小形二次電池使用機器に係る対策

(1) リサイクル容易化への配慮

継続して小形二次電池の取外しが容易な構造の採用、小形二次電池使用の表示を推進する。

(2) 長期使用促進のための電池負荷の少ない製品開発機器の連続使用時間の延長に向けて、小形二次電池の特性を考慮した高効率型の製品を引き続き開発する。

(3) 機器別流通ルートによる回収システムの構築
引き続き事業系小形二次電池廃棄物の回収拠点を活用する。

(4) 取り外した電池の引渡し
今後更に登録拠点数の増加および回収量の向上を目指す。

(5) 設計・製造段階の公表
「環境配慮型製品を目指して」の内容を充実させ、二次電池使用機器の事例もアップする予定である。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
17. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・再資源化に積極的に関与し、回収・再資源化ルートの拡充に努める。</p> <p>(2) 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、関連イベントへの出展及び業界紙等への広告等の掲載を行う。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p><u>自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池を資源有効利用促進法の指定再資源化製品に指定し、安定的な回収・リサイクルシステムの再構築を図る。</u></p>	<p>1. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) ルートの拡充・フリーライダー対策</p> <p>・ 2項のリサイクルシステムの検討で扱う。</p> <p>(2) 広報・啓発</p> <p>・ 自動車点検フェスティバル(H16.10.9 埼玉)、東京モーターショー(H16.11.2~7 千葉)で広報活動を実施した。</p> <p>2. リサイクルシステムの検討</p> <p>リサイクルシステムを再構築中である。</p> <p>(1) リサイクルシステム再構築の必要性及び新システムの考え方について、鉛年間大会講演会(H16.11.26 日本鉱業協会主催)で電池工業会から業界関係者に説明をした。</p> <p>(2) 有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA)を平成16年10月に鉛蓄電池の自主回収及び再資源化事業を行う目的で設立した。資源有効利用促進法による事業推進を基本とし、広域認定制度申請に向け(1) 遵法であること(2) 持続性・継続性があることをシステムの柱としたシステム再構築を検討中である。</p> <p>(3) 資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定を審議中である。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会との合同委員会で審議中である。</p> <p>・ 第一回合同会合 平成17年5月11日に開催済</p> <p>・ 第二回合同会合 平成17年6月7日に開催済</p> <p>・ 第三回合同会合 平成17年7月25日に開催済</p>	<p>資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定及び廃棄物処理法の広域認定制度を活用して、自動車用及び二輪車用鉛蓄電池の自主回収・再資源化リサイクルシステムの再構築について平成18年度中実施を目標に継続検討する。</p> <p>平成17年度下期に各団体、責務者及び販売店等に対して、新たな回収・再資源化リサイクルシステムについて説明を開始する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
18. カセットボンベ	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットボンベの廃棄方法について、国、自治体、事業者の統一した排出・回収方法(「使いきってリサイクルへ」)に向けた課題を整理するとともに、廃棄方法について従来どおり広報を行なう。</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について (1)製造事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使いきり易いカセットこんろの性能基準を作成し、工業会の自主基準化を目指す。 (2)販売事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの販売・普及を図る。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について (1)中身が残ったまま廃棄せざるを得ないカセットボンベの回収・再資源化システムの構築については、それぞれの費用負担も含めて自治体、事業者及び消費者等の役割分担を明確にしたシステムを検討する。 (2)カセットボンベの安全な処理を図るため、中身残留缶の処理装置の検討を行なう。</p>	<p>1. 「使いきってから排出」の啓発活動を各種媒体広告や展示会出展等により行った。 啓発活動ポスター(カレンダー)3万部作成・配布(東京23区) ホテルレストランショーへの出展(東京) 雑誌「オレンジページ/レタスクラブ/月刊消費者」に掲載 景品付き安全啓発キャンペーン(新聞各紙/雑誌各誌/インターネット)の実施 カセットこんろにパンフレットを同梱(消費者向け)</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について (1)カセットボンベの内部のガスを残さず使いきり易い加温装置(「ヒートパネル」、「ヒートパイプ」でバーナの熱をカセットボンベに伝え、ポンペを加温することで、気化しやすくさせるための装置)付きカセットこんろを各社比較検討した結果、一部、性能にバラつきがみられたため、加温装置(ヒートパネル等)付きカセットこんろの性能基準化を図ることとし、現在、性能基準策定に向けて検討を行っているところ。 (2)加温装置(ヒートパネル等)が装着されているカセットこんろの販売・普及促進に向けて取組中。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について 容器包装リサイクル法改正の一環として中央環境審議会及び産業構造審議会においてカセットボンベ(エアゾール缶)の処理方法について検討が行われているところ、業界と自治体においても、本年6月より経済産業省、環境省をオブザーバーに処理方法等に関する検討会を実施中。 カセットこんろ業界としては、残ガスボンベ廃棄対策として加温装置(ヒートパネル等)付きカセットこんろの普及を図るとともに、カセットボンベの安全な処理及びリサイクル化の推進に向けて破砕処理機の譲与等に関する提案を行っており、自治体による分別収集、処理等について全国都市清掃会議と協議中である。</p>	<p>1. 「使いきってから排出」の啓発活動について 例年の啓発活動の継続に加えて、今年度は、特別対策として全国地下鉄の窓上ポスター掲出を一ヶ月間行い、廃棄処理(使いきってから排出)の徹底を図る。</p> <p>2. 技術開発及び普及促進について カセットこんろの連続燃焼テストを再度実施し、加温装置(ヒートパネル等)の有効性を再確認すること等によりガスの残りにくいカセットこんろの性能基準を策定することとする。平成18年4月より工業会の自主基準化、平成19年4月より生産台数全数に加温装置(ヒートパネル等)装着義務付けを実施することにより、加温装置付きカセットコンロの普及を促進し、残ガスボンベの廃棄の抑制を図る。</p> <p>3. 中身残留缶対策(リサイクル対策)について (1)安全な収集・処理及びリサイクルを行うためのシステムを構築するため、全国都市清掃会議との協議を継続する。 (2)カセットボンベの回収方法および廃棄に関する市町村の廃棄実態を調査し、破砕機を利用したモデルケースを検討する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法(「使い切ってリサイクルへ」)について 廃棄物の適正な処理を確保するため、<u>中身排出機構の装着導入を推進するとともに、エアゾール缶の廃棄方法についての課題について解決の検討を行う。</u> 課題 ・設計の工夫:各製品の設計ガイドラインを作成及び普及。 ・使い切りの啓発活動:使い切りの啓発強化。 ・<u>中身排出機構使用の啓発活動:中身排出機構を使用した後に廃棄を行うことの周知。</u> ・廃棄表示方法:より見やすい表示案の工夫、自主表示の実施。 ・収集・処理方法:圧縮の回避等未然事故防止方法の自治体へのアピール。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、<u>自治体へ廃エアゾール缶処理機の譲与を行う</u>など地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化を行うとともに、(社)日本エアゾール協会、事業者団体及び自治体との話し合いを継続的に行う。</p> <p>3. 広報活動の推進 使用済みエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクル状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。 また、エアゾール製品の正しい使い方、正しい廃棄処理の仕方の広報ビデオを作成し、自治体等も対象としたエアゾール缶に関する基本知識の広報に努める。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。またリサイクルを促進するため、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに平成14年8月27日に作成した「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」に基づく製品開発を進め</p>	<p>1. 廃棄方法について ・経済産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。(特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。)(平成11年度) ・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へアンケート調査実施。(平成12年度) ・各自治体アンケート回答の解析・追跡調査を実施(圧縮しない収集方法により収集時の事故発生のない知見を得た。)(平成13年度) ・排出実態調査経済産業省委託事業のフォローアップ(平成14年度) ・(社)全国都市清掃会議との意見交換の開始 ・平成16年度経済産業省委託事業を実施。中身排出機構装着による残留物排出の有効性の確認とその設計指針の検討を行った。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入を中心とした廃棄方法を検討。</p> <p>2. 中身残留缶の適正処理対策について ・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更(使い切って排出する)に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問い合わせの徹底を申し合わせた。(平成11年度~) ・自治体処理実態調査(平成14・15年度) ・産業廃棄物処理設備調査(平成15年度) ・小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした中身残留缶の適正処理対策を検討。 ・エアゾール製品処理対策協議会に処理機譲与等に関するWGを立ち上げ、中身排出機構採用のための諸対策検討(スケジュール・使用条件・設計条件・表示)、処理機譲与の提案事項等を検討。</p> <p>3. 広報活動の推進 ・日本エアゾール協会のHP開設-インターネットを活用した広報開始(平成13年度) ・自治体アンケート調査報告書を全国自治体に配布(平成13年度) ・広報ビデオ(使用時、保管時、排出時)を作成し、関連自治体・消防関係に配布。一般消費者には(社)日本エアゾール協会HPにアップロードし、PR。</p> <p>4. 資源リサイクルへの対応 ・容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造の検討と、一部製品での実施(平成10年度~) ・鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取り外し易くした構造等容器包装リサイ</p>	<p>・安全な収集・処理及びリサイクルが行われるためのシステムを構築するため、(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会との会合を継続的に開催する。</p> <p>・エアゾール製品処理対策協議会及び(社)全国都市清掃会議中央適困協西部会の場で、中身排出機構の導入及び処理機の譲与に関する検討を引き続き行う。</p> <p>検討項目 ・中身排出機構の装着導入の推進について ・エアゾール缶の廃棄に係る消費者相談窓口の充実について ・中身排出機構の広報活動について ・処理機の譲与について</p>

る。

5 . 在庫品等の回収
流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。

クル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニユアルWG」設置検討開始（平成12年度）

- ・「エアゾール正否の識別表示ガイドライン」作成（平成14年度）
- ・小型化、中身排出機構等含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始
- ・平成16年度経済産業省委託事業として「エアゾール缶回収処理システム構築調査事業」を実施。消費者・自治体・事業所の適切な役割分担、安全な回収・処理、リサイクルが行われるための検討を行った。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
20. 小型ガスボンベ	<p>広報啓発活動の促進</p> <p>廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスボンベを廃棄することは高圧ガス保安法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、消費者に対して、不要となった小型ガスボンベは、それを購入したLPガス販売店へ持ち込むよう、販売店が不明の場合は最寄りの販売店、都道府県または都道府県LPガス協会等へ連絡をするよう、積極的に広報啓発活動を行う。</p>	<p>・一般家庭等において使用される小型LPガスボンベの廃棄段階における事故防止の周知のため、LPガスの販売業者団体がLPガス販売業者に対し、</p> <p>容器が不用になった場合は、一般のごみと一緒に捨てないで購入したLPガス販売店に持ち込むこと、不明の場合には最寄りの販売店、都道府県、都道府県LPガス協会等へ連絡することを内容とする「容器の取り扱いについて(お願い)」のシールを容器に添付し販売すること</p> <p>消費者から不用となった容器の廃棄を依頼されたときは、その容器が自社で販売したものが否かに関わらず、それを受け取り適正に処理すること。</p> <p>について協力要請を実施。</p> <p>・不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。 (周知リーフレット：約800万枚、新聞広告：80回掲載)</p>	<p>小型LPガスボンベの不法投棄防止については、高圧ガス保安法で罰則が規定されているが、さらに不法投棄防止の実効性をあげるため、引き続き小型LPガスボンベの廃棄段階における適正処理について、以下のとおり積極的・継続的に周知していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 販売業者に対しての協力要請を実施。 2. 周知資料配付、新聞広告等により広報を実施。 3. LPガス消費者相談所において処理方法・処理先を案内。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
21. 消火器	<p>1. 回収・リサイクル体制の整備</p> <p>日本消火器工業会において、平成17年度の消火器の回収率目標を60%(日本消火器工業会推計値: 不用消火器発生見込み数に対する工業会回収率)と設定し、全国消防機器・販売業協会等の関係団体と連携を図りつつ、目標達成に向けて、回収・リサイクル等の実施を引き続き推進する。</p> <p>(平成16年度回収率44%(工業会推計値))</p> <p>また、平成12年度から平成16年度にかけて、消防庁に設置した「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」において、消火器のリユース・リサイクルに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行った。その際消火器のリサイクル率として消火器一本当たりの再資源化率を採用し、平成12年度当初約40%であったリサイクル率が、粉末消火薬剤及び消火器の部品に係るリサイクル技術を確立したことにより100%近くになっている。</p> <p>今後は回収率の向上を目指すこととしている。</p> <p>また、<u>消防庁では、平成17年4月に「消火器・防災物品の適切なリサイクルに向けた取組みの推進について」を都道府県及び各消防本部に通知、消火器の適切な回収を促進している。</u></p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力</p> <p>地方公共団体に対する支援措置として、業界団体による処理マニュアルの作成・配布及び地方公共団体が回収した消火器の処分依頼があった場合における製造事業者による回収・処理等の推進を引き続き行っていく。</p>	<p>1. 回収・リサイクル体制の整備</p> <p>回収率は、平成12年度の27%(工業会推計値)から平成16年度の44%(工業会推計値)に高まっている。</p> <p>消防庁においては、平成12年度より学識経験者等からなる委員会を設置し、消火器リサイクル・リユースに係る技術的・制度的課題の調査・検討を行ったところであり、平成14年度までの検討により回収消火薬剤の再生利用に係る技術を確立、効果的な回収システム等のあり方について結論を得たところ。平成15年11月には再生消火薬剤を用いたエコマーク認定消火器が認定され、現在大半の消火器メーカーが再生消火薬剤使用率40%以上使用を条件とするエコマーク付き消火器を市場に送り出している。</p> <p>平成16年度には、消火器に使用されている金属部品分離工程をより細分化する技術が導入されている。</p> <p>また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に再生消火薬剤使用率40%以上の消火器が追加された。</p> <p>なお、現在消火器の回収率は不要消火器として回収された実数で算出を行っているが、消火器のリサイクルの進捗により、現在では回収拠点において消火薬剤と容器に大別され、消火薬剤のみがリサイクル工場に持ち込まれる量が増加していることから、来年度以降については回収された不要消火器と消火薬剤を回収した分を合わせて消火器回収率を算出する予定である。</p> <p>さらに、消火器の回収率向上を目指し春秋の火災予防運動等の機会を捉え消火器の回収運動を促進し成果を上げている。</p> <p>2. 不法投棄対策に係る協力</p> <p>業界団体による処理マニュアルの作成・配布を行うとともに、回収した消火器については、製造者が回収、処理することとして火災予防運動で周知した。</p>	<p>リユース・リサイクルに係る他の団体の取組みとの連携を検討し、回収率の向上を目指す。</p> <p>また、廃掃法に基づく広域認定制度の認定を受けた製造業者等について、都道府県及び各消防本部に周知を行い、消火器の回収を推進する他、エコマーク消火器の普及やグリーン調達制度の活用についてもあわせて推進する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																		
22. ぱちんこ遊技機等	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置付けられたことを踏まえ、次の取組を推進する。</p> <p>(1) 製品アセスメントの実施 ぱちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎に策定した減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルに基づき、リデュース、リユース、リサイクル配慮設計(鉛の使用削減を含む)を促進するという観点から、製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 設計・製造での取組として、製造事業者組合が各製造事業者の使用樹脂種類数及び鉛使用量等について定期的に調査することとし、その結果を業界広報誌を通じて公表する。</p> <p>(3) 修理の機会をより長期間提供するため、補修用性能部品の共通化及び標準化を図る。</p> <p>(4) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類削減や素材別分離容易化等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(5) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、100g以上の合成樹脂製部品についてはすべて使用材料名を表示する。その場合、使用材料名を製品アセスメントマニュアルに基づいた統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 マテリアルリサイクル目標率を以下のとおり設定する。 <table border="1" data-bbox="371 997 905 1092"> <tr> <td>目標年度</td> <td>マテリアルリサイクル目標率</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>75%</td> </tr> </table> </p> <p>3. 流通・廃棄段階における対策 使用済み遊技機の回収・リサイクルを促進するため、製造事業者が中心となり、使用済み遊技機の回収拠点を地域ブロック別に設け、ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者が協力し、回収拠点において製造事業者へ引き渡される遊技機回収システムの拡充を図る。平成17年7月1日より、全国を回収対象エリアとし稼働させる。 <u>遊技機回収システムによる回収率向上のため、離島からの使用済み遊技機の回収への取組、回収拠点の整備・拡充をすすめる。</u></p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ぱちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力し、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、不正防止に関する規制を踏まえつつ、部品リユースに関する技術開発を実施する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) <u>使用済み遊技機の適正処理のため排出者へ遊技機回収システム又はリサイクル選定業者等の適正処理業者へ排出するよう啓発・指導を行う。</u> (2) 業界の広報誌又は展示会等を通じて業界のリサイクルの取組状況を広報する。</p>	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成17年度	55%	平成19年度	75%	<p>〔製品アセスメント実施例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABS樹脂及び合板について材料の減量化を図った。 ・枠用部品点数を削減した。 ・インサート成型部品点数を削減した。 <p>〔調査実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛等の環境負荷物質に関する使用量の調査を実施。 1台当りの鉛含有量 平均31.8g ・樹脂の種類数の調査についても実施。 1台当りの樹脂種類数 平均7種類 <p>〔標準化の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する樹脂および補修用性能部品の共通化、標準化を各事業者において実施中 <p>〔対策の進捗状況、鉛使用量の削減実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹脂の種類については、調査実施中。素材別分離容易化のため材質表示を実施中。鉛の使用量について調査実施。 <p>〔表示の実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重量が100g以上の樹脂製部材については材質表示を実施中。 100g以下のものについても可能な限り表示している。 <p>〔目標の達成状況〕</p> <table border="1" data-bbox="1142 1060 1721 1270"> <tr> <td>目標年度</td> <td>マテリアルリサイクル目標率</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35% (実績41.4%)</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>(実績51.9%)</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>(実績63.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </table> <p>〔流通・廃棄段階における対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界においてリサイクル業者の選定を実施。(平成17年6月において全国で37業者を選定) ・平成15年8月から埼玉県にて遊技機回収システムの試験運用を開始。 ・平成15年10月から東京都、11月から神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県の1都6県にエリアを拡大。 ・平成16年1月から正式運用に入る。 ・平成16年8月から山梨県を追加し、適用エリアを1都7県に拡大する。 ・平成15年8月から平成17年3月までの累積回収実績は約36万9千台 ・平成17年7月1日から回収拠点を関東と九州に設け、エリアを全国に拡大して実施 <p>〔処理容易化・再資源化のための技術開発の促進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手解体による素材別分別を促進し、シュレッダーダストの削減を図った。 ・一部センサー部品について、部品メーカーとリユース体制を整備した。 ・一部基板について共通化の設計をすすめた。 	目標年度	マテリアルリサイクル目標率	平成13年度	35% (実績41.4%)	平成14年度	(実績51.9%)	平成15年度	(実績63.6%)	平成16年度		平成17年度	55%	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き遊技機の開発・設計および製造に対し製品アセスメントを実施。 ・ぱちんこ機に使用している樹脂種類数及び鉛使用量等の調査結果を踏まえ、年内発行の業界広報誌に公表。 ・引き続き遊技機に使用する部品の共通化、標準化を推進。 ・引き続き遊技機に使用する樹脂性部材の材質表示を実施 ・遊技機回収システムの回収エリアの拡大(全国展開)に伴う遊技機回収システムの早期安定稼働化の推進 ・遊技機回収システムにおける使用済み遊技機の離島からの回収への取組 ・回収拠点の整備・拡充。 ・引き続き処理の容易化・再資源化のための技術開発を推進。 ・引き続きシュレッダーダスト減容化技術の開発を促進するとともに、部品リユースに関する技術開発を推進。
目標年度	マテリアルリサイクル目標率																				
平成17年度	55%																				
平成19年度	75%																				
目標年度	マテリアルリサイクル目標率																				
平成13年度	35% (実績41.4%)																				
平成14年度	(実績51.9%)																				
平成15年度	(実績63.6%)																				
平成16年度																					
平成17年度	55%																				

〔広報・啓発活動の促進〕

- ・遊技機リサイクル推進委員会において随時指導を行っている。
- ・業界団体の機関紙・業界紙、展示会等において取組の広報を行っている。

- ・使用済み遊技機の適正処理のため排出者に遊技機回収システム又はリサイクル選定業者等の適正処理業者へ排出するように啓発・指導。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 リサイクルに配慮した設計(要管理物質の使用削減を含む)に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計と併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めることを盛り込んだ新たな環境設計アセスメントガイドラインに基づき、各事業者は製品アセスメントを着実に実施する。 また、要管理物質使用削減について、次のとおり自主行動計画を策定する。 ・対象物質：鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、PBB、PBDE ・削減目標：1000ppm、カドミウムのみ100ppm ・削減年月：2006年6月</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 設計・製造での取組状況及び効果を毎年度J E I T Aのホームページに公表することとし、平成13年度実績からJ E I T Aのホームページで公表してきたが、5年目を迎える17年度の実施状況を調査するにあたっては、より具体的な効果を検証するため調査項目の見直しを検討する。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、プラスチックの再利用については、原材料となる使用済プラスチックの安定供給が第一であり、同種のプラスチック確保のための方策を検討する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 資源有効利用促進法の指定再資源化製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を推進する。</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済製品の回収・リサイクルを推進するため、平成13年4月から開始した事業系パソコンの回収・再資源化を推進・強化するとともに、15年10月から開始した家庭系パソコンの回収・再資源化システムを推進していく。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 アンケート調査により、確認したパソコンおよびその周辺機器の主要メーカ41社(昨年39社)がガイドラインを適用している。 平成16年度、「PCグリーンラベル制度」ではパソコンについては12社1,880機種、ディスプレイについては9社245機種が適合機種として発表されている。 「PCグリーンラベル制度実施要領」では、企業審査、製品審査について見直しを行なった。 要管理物質使用削減については、各社独自の計画を掲げ削減に取り組んでいる。 進捗状況は、予定年月より早めの削減目標を立てているところが33社あったが、遅れる見込みのところも16社程度あった。遅れについては特に鉛と六価クロムがやや遅れが目立った。原因は代替技術開発の遅れや社内体制構築の遅れ等となっている。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 アセスメントの実施状況および効果についてはJ E I T Aのホームページで公表することとし、15年度に引き続き16年度もホームページに公表した。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 プラスチック筐体のリサイクルについて、アンケート調査によると「全部あるいは一部をリサイクルしているメーカ」26社の回答から、一番多かったのが「ベレット化して別の製品にマテリアルリサイクルしている」(18社)次に「高炉のコークス代替としてリサイクルしている」(12社)であったが、「新製品の筐体用の材料としてマテリアルリサイクルしている」(1社)「ベレット化して同種の部品にマテリアルリサイクルしている」(4社)とパソコンおよびその周辺機器におけるマテリアルリサイクルの難しさが表れた結果となった。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 事業系パソコンの回収・再資源化ルートについては、13年4月からの法施行にあわせて、精力的に構築を図った。業界として、平成16年度の事業系パソコンの回収状況(製品リユースを含む)は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター加盟38社で</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントの実施 PCグリーンラベルの製品審査基準見直しの必要性について検討を行い、必要な基準改定を実施する。</p> <p>(2) 製品アセスメントの実施状況の広報 アセスメントの実施状況とその効果について、J E I T Aホームページで公表してきたが、今後は「環境設計アセスメントガイドライン」の見直しも視野に入れ、より環境配慮設計に資する項目の公表ができるように検討を行う。</p> <p>(3) プラスチック等のリサイクル対策の推進 新製品としてのマテリアルリサイクルは厳しい状態であるが、各メーカの取り組み状況に関しては継続して調査を行う。原材料となる使用済みプラスチックの安定供給確保のための方策については、各社にて取り組むこととし、業界としてはその動向をフォローする。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 事業系パソコンの回収・再資源化については、顧客にメーカによる回収への働きかけを行い、引き続き回収を促進する。 家庭系パソコンの回収・再資源化については、回収のしくみ等の改善を進め、引き続き回収を促進する。 回収状況については、引き続き実態を把握し、定期的公開に努める。</p>

<p>(2) リサイクルの推進</p> <p>資源有効利用促進法：平成15年度の再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型パソコン本体 50% ・ノートブック型パソコン 20% ・CRTディスプレイ装置 55% ・LCDディスプレイ装置 55% <p>自主目標：平成17年度の資源再利用率（パソコン本体、キーボード、CRTディスプレイから構成されるパソコン） 60%</p> <p>部品リユース（MPU、メモリ、HDD、ケーブル等）や一層のリサイクルを推進することとする。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 長期使用・再資源化及び平成15年10月から開始した家庭系パソコンの回収・再資源化を促進するため、消費者、ユーザ啓発・PRを推進する。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。および、製品リユースについても推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総回収量は、7,060トン、 ・回収台数は、 <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型PC本体：238,397台 ・ノートブック型PC：131,093台 ・CRTディスプレイ装置：235,416台 ・LCDディスプレイ装置：44,171台 <p>家庭系パソコンの回収については、15年4月に改正された資源有効利用促進法の省令に基づき15年10月から開始したが、16年度の回収状況は、有限責任中間法人パソコン3R推進センター加盟38社で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総回収量は、2,921トン ・回収台数は、 <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型PC本体：84,133台 ・ノートブック型PC：19,096台 ・CRTディスプレイ装置：109,239台 ・LCDディスプレイ装置：8,379台 <p>(2) リサイクルの推進</p> <p>資源有効利用促進法：平成16年度の再資源化率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップ型パソコン本体：76.8% ・ノートブック型パソコン：55.8% ・CRTディスプレイ装置：75.6% ・LCDディスプレイ装置：65.4% <p>自主目標：平成16年度の資源再利用率（パソコン本体、キーボード、CRTディスプレイから構成されるパソコン） 76.0%</p> <p>昨年より、再資源化率がアップしたのは、解体・分別の細分化を図ったことによる。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 電子タグを使ったリサイクルビジネスモデルについて事前調査を行った。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 広報ビデオ「みんなでパソコンリサイクル」を作成、全国主要都市44市、環境学習センター等の施設99カ所、再資源化会社15社に配布し、啓発を実施した。 平成16年度も新たに「パソコンリサイクルパンフレット」を200万部作成、全国市区町村、全国郵便局、販売店に配布し、広報・啓発活動に活用した。 名古屋市、静岡市、さいたま市でのごみゼロ全国大会等の展示会やエコプロダクツ2004に参加し、広報・啓発活動を行った。 千葉市、京都市、堺市、大津市ほか6カ所の自治体を訪問し、メーカーによる回収への切り替え促進をお願いした。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。</p>	<p>(2) リサイクルの推進</p> <p>継続して実績をを把握するとともに、再資源化の実態を確認し、再資源化率の向上にむけ推進する。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 電子タグを使ったリサイクルビジネスモデルについて、使用済製品を効率的に解体・選別等リサイクル・リユースするため、必要な情報を得る実証実験を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 有限責任中間法人パソコン3R推進センターのホームページで広報ビデオ「みんなでパソコンリサイクル」を活用できるようにすることで広報促進を図る。 札幌市、名古屋市、東大阪市、福井市、長野市など、全国主要都市で開催される環境関連展示会等への出展を通じ、住民への情報発信の強化を図る。 東大阪市、長野市、札幌市、旭川市、金沢市などの自治体を訪問し、メーカーによる回収への切り替え促進のPR活動を行う。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組を推進する。 引き続き「PCグリーンラベル制度」へ、より多くの企業参加を促すなど取り組みを推進する。</p>
--	---	---

品 目 名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部___は今回改定箇所	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今後講じる予定の措置
24. 複写機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための対策を推進</p> <p>(1) 循環型社会システム構築に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの促進を目的に、当協会において作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各事業者においてリユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用、要管理物質の使用削減に取り組む。</p> <p><u>(2)新規開発製品の要管理物質削減の取組として、カドミウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDEを2006年度中に全廃を目指す。___</u> また、リユース製品についても部品・材料の代替を進め、要管理物質の全廃に向けて努力し、2010年度中に全廃を目指す。</p> <p>(3)設計・製造での取組状況及び効果を公表する方策について検討する</p> <p><u>(4)当協会において作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」の見直しを行い、最新の内容とする。</u></p> <p>2. 使用済み複写機の回収を目的とした静脈物流共同プロジェクトの推進 使用済み複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済み複写機の相互交換システム」の構築・地域拡大を推進する。また、回収をより促進するために、OEM製品の供給を受けている事業者、リース事業者、販売事業者との連携を図る。</p> <p>3. リユース・リサイクルに関する取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。 個別企業においては、環境報告書、ホームページなどで公表する。</p>	<p>・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の指定及び指定再利用促進製品の指定を受け、同法令施行後の新製品について、必要な設備の整備や再生部品の検査・保管のための体制等の構築を推進している。</p> <p>・各社でモーター、基板部品、センサー、板金部品、プラスチック部品等のリユースを実施又は検討している。</p> <p>・リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル部材やリユース部品の利用の可能な範囲等、製品の設計に際しての評価項目・評価基準・評価方法を複写機業界の指針として示した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に従い、各社自主的な取組を実施している。</p> <p>・2003年度で2物質(PBB、PBDE)については、全社全廃を達成済みである。4物質は順調に削減が進んでおり、全廃活動を継続中。</p> <p>・各社ホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて取組状況と効果を公表している。</p> <p>・3R技術の技術開発・普及を目的とするNEDOの3R技術データベース(http://www.nedo3r.com/)に13件のリユース技術登録を実施した。</p> <p>・平成11年度より複写機の部品リユース・リサイクル推進を目的とした下取り他社機の交換を内容とする「回収複写機交換システム」の構築を開始した。現在は札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡7箇所の交換センターと各府県所在地の回収デポ設置を完了した。これにより各社がすでに行っている自社機回収ルートに加え、他社による下取り機の回収も容易になった。平成14年度には参加企業の共同開発によるWEBを利用した交換業務情報システムJr-Linksをリリースした。今後は沖縄や長崎県離島等、地方の利便性を改善する活動、リース会社や独立系販売会社など回収範囲拡大の促進を図る。</p> <p>・直近1年間の実績でも月約8,500台の交換を行っており、ルーチンワークになったと判断している。</p> <p>・平成13年度～15年の委員会活動を通じ、会員企業共同のプラスチック・リサイクルシステムを構築し、2種類のプラスチック(HIPS、PC/ABS)について共同のクローズドリサイクルを継続している。</p> <p>また、他のプラスチックについても、オープンリサイクルを継続している。</p> <p>・各社ホームページ・環境報告書・製品カタログ等にて公開している。</p>	<p>・残4物質についても全廃活動を継続する。</p> <p>・従来、ガイドラインにおいてプラスチック再利用の促進を掲げていたが、複写機の国内生産量が減少しているにもかかわらず、国内における再生プラスチック導入量の実績は2001年は1,100t、2002年は1,200t、2003年度1,600tと順調に増加しており、各社努力の成果が表れている。 今後は各社における継続活動とし、業界としてのテーマは終了とする。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
25. ガス・石油機器	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられていることを踏まえ、減量化(リデュース)や処理の容易化(リサイクル)を目的に、構造・材料構成・組立方法等に関する製品アセスメントを実施し、リサイクル容易な設計(要管理物質の使用削減を含む)、長寿命化設計、リペア容易な設計などを促進する。 更に、設計・製造での取組状況及び効果について公表する。</p> <p>2. 修理の機会の提供 製品の長期間及び安全な使用を促進するため、修理の機会の確保など具体的な方策を引き続き検討する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進 ガス・石油機器のリサイクルシステムのあり方を「設備機器」(設置工事を必要とする製品)と「非設備機器」(持帰り製品)に分けて取組む。</p> <p>(1)「設備機器」について <u>市場におけるリサイクルの実態(回収率及びリサイクル率等)を把握するため、「定点観測システム」調査を継続して実施する。</u></p> <p>(2)「非設備機器」について 現状の自治体ルートの回収システムをベースに、更に合理化の検討を継続する。 当該製品の回収・処理の更なる効率化に向けて、廃棄時の啓発活動を実施する。</p>	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 (社)日本ガス石油機器工業会は、ガス・石油機器が資源有効利用促進法の指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に位置づけられていることを踏まえ、リデュース配慮設計及びリサイクル容易設計を推進していくために平成13年3月「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を改訂し、以降それに基づく製品アセスメントに業界挙げて取組んでいる。 製品アセスメントの実施状況及び成果について、(社)日本ガス石油機器工業会のホームページ上での公表に向けて、実施状況に関する調査を行うとともに公表方法等についての検討を進めているところ。</p> <p>2. 修理の機会の提供 主要事業者は、修理相談窓口や修理依頼窓口の集中化、修理受付の土日対応等、消費者への利便性向上に向けて取組中。 消費者に安全に使用して頂くため、事故未然防止のための警告表示や、点検箇所指摘等の自己診断機能(表示機能等)を備えた製品を開発している。 製品の長期安全使用のための安全点検に関するパンフレット等の普及啓発事業を実施中。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進 ガス・石油機器のリサイクルシステムのあり方を「設備機器」(設置工事を必要とする製品)と「非設備機器」(持帰り製品)に別けて取組んでいる。</p> <p>(1)「設備機器」について 現状の販売店(工事店)の自主回収ルートで効率良く回収・処理されているが、全体の処理状況(回収率及びリサイクル率)が十分に把握されていない等の問題があったことから実態調査等を行うとした。 販売店の販売台数、回収台数(品目毎)及びリサイクル率(実証実験で把握)の値に基づき、全国の廃棄台数とリサイクル率等を推計把握する調査システムを構築した。 ・破碎処理実験を行い品目別の資源回収量・処理コスト等を把握した。 平成16年度に、販売店における設備機器の販売台数・引取り(回収)台数・処理業者への委託状況等について定点観測システムによる実態調査を実施した。 ・調査対象品目(ガスふろがま、ガス大型給湯器、石油給湯器)のリサイクル率は9割前後と推計された。 ・また、引渡し先の処理状況の追加調査を行った結果、ガス石油機器の金属スクラップが日本から中国へ輸出されていることが把握された。</p> <p>(2)「非設備機器」について 「ガス石油機器の不法投棄の実態と自治体での処理・処分上での問題点調査」を実施した結果、不法投棄は少なく、懸念材料として残油抜き取りが徹底されていないこと等が分った。 上記調査を踏まえ、消費者の「ガス石油機器製品廃棄時の残油・乾電池抜き取り状況に関する調査」を実施した結果、残油・乾電池抜き取りに関する知識はあるが、実際に抜き取り方法を知らない人もいるので、具体的抜き取り方法の再啓発が必要であることが分った。 以上より、以下の施策を展開した。 ・残油・乾電池の抜き取りに対する、消費者への啓発広報活動の徹底(廃棄時注意チラシの作成、取扱説明書への追記を行った。) ・残油抜き取りが行い易い付属品の検討と廃棄時注意事項の本体表</p>	<p>1. リデュース、リサイクルの設計・製造での配慮 (社)日本ガス石油機器工業会において、平成17年度中に、「ガス・石油機器アセスメントガイドラインの実施状況と実施しての成果まとめ」をホームページで公表できるよう準備を進める。 「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」の進捗状況及び成果に関する調査を今後とも継続して行う。</p> <p>2. 修理の機会の提供 修理の機会の確保等に関する具体的な方策を引き続き検討する。</p> <p>3. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムの推進</p> <p>(1)設備機器について 定点観測システム調査の実施と調査結果についての分析評価を継続して行う。(隔年)</p> <p>海外への輸出(中国など)状況に関する実態調査果及び他業界の推進方策等も踏まえ、今後のリサイクルシステムの在り方に関して引き続き検討を行う。</p> <p>(2)非設備機器について 自治体ルートをベースとした合理化の検討 ・実態調査及び自治体との意見交換等を継続して行うことにより、更なる合理化のあり方を検討する。 啓発事業展開 ・自治体配布チラシに廃棄時注意文の掲載依頼を行う。 ・本体や梱包への廃棄時注意表示方法に関する検討を行う。 ・残油抜き取り方法(付属品)の検討を行う。</p>

示

自治体（燕市・三条市・明石市・大和郡山市・都 2 3 区・仙台市・福岡市・北九州市）を訪問しての実態調査及び意見交換会を行った結果、ガス石油機器の処理は、不燃物（粗大ごみ）として回収・リサイクルされており特段問題ないが、更に自治体ルートでの回収をより効果的に行うため、「廃棄時注意チラシ」などの啓発活動は是非継続して進めてもらいたい等の意見を頂いた。

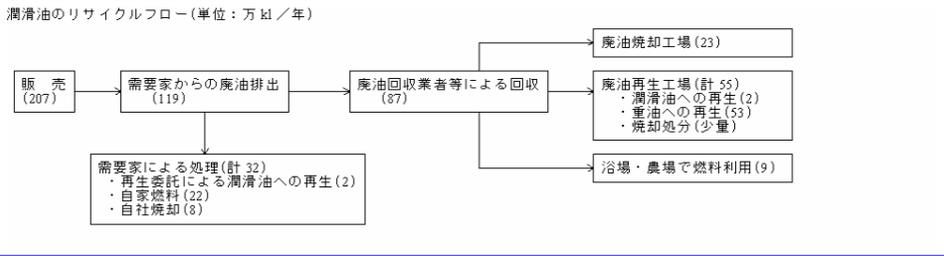
上記の調査結果及び平成 14 年度経済産業省調査事業＜生活用品分別収集・有効利用システム調査事業＞結果等を参考に、工業会にて回収システム案を詳細に分析した結果、現状の自治体回収システムをベースに更に合理化を進めることが有効であるとの結論となった。

平成 17 年度に全国の自治体の処理状況を把握するために市町村と一部事務組合の自治体等に対しアンケート調査を実施しており、その結果を基に、金属回収量の推計を行うこととしている。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
26. 繊維製品	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築</p> <p>一般の衣料品について、一般衣料品の中でリサイクルが可能な品目に関するモデル的なリサイクル・ネットワークを構築し回収・再商品化を推進することができないか、検討を進める。</p> <p>特に、ユニフォーム等の事業者がユーザーとなる製品については、製品の種類が限定的であり再商品化を視野に入れた製品設計が比較的容易であるとともに、ユーザーが限定されていることから回収も比較的効率的に行うことが可能であると考えられる。このため、ユニフォーム等の製品については、可能な品目に関する円滑な回収・再商品化のネットワーク構築を目指し製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者等の関係者が協力しつつ検討を進める。</p> <p>また、繊維の製造事業者、輸入事業者、流通事業者、故繊維事業者、消費者、学識経験者等の関係者が連携して繊維製品の3Rに関する関係者の自主的な取組を促し、総合的に3Rを推進するためのコンセンサス形成の場として設置した「繊維製品3R推進会議」において、繊維製品の3Rへの自主的な取組の促進や共通認識の醸成、消費者への繊維製品の3Rの普及啓発、「繊維製品リサイクル懇談会」の報告書において今後の課題とされた項目についての具体化に向けた検討を行う。</p> <p>「繊維製品リサイクル懇談会報告書」で指摘された今後の課題</p> <p>リデュースの推進</p> <p>a)生産段階でのリデュース推進 b)流通段階でのリデュース推進 c)消費段階でのリデュース推進</p> <p>リユースの推進</p> <p>a)国内中古衣料品市場の活性化 b)海外中古衣料品市場の活性化 c)消費者への情報提供・啓発活動の推進</p> <p>リサイクルの推進</p> <p>a)回収繊維製品の再生用途の拡大 b)再生利用が容易な製品設計の推進 c)繊維製品の回収・再商品化ルートの構築 d)サーマルリサイクル</p>	<p>繊維の関係者が連携して、繊維製品の3Rに関する各々の自主的な取組を促し、総合的に3Rを推進するための「繊維製品3R推進会議」を設置し、繊維製品の3Rに関する調査・研究を行うとともに、今後の3Rの在り方について検討。</p> <p>「繊維製品3R推進会議」において、(社)日本アパレル産業協会、日本羊毛紡績会、全日本寝具寝装品協会、日本カーペット工業組合、日本紡績協会、日本被服工業組合連合会、日本化学繊維協会、日本繊維輸入組合・(社)日本貿易会が、繊維製品の3Rに対する目標及び目標を達成するための対策等をまとめたアクションプランを発表。(平成14年度、平成15年度)</p> <p>経済(通商)産業省委託事業により繊維製品のリサイクル等マテリアルフローに関する調査を実施。(平成8年度、平成13年度)</p> <p>国内中古衣料品市場の活性化のため、中古衣料品事業者と故繊維事業者との垂直連携により、国内で発生する中古衣料の国内での販売について検討を実施。(平成13年度)</p> <p>(社)日本貿易会、日本繊維輸入組合において、リユースの推進を図るため、貿易業者を対象に繊維製品3Rに関するセミナーを開催。(平成13年度、平成14年度)</p> <p>中古衣料の小売を行う事業者が集まり、日本古着小売業協同組合を設立。古着の共同仕入などを実施することにより業者間の連携を推進し、中古衣料品市場の活性化を図る。(平成14年度)</p> <p>日本古着小売業協同組合にて、HPを開設。また、組合員外も対象とした業界初の「情報交換会」を開催して業界内の意見収集を行い、国内市場が順調に拡大していること及び問題点を確認した。さらに、現状把握のために、故繊維業者へのアンケートを実施した。(平成16年度)</p> <p>廃棄等された繊維製品をRDF化するための技術に関する調査・研究を実施。(平成11年度)</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。(平成11年度、平成12年度)</p> <p>アパレル業界によって、易リサイクル商品の企画立案と回収システムの構築についての検討を実施。(平成13年度)</p> <p>廃ペットボトルの原料リサイクルの実用化開発を実施。(平成13年度)</p> <p>故繊維業界によって、反毛を用いた新商品開発や製品の規格化についての検討を実施。(平成14年度)</p>	<p>「繊維製品3R推進会議」において、各団体より発表されたアクションプランのフォローアップを引き続き行い、進捗状況の把握及び公表に努める。</p> <p>日本古着小売業協同組合にて、昨年度に引き続き、古着小売業者並びに故繊維事業者に広く意見を求め、今までにない新たなアプローチで国内中古品市場の活性化を図るための問題点解決を模索する事業を予定。(平成17年度)</p>

	<p>リサイクル不能品に関する、適正な処分の推進</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し実需対応型の生産・販売を積極的に推進することにより、中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 回収された繊維製品の再生用途を拡大することは、繊維製品のリサイクル推進に当たって最重要課題であり、繊維の製造事業者、故繊維事業者等は、再生用途開拓のための技術開発・新商品開発を積極的に推進する。 また、繊維の製造事業者は、消費者のニーズを反映し、かつリサイクルに配慮した製品設計指針を策定するとともに、製品の企画にこれを反映していくよう努める。</p> <p>4. 連携によるリユース・リサイクルの推進 (1) 繊維の製造等事業者、流通事業者、故繊維事業者が協力しつつ、一般衣料品の中におけるモデル的なリサイクル・ネットワークの構築、再生繊維（ここでは回収された使用済み繊維製品を再生し、原材料として使える状態にしたものを指す。一般にはレーヨン、キュブラ等の繊維を指すことが多い）を利用した製品についての販売、再生利用が容易な製品についての回収・再商品化に取り組んでいくよう努める</p> <p>(2) 海外中古衣料品市場の活性化を図るため、故繊維輸出商等の水平連携を推進し、故繊維輸出商社等が共同して中古衣料に関する海外市場でのマーケティング力の強化を図る。</p> <p>(3) 中古衣料品事業者と故繊維事業者が協力して、国内で発生する中古衣料品を国内で販売する体制を構築することや中古衣料品についての消費者への普及啓発活動に取り組むよう努める。</p> <p>(4) PETフレークの利用を一層促進する。 ・回収PETボトルから生産された再生ポリエステル繊維を使用した製</p>	<p>グリーン購入法特定調達品目について、ユニフォーム・作業服・ふとんなどに加え、平成14年度における検討により、集会用テント・防球ネットも再生PET樹脂を用いた繊維製品として指定された。</p> <p>使用済み衣料品について、小売店により回収するシステムを構築するため、百貨店による使用済み衣料品の回収実験を実施。（平成14年度）なお、本調査を行った百貨店は、その後自主的にスーツの回収に取り組んでいる。（平成15年度、平成16年度）</p> <p>繊維製品のLCAに係る調査を行い、繊維製品を新規製造した場合とリサイクルを行った場合の、環境負荷やエネルギー消費量の比較を行った。（平成15年度）</p> <p>繊維製品のリサイクルの有効な手段のひとつであるウエスについて、現在の利用実態の調査を行うのと同時に、需要拡大方策の検討を実施。（平成16年度）</p> <p>情報化導入支援事業を実施（平成11年度～）し、効率の良い物流管理や受発注を行うために必要な情報化導入を支援することにより、不良在庫の圧縮を促進。</p> <p>需要予測が困難な繊維業界に対応した新しいビジネスモデルを策定・普及することにより、リスク分担を明確にした効率的な受発注体制構築を通じ、不良在庫圧縮を図る。具体的な取組としては、アパレル-百貨店間の製品取引を対象とした「コラボレーション取引」（平成14年策定）が挙げられる。</p> <p>中古衣料の輸入禁止国である中華人民共和国に対し、禁輸解除の働きかけを継続的に行っている。 日本繊維輸出組合において、中古衣料の海外マーケット拡充のため、インドネシアにミッションを派遣。（平成16年度）</p>	<p>日本繊維輸出組合において、平成15年度の繊維製品のLCAに係る調査、平成16年度のウエスに係る調査の結果を踏まえ、繊維リサイクル率の向上を目指して、ユーザー向けに情報提供と拡販のためのチラシを作成し配布する。（平成17年度）</p>
--	--	---	---

	<p>品の普及を推進する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) リサイクルファッションショー・展示会の実施</p> <p>(2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p> <p>(3) 繊維製品の適切な排出方法等の普及啓発の推進 回収された繊維製品が最大限再商品化されるよう、消費者に対する繊維製品の適切な排出方法について普及啓発を図るとともに、回収された繊維製品のうち、リユース及びマテリアルリサイクルがされないものについては、サーマルリサイクルを行うことについても一つの選択肢として考慮し、広く消費者の理解を求めていく。</p>	<p>繊維の商品見本市（「ジャパン・クリエーション」）や、リサイクル製品の見本市（「エコプロダクツ展」）の場を活用して、再生繊維を用いた繊維製品の展示活動を実施。（平成14年度）</p> <p>日本化学繊維協会としてエコプロダクツ2004に出展し、化学繊維業界の環境問題やリサイクルへの取組を紹介した。（平成16年度）</p>	<p>日本化学繊維協会にて、エコプロダクツ2005へ出展を予定。（平成17年度）</p>
--	---	---	--

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置																				
27. 潤滑油	<p>潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、以下の取組みを実施する。</p> <p>1. 潤滑油関係業界団体の連携強化及び広報、啓発活動等の拡充</p> <p>(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体との連携を推進し、潤滑油ユーザー、機械メーカー並びに潤滑油ユーザー関連団体等に対して使用済潤滑油の分別回収及び非塩素系潤滑油への使用転換に係る積極的な広報・啓発活動を推進して、理解と協力の促進を図る。</p>	<p>(社)潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成11年7月に設置。平成12年度からは、(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合及び全国オイルリサイクル協同組合等関係業界団体が連携し、活動を開始。</p> <p>【実態の把握】</p> <p>(社)潤滑油協会による平成15年度推定値</p>  <p>・金属加工油を中心とした生産量調査を毎年継続実施し、非塩素系潤滑油と塩素系潤滑油の数量を把握。</p> <p>・公衆浴場における使用済潤滑油、再生重油等の使用実態を明確化(平成13年度)。主な調査結果は以下のとおり。</p> <p>使用済潤滑油及び再生重油の使用実態</p> <table border="1"> <tr> <td>使用比率</td> <td>約30%の浴場で使用</td> </tr> <tr> <td>1浴場あたりの使用量</td> <td>約3,000L/月</td> </tr> </table> <p>・再生重油及び再生潤滑油の数量調査を継続的に実施。</p> <p>再生重油の生産量(全国オイルリサイクル協同組合メンバー)は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成12年度</td> <td>242千kl</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>275千kl</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>322千kl</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>326千kl</td> </tr> </table> <p>・自動車解体業における使用済み潤滑油の処理実態を明確化(平成14年度)</p> <p>主な調査結果は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>使用済潤滑油発生量</td> <td>653L/月・社</td> </tr> <tr> <td>廃油処理の実態</td> <td>業者委託 68%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家燃料への利用 26%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自社焼却 6%</td> </tr> </table> <p>【広報・啓蒙活動】</p> <p>リサイクル全般</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度にミニハンドブック「潤滑油リサイクル」を作成配布し、潤滑油メーカー及びユーザー等関係者に対し潤滑油リサイクル全般に関する事項を普及(平成15年度～/平成16年度に内容改訂) <p>分別回収</p> <ul style="list-style-type: none"> 潤滑油ユーザーにおける使用済潤滑油の分別回収を促進するため、SS及び整備工場等を対象にした、リーフレットを作成し配布(平成11年度) 潤滑油ユーザーにおける塩素系使用済潤滑油の分別回収を促進するため、一般工場等を対象にしたパンフレットを作成配布(平成12年度～/平成14・15・16年度に内容改訂) 潤滑油使用現場向けのポスターを作成配布(平成14年度～) 一般工場等を対象にした非塩素系潤滑油への転換推進に向けたリーフレットを作成配布することにより、非塩素系潤滑油への転換推進を強化(平成15年度～/16年度に内容改訂)。 	使用比率	約30%の浴場で使用	1浴場あたりの使用量	約3,000L/月	平成12年度	242千kl	平成13年度	275千kl	平成14年度	322千kl	平成15年度	326千kl	使用済潤滑油発生量	653L/月・社	廃油処理の実態	業者委託 68%		自家燃料への利用 26%		自社焼却 6%	<p>分別回収推進、非塩素系潤滑油への転換推進にかかる取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出元の調査を引き続き実施し、使用済潤滑油の処理実態の更なる明確化を図る。 引き続き、パンフレット及びリーフレット等の普及媒体等(改訂により新たな情報を提供)を通じて、塩素系潤滑油の分別回収促進及び非塩素系潤滑油への転換を推進する取組みを継続実施。 ユーザーにおける非塩素系潤滑油への転換促進を図るため、非塩素系潤滑油を製造しているメーカーに関する情報を潤滑油ユーザー関連団体等の協力を得て、インターネット等を活用して公表・普及する取組みを継続実施。 塩素系添加剤に関する安全性情報を潤滑油メーカー及びユーザー等関係者へ普及広報。 難削材加工用等技術的代替が困難な塩素系潤滑油の種類と数量を把握するとともに、使用及び廃棄(焼却)時における対策の一つとして焼却業者に関する情報を収集し、公表・普及する取組みも実施する。
使用比率	約30%の浴場で使用																						
1浴場あたりの使用量	約3,000L/月																						
平成12年度	242千kl																						
平成13年度	275千kl																						
平成14年度	322千kl																						
平成15年度	326千kl																						
使用済潤滑油発生量	653L/月・社																						
廃油処理の実態	業者委託 68%																						
	自家燃料への利用 26%																						
	自社焼却 6%																						

2. 非塩素系潤滑油への転換の推進

潤滑油ユーザーの理解と協力の下に、塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）について、技術的代替性がないもの等を除き、非塩素系潤滑油の製造及び使用転換に向けた取組みを引き続き推進するとともに、塩素系潤滑油の技術代替等を進める。

3. 使用済潤滑油の分別回収の促進

潤滑油ユーザーが塩素系潤滑油を容易に識別して分別し、適正な処分を行うことができるよう、塩素系潤滑油の製造事業者において、容器に塩素系潤滑油であることを表示するラベル貼付の取組みを継続実施する。また、使用済潤滑油の分別手法を検討し、リサイクルの効率化を図る。

【製造及び使用転換に向けた取組】

- ・塩素系潤滑油（塩素を含有する添加剤使用の潤滑油）から非塩素系潤滑油への転換に向け、関係業界団体を中心に、潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油の製造拡大依頼、ユーザーに対する非塩素系潤滑油の使用協力依頼を推進（平成12年度～）

【非塩素系潤滑油への転換状況】

- ・潤滑油メーカーによる非塩素系潤滑油への展開及びユーザー等への普及広報により、塩素系潤滑油の使用は大幅に減少。
- ・潤滑油リサイクル対策委員会の調査によると、塩素系金属加工油生産量の推移は以下のとおり。
- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 平成10年度 | 68千KL | 平成13年度 | 35千KL |
| 平成11年度 | 60千KL | 平成14年度 | 31千KL |
| 平成12年度 | 49千KL | 平成15年度 | 27千KL |

【技術代替等】

- ・メーカー各社が取り組んでいる非塩素系潤滑油の開発状況について随時確認。

上記広報・啓蒙活動を行うとともに、表示ラベルの貼付を促進

- ・塩素系潤滑油容器への表示ラベル貼付を開始（13年度～）
- ・表示ラベル貼付の実績は以下のとおり。

平成13年度	約319,000枚
平成14年度	約318,000枚
平成15年度	約219,000枚

今後も表示ラベルの貼付促進のための活動を継続

- ・貼付状況を把握するための調査を実施し、未貼付企業に対し協力を要請。
- ・ラベル作成会社の斡旋等貼付効率を上げるための取組みを継続。

（社）潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合等の関係業界団体間の連携を図り、使用済潤滑油の分別手法を検討。

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
28. 電線	<p>1. 回収のための措置 機器用電線、自動車用ハーネス、<u>建築用電線</u>等の回収を促進するため、家電、自動車、<u>建築用電線</u>等のリサイクル推進活動への協力方法を検討する。 また、シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を行う。</p> <p>2. リサイクル促進のための措置 電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性についても引き続き検討を行う。 <u>廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術について実用化検討を行う。</u></p>	<p>1. 回収のための措置 電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催するとともに、電線ユーザー業界(自動車、家電)における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施した。</p> <p>2. リサイクルのための措置 平成13年度委託調査として「電線・ケーブルのリサイクルの実態調査」を実施して、家電、自動車に使用されている電線の回収量、回収ルート等の実態を調査し、マテリアルフローを作成した。 平成14年度においては、廃電線リサイクル処理の副産物として発生する被覆材廃棄物の実態を調査し、実効的で効率的なモデル循環システムの検討を行った。また、自動車・家電製品等に組み込まれている電線・ケーブルのリサイクルの実態を調査した。 平成15年度においては、廃電線が主たる発生源となる銅系スクラップについて現行のJIS(銅系スクラップ等分類基準)の問題点を抽出するとともに、将来のJIS改正に際しての改正の方向性を検討し、平成16年度にJIS改正原案を作成し上申した。 平成16年から廃電線塩ビ被覆材の鉛除去技術に関する調査を開始した。</p>	<p>1. 回収のための措置 機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法の検討、及び、シュレッダーダストからの効率的な銅分別回収技術の実用化に向けた検討を引き続き行う。</p> <p>2. リサイクル促進のための措置 電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を継続して検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発を推進する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性についても引き続き検討を行う。 廃電線塩ビ被覆材の調査結果に基づき、材料中の鉛除去技術について、課題及び実用化について引続き調査・検討を行う。</p>

品 目 名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部___は今回改定箇所	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
29. 建設資材	<p>建設資材製造業においては、建設廃棄物の発生抑制、分別回収、リサイクルに資するため、各建設資材ごとに以下の対策を講ずる。 また、これら対策に加え、新築現場等における適切な分別、効率的な回収等に向けた建材横断的なリサイクルシステムについての検討を進める。</p> <p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード 繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き以下の検討を行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードへの建設発生木材系チップの利用率向上に必要な異物除却装置の調査、開発、導入を引き続き行う。</p> <p>繊維板・パーティクルボードのグリーン購入法特定調達品目の認定を受けて地方自治体や民間企業への需要拡大を引き続き要請していく。</p> <p>日本繊維板工業会が作成した環境宣言の実現に向けて努力していく。(1998年基準で2005年迄に) ・ 廃棄物の減量化 : 20%低減 ・ 建設解体廃木材の利用率向上: 60% <u>リサイクルの阻害要因を多角的に調査・分析をしていく。</u></p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 石膏の原料として副生石膏と回収石膏を全体の約60%使用、ボード用原紙として再生紙を100%使用するなど、引き続きリサイクル品の利用率の維持・向上を図る。 工場で発生する端材のリサイクル率100%の維持を図る。 さらに混入率を高めるための石膏の結晶大形化技術の開発を推進する。 新築系廃石膏ボードについては、広域再生利用制度の再生資源活用業者の指定を全工場受けており、今後も端材の回収、リサイクル率の向上を図る。 解体系廃石膏ボードのリサイクル推進に資するため、過半数の工場で中間処理業の指定を受けており、引き続き全社指定に向け取り組んでいくなどリサイクル率の向上を図る。</p> <p>(2)窯業系サイディング 窯業系サイディング材について関係業界とリサイクルに向け共同研究を図る一方で、窯業系サイディングを使用した外壁の耐久性を向上させ</p>	<p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード 以下の検討を行った。</p> <p>ボード工場における処理設備の導入に加え、中間処理業者における分別技術向上も建設発生木材系チップの利用率向上に起することから分別における技術の問題の調査や海外における分別の新技术の調査を実施した。 日本繊維板工業会としてグリーン調達認定品目としての共通マークに加え、協会独自で環境宣言・リサイクルマークを制定しアピールを実施。また、需要拡大策の一つとして、30m/m厚(従来品は20m/m厚)のパーティクルボードを利用する厚物床構法の開発のため外部委員を中心とした委員会を発足させた。環境宣言の実現に向けて努力している。 平成16年実績 ・ 廃棄物の減量化: 目標達成済み55%低減(1990年比20%減) ・ 建設解体廃木材の利用率向上: 57.1%(昨年55%)</p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 平成16年度リサイクル率実績は、石膏の原料用69%、ボード用原紙100%となっている。</p> <p>工場で発生する端材の平成16年度リサイクル率実績は、100%であった。 混入率20%の石膏ボードの試作を実機で行った結果、品質面で問題がないことが確認された。なお、結晶大形化技術の開発については、継続中。 新築系廃石膏ボードについては、広域再生利用制度の活用により広域的な端材の回収を行い、リサイクル率の向上を図っている。 解体系廃石膏ボードについては、リサイクル率の向上を図っている。</p> <p>(2)窯業系サイディング 住宅防水研究会(NPO法人住宅外装テクニカルセンター内)に住宅外周の防水関連業界(日本サッシ協会、日本シ・リング工</p>	<p>1. 木質系建材 (1)繊維板・パーティクルボード (1) 繊維板・パーティクルボード 繊維板・パーティクルボード製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置付けることも視野に入れつつ、引き続き以下の検討を行う。 異物除却装置の調査、開発、導入を行う。</p> <p>地方自治体や民間企業への需要拡大を要請していく。また、厚物構法の開発及び普及により需要の拡大を図る。</p> <p>環境宣言の実現に向けて努力していく。</p> <p>技術面以外においてもリサイクルの阻害要因を分析し、対策を検討していく。</p> <p>2. 窯業系建材 (1)石こうボード 引き続きリサイクル品の利用率の維持・向上を図る。</p> <p>引き続き端材のリサイクル率の維持を図る。</p> <p>回収石膏の原料への混入率を高めた石膏ボードの研究開発を推進するとともに、石膏の結晶大形化技術の開発を引き続き推進する。</p> <p>今後も端材の回収、リサイクル率の向上を図る。</p> <p>今後も廃材の回収、リサイクル率の向上を図る。</p> <p>(2)窯業系サイディング</p>

	<p>るため、<u>施工技術者に対し講習会および実技教育を推進する</u></p> <p>解体時に<u>取り付け下地との分離</u>が容易である金具留め工法の普及促進を継続する。(普及率目標50%)</p> <p>新築系端材をセメント原料等として利用するための調査・研究を推進するとともに、窯業系サイディングへのリサイクル率の向上に努める。</p> <p>主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定を受けており、新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努める。</p> <p>日本窯業外装材協会における一元化回収システムの構築について検討する。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、ALCパネルや肥料等の原料として再利用し、資源の有効利用を図る。</p> <p>ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について関係業界に対し普及を行う。</p> <p>解体時において建築物からの<u>取り外し</u>が容易な乾式工法の普及を行う。</p> <p>__<u>廃ALCパネルの軽量コンクリート骨材、セメント原料としてのリサイクル技術の確立に向けた研究開発を推進する。</u></p> <p><u>関係業界に対してALCについての廃棄物適正処理を周知徹底する。</u></p> <p>広域再生利用指定制度(<u>広域認定制度へ切替中</u>)を利用した新築系ALC端材の再生処理を推進する。</p>	<p>業会、日本透湿防水シ-ト協会、日本粘着テ-プ工業会、リビングアメニティ協会)と共同研究を実施。成果はNPO法人住宅外装テクニカルセンタ-規格および指針として平成16年9月に公表した。</p> <p>これまで業界資格であった「日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」は平成16年9月に厚生労働大臣の認定を取得。また資格保有者に対する教育はこれまでも引き続き実施してきた。</p> <p>金具留め工法の普及促進を継続している。(普及率35~38%)</p> <p>新築端材をセメント原料等として利用するための調査・研究を行った結果、セメント原料として利用が技術的に可能であることが確認された。また、窯業系サイディングへのリサイクル率の向上については、現状では、製品の品質面から混入率に限度があることが確認された。</p> <p>主要製造企業が広域再生利用指定産業廃棄物処理者の指定を受けており、新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努めている。また、リサイクルを促進するため、各企業において、建材店、工事店等に対し、現場分別の普及・啓蒙を行っている。</p> <p>日本窯業外装材協会における一元化回収システムの構築を調査研究した結果、協会で一元化回収を行うためには課題が多いことが判明した。</p> <p>しかし、その後もセメント協会を通じ数社のセメントメ-カ-と検討を進めたが問題が多く実行に至っていないが、某セメント会社と折衝を続けおおかたのシステム構築は出来つつある。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、ALCパネルや肥料等の原料として再利用し、資源の有効利用を図っている。</p> <p>ALC建築物の耐久性の向上、長寿命化の指針となる「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について、関係業界への普及に努めている。</p> <p>乾式構法の普及に努めた結果、外壁における普及率が平成16年3月度96.0%から平成17年3月度でほぼ100%となった。</p> <p>廃ALCパネルのリサイクル技術の確立に向け他産業(セメント製造業他)の協力を仰ぎ研究開発を推進している。</p> <p>ALC協会にてALC廃棄物適正処理のガイドラインとなる「ALC廃棄物の適正処理のために」を作成し、関係業界に配布するとともに、ホームページ上で紹介した。</p> <p>広域再生利用指定制度(広域認定制度へ切替中)を利用した新築系ALC端材の広域的再生利用を推進した結果、回収量が平成14年度3,125tから平成15年度3,437tへ向上した。</p>	<p>目標耐用年数を30年と設定した防水関連材料の評価法および評価基準の共同研究を防水関連業界(日本サッシ協会、日本シ-リング工業会、日本透湿防水シ-ト協会、日本粘着テ-プ工業会)と共同研究(約2年間)を引き続き進める。</p> <p>また、「厚生労働大臣認定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」の資格取得者を増やす施策を検討する。</p> <p>金具留め工法の普及促進のため、ホ-ムベ-ジ等によりPR活動を強化していく。</p> <p>原料への混入率に限度が判明により、原料以外への用途(部材開発等)の可能性を模索していく。新築端材の窯業系サイディングへのリサイクル率の向上に引き続き努める。</p> <p>広域再生利用指定制度を活用し引き続き新築現場で発生する窯業系サイディングの回収リサイクルに努める。また、各企業において、建材店、工事店ごとの現場分別を徹底させるよう建材店等への啓蒙に努める。</p> <p>一元化回収システムの構築については、当面は各企業ごとに対応を検討していく。</p> <p>(3)ALCパネル(軽量気泡コンクリートパネル)</p> <p>生産工程で発生する端材や切削屑を、引き続きALCパネルや肥料等の原料として再生利用し、資源の有効利用を図る。</p> <p>「ALCパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説」及び「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」について、引き続き関係業界に対し普及に努める。</p> <p>外壁以外についても乾式構法の普及を引き続き行うとともに適正な分別方法の周知徹底を目的として「建築物等に使用されるALCパネルの分別解体工事施工指針(案)・同解説」についても、関係業界に対し普及を行う。</p> <p>廃ALCパネルのリサイクル技術の確立に向け他産業(セメント製造業他)の協力を仰ぎ研究開発を推進する。</p> <p>適正処理への更なる理解を求めするために「ALC廃棄物の適正な処理のために」を関係業界に配布するとともに、ホームページ上への掲載及び「ALC廃棄物適正処理」Q&A集の作成を行う。</p> <p>協会加盟各社を、広域再生利用指定制度から広域認定制度へ移行させ、新築系ALC端材の広域的再生利用を更に推進する。</p>
--	--	---	---

<p>(4)グラスウール</p> <p>グラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、<u>製品の品質保持を考慮すると、使用再生資源の組成などから、業界全体で85%前後が限界と言われているが、今後も85%程度の利用率を維持するよう努力を続ける。</u></p> <p><u>硝子繊維協会主導で、平成15年に改正された廃棄物処理法の広域認定制度を活用し(切替中)、より効率的なリサイクルシステムの構築を目指して研究に取り組んでいく。</u></p> <p>(5)ロックウール</p> <p>原料の再生資源利用率の維持・向上に努める。</p> <p><u>廃棄物処理法における広域再生利用指定の指定を受けている各社を広域認定制度へ移行させ、さらなるリサイクルに務める。</u></p> <p><u>リサイクル率の更なる向上改善を図るため、ロックウール製品の多くを占める住宅用断熱材や天井材を対象としてリサイクルの検討を進める。</u></p> <p><u>幅広い関係業界とともにリサイクルへ取り組んでいく。</u></p> <p>(6)瓦</p> <p>廃瓦の効率的な収集方法、新規リサイクル用途の開拓、リサイクル品と従来品の性能比較等に関する調査研究を実施する。</p> <p>廃瓦のリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、リサイクル製品の普及に努める。</p> <p>3. プラスチック建材</p> <p>塩化ビニル製建材のリサイクルを促進するため、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 塩ビ製管・継手</p> <p>塩ビ管・継については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に指定され</p>	<p>(4)グラスウール</p> <p>平成16年度のグラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、硝子繊維協会加盟各社がガラスくずの利用率向上のために継続的な努力をした結果で業界全体で86.9%と目標値を上回る結果となった。</p> <p>平成16年末、これまで以上のリサイクル率向上を図るために、従前の指定制度から、より自由度の高い改正廃棄物処理法による認定制度への切替えが不可欠との業界方針を決定し、平成17年年初頭より各社一斉に切替え手続きを取っているが、審査の遅れによってまだ1社のみしか認定が取れていない。なお、平成16年度の広域再生利用指定制度による新築非住宅施工現場からの廃グラスウールの回収・リサイクル実績は、対前年度比17%減の425トンであった。これは大手3社共通の大口客先が、仕様変更による断熱材使用量減少に伴い回収量が減少したことによる。しかし、その他の一般ユーザーでの取り扱い件数は10%前後増加しており、市場でのリサイクルへの根強い関心の高まりを表している。</p> <p>上記認定制度への切替えが大幅に遅れたことから、次の段階での研究が遅れたため、昨年度以上の新たな知見は得られていない。</p> <p>(5)ロックウール</p> <p>原料の再生資源利用率の維持・向上に努めている。</p> <p>広域認定制度への切替えは7社中4社が完了、残る3社は申請手続き準備中。</p> <p>昨年度実施した一元化回収システム処理の検討の結果を踏まえ、品目を特定し、リサイクルにかかるアンケートを実施した。複数の業界とリサイクルについて意見交換を実施した。</p> <p>(6)瓦</p> <p>瓦の各産地では、関連企業、公設試験研究機関、大学等が連携し、廃瓦活用商品開発に取り組んでいる。</p> <p>リサイクル製品の普及のため、廃瓦活用製品の展示場の開設、現物見本の配布、学会発表等を行っている。</p> <p>また他業界を交えて廃瓦活用商品の展開について意見交換を行った。</p> <p>3. プラスチック建材</p> <p>(1) 塩ビ製管・継手</p> <p>使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため以下のことを実施した。その結果、マテリアルリサイクル率は平成16</p>	<p>(4)グラスウール</p> <p>グラスウールの原材料に占める板ガラス等の再生資源の利用率は、グラスウールの品質を維持するため使用再生資源の組成のバラツキを調整する必要があり、84~85%が限界と言われているが、今後も業界全体での利用率85%程度を維持するよう努力を続ける。</p> <p>施工現場で発生する端材の更なるリサイクル率の向上を図るため、</p> <p>() 環境省には引き続き早期認定の要請を行い改正廃掃法による認定制度への切替えを早期に完了する。</p> <p>() 更に同制度の中で、各社の自社処理施設に対して「処理施設許可」を取得する。</p> <p>() 前記を踏まえて更に他社品及び解体現場からの回収、中間処理業者、他社事業所でリサイクルを進める事が可能となるよう認定条件の追加申請を目指す。</p> <p>これらの取組により、従前の新築非住宅現場だけでなく、全建築分野でのリサイクル推進を目指す。</p> <p>上記切替え手続きの早期完了によりリサイクル対象分野の制限を無くし、その上でリサイクル率向上のための新しい施策・知見を追求していく。</p> <p>(5)ロックウール</p> <p>引き続き、原料の再生資源利用率の維持・向上に努める。</p> <p>今年度中に広域認定制度への切替を完了する事を目標として手続きをすすめる。</p> <p>アンケートの結果を踏まえ、課題を抽出し対策を検討する。</p> <p>引き続き幅広く関係業界と意見交換を行い、リサイクルの方向性を模索する。</p> <p>(6)瓦</p> <p>廃瓦の効率的な収集方法等に関する調査研究を引き続き実施する。</p> <p>引き続き瓦のリサイクルに関する調査研究の結果をユーザー等を含めて広く周知広報し、廃瓦活用商品の普及に努める。</p> <p>3. プラスチック建材</p> <p>(1) 塩ビ製管・継手</p>
---	--	---

<p>ており、使用済み塩ビ管・継手のリサイクル率目標値を平成22年度70%と設定し、これを達成するために、使用済み塩ビ管・継手の受入拠点の拡充や再生塩ビ管の普及化など、塩化ビニル管・継手協会が推進中のマテリアルリサイクルを更に充実・拡充させると共に、高炉原料化やビニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。</p> <p>(2) 塩ビ製サッシ 塩ビ製サッシを効率的にリサイクルするため、塩ビ製サッシ再資源化率向上のための分別解体手法の検討及びマニュアルを作成し、引き続き、リサイクルシステム構築のための具体的な手法等について検討を行う。 易リサイクル製品の開発等についてより幅広い関係業界を交えて検討を行う。 塩ビ製サッシについて、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。 <u>生産工程で発生する端材等を、塩ビサッシ等の原料として再利用し、資源の有効利用の徹底を図る。</u></p> <p>(3)塩ビ製雨樋 リサイクルを促進するため、新築端材リサイクルシステムの試行テストを実施する。<u>さらに処理が困難であるリフォーム端材等のリサイクルについても検討していく。</u> リサイクルされた原料を雨樋製品に再利用するための研究開発を実施する。 塩ビ製雨樋について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品の使用比率を<u>15%以上</u>に向上させるよう関係各社において努める。 解体時に<u>下地との分離が容易な簡易接着タイプ製品</u>のさらなる普及</p>	<p>年度実績56.1%にまで向上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能な状態に前処理された使用済み塩ビ管・継手を有価で購入する受入拠点として、リサイクル協力会社を15社20拠点、中間受入場を33拠点設置し、沖縄県を除く全都道府県に最低1カ所は有価購入受入拠点のある体制にした。 ・また、平成15年12月からは、現場で発生した前処理なしの使用済み塩ビ管・継手を適正な処理料で受け入れ、排出者に代わって異物除去、泥落としを行った上、リサイクルする契約中間処理会社の設置を開始し、現在、5社7拠点で受け入れ中である。 ・受入対象製品及び受入量拡大のため、リサイクル協力会社に対する粉砕機の設備支援を累計13社に実施した。 ・リサイクルの出口となる協会規格再生塩ビ管3品種の普及を図るため、グリーン購入物品認定や標準仕様書記載を働きかけてきた。その結果、国のグリーン購入法特定調達品目、愛知県あいくる材、東京都等道府県や都市再生機構の標準仕様書などに認定・記載された。 ・塩ビ製品高炉原料化事業に対しては、塩ビ環境対策協議会を通じての支援の他、塩化ビニル管・継手協会のインターネットホームページやリサイクルパンフレットでPR実施中。また、ビニループ事業に関しては、提供した使用済み塩ビ管粉砕品から調製したコンパウンドを用いた押出成形テスト等を実施中である。 <p>(2) 塩ビ製サッシ 分別解体及び再生原料化処理の実験を行い、将来の塩ビ製サッシリサイクルシステム構築を目指してコスト、品質を中心に検証を行った。 易リサイクル製品の開発等に向けて業界各社の部品の材質等を調査し、課題の抽出を行った。 資源有効利用促進法の指定表示については、徹底してきた。 生産工程で発生する端材等を、塩ビサッシの原料等として再利用し、資源の有効利用を図ってきた。</p> <p>(3)塩ビ製雨樋 新築端材リサイクルシステムの試行テストを実施した。その結果、端材回収量や処理費用等多くの課題が確認された。 リサイクル製品の試作を行なった結果、端材混入率を20%まで高められることが確認された。 資源有効利用促進法の指定表示については、申告により徹底されていることが確認された。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品(再生塩ビ床材材料およびその他の再生塩ビ床材材料)の使用比率が10%以上の製品が業界製品全体の70%程度となった。 簡易接着タイプ製品がJIS規格化され、同製品の普及促進を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約中間処理会社の設置を全国に展開する。 ・高炉原料化やビニループ(有機溶剤を利用した塩ビコンパウンド回収)などの新規塩ビリサイクル事業に対して積極的に支援・協力してゆく。 <p>(2)塩ビ製サッシ 実験及び実証結果を踏まえ塩ビ製サッシのリサイクルモデルの構築を目指し、より具体的な検証を引き続き進める。そのステップとして地域限定でリサイクルモデルの運用を目指す。 易リサイクル製品の開発等リサイクルの方向性について業界全体に加え他業界も交えて引き続き検討を行う。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底していく。 生産工程で発生する端材等を、引き続き塩ビサッシの原料等として再利用し、資源の有効利用を図るよう業界へ周知徹底していく。</p> <p>(3)塩ビ製雨樋 新築端材リサイクルシステム構築に向けた検討を引き続き行う。 また、リフォーム端材等についてもリサイクルの検討を進める。 リサイクルされた原料を再利用するための研究開発を引き続き実施し、品質改良及び商品展開について検討を進める。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(4)塩ビ製床材 原材料における使用済み塩ビ製品(再生塩ビ床材材料およびその他の再生塩ビ床材材料)の使用比率を、端材及び余材の回収・再資源化を進めることにより、15%以上に向上させるよう努める。</p>
---	---	--

	<p>促進を図る。</p> <p><u>広域認定制度</u>を活用し、新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を実施する。 建築廃材から発生する塩ビ製床材のリサイクル推進のため、再生技術等について幅広い視点で検討する。 塩ビ製床材について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ製壁紙の施工端材やリフォーム残材に加え使用済み廃材等あらゆる塩ビ壁紙廃材を対象とし、リサイクル実証実験を行い、壁紙をリサイクルするための課題等を検討する。</p> <p>塩ビ製壁紙以外の塩ビ製内装材も視野にいれたリサイクル事業の連携強化に向けた検討を行う。</p> <p>廃棄物の抑制のため、長寿命化、使用原料削減等の技術開発を推進する。 塩ビ製壁紙について、資源有効利用促進法の指定表示製品に位置づけられたことを踏まえ、リサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>4. 金属系建材 (1)金属系外装材 <u>金属部分については発生すると有価で流通する性格を持っている中、リサイクルに向け、長寿命製品の普及促進を図る。</u></p> <p><u>材料同士の接着又は締結部分について易リサイクル製品の開発に取り組む。</u></p> <p><u>材料同士を分離せずにリサイクルが可能か検討する（金属サイディング）。</u></p> <p>(2) アルミサッシ アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化に向けて関係業界とともに検討を行う。</p> <p>原材料におけるアルミ廃材混入率の目標設定について検討する。 <u>廃材でも有価性のある金属特有の事情や異物除去の課題等を考慮して包括的にリサイクルに取り組む。</u></p> <p>5. その他 置（建材畳床） 化学量総合リサイクルセンターを核に、大都市圏（東京、大阪）のリサイクル拠点の構築に向けた検討を図る。</p> <p>都市基盤整備公団やゼネコン等による建築物の解体に伴う廃棄量</p>	<p>図ってきたが、市場に着実に投入されていることが確認された。広域再生利用指定制度を活用し、新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を実施し、実績を得た。 塩ビ製床材廃材の品種別によるリサイクル製品の品質について調査を行った。 資源有効利用促進法の指定表示については徹底されている事を確認した。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ壁紙廃材のリサイクル実証実験を平成15年4月より北九州市にある処理業者で実施し、現在順調に稼働しているところ。当該実験において、排出業者や中間処理業者との取引形態の違いによる処理コスト上の不合理性が確認された。 「内装材」というくくりでリサイクルシステム構築を目指し検討を開始した。一方で他の塩ビ建材とは組成が違うため処理技術の面において同一歩調が取りにくい事が判明。 長寿命化の一つの策として、表面汚れ防止商品の採用を積極的に高めた。 資源有効利用促進法の指定表示については、アンケート調査により徹底されていることが確認された。</p> <p>4. 金属系建材 (1) 金属系外装材 金属屋根においては長寿命製品（高耐食性の金属屋根）の使用比率を昨年度の60%台から70%台まで引き上げ、金属サイディングにおいては表面材を耐久性に優れた表面処理鋼板へ移行中。 金属屋根においては金属部分と芯材との剥離しやすい裏貼り形の断熱材を開発、金属サイディングにおいては分離した方がリサイクル推進には合理的であることを確認した。 分離せずにリサイクルが可能となる設備の動向を業界紙等で調査した（金属サイディング）。</p> <p>(2) アルミサッシ アルミサッシに用いるアルミ合金締結材の易リサイクル化に向けて関係業界とともに実証試験を行った。</p> <p>原材料におけるアルミ廃材混入率の目標設定を目的として廃材の流通実態調査を実施した。</p> <p>5. その他 置（建材畳床） 大都市圏（東京、大阪）の化学量の回収処理を実施するシステムを構築するため、中京地区の化学量処理拠点において大都市圏で発生する廃棄量の受け入れを開始した。 都市基盤整備公団による建築物の解体に伴う廃棄量の一部</p>	<p>引き続き、簡易接着タイプ製品の普及促進を図る。</p> <p>新築施工現場で発生する端材及び余材の回収・再資源化を引き続き実施する。</p> <p>引き続き再生技術等について幅広い視点で検討する。</p> <p>引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>(5)塩ビ製壁紙 塩ビ壁紙の施工端材やリフォーム残材に加え使用済み廃材等あらゆる塩ビ壁紙廃材をリサイクルするための課題を引き続き検討する。</p> <p>壁紙以外の他の塩ビ内装品の関係業者を視野に入れたリサイクル事業の連携強化に向けた検討を行う。</p> <p>リサイクル量の増加や利便性を考慮した委託先を探し、選択肢を増やして行く。 引き続きリサイクルを促進するための表示を徹底する。</p> <p>4. 金属系建材 (1) 金属系外装材 長寿命製品の普及促進を図る。</p> <p>分離しやすい製品の開発について検討を行う。</p> <p>分離せずにリサイクルが可能な方法を模索する（金属サイディング）。</p> <p>(2) アルミサッシ 実証試験の結果から得られた課題を踏まえて、引き続き検証をつづけていく。</p> <p>流通実態調査の結果により把握できた技術的課題を含めた検討課題を解決し、リサイクル率を高めるための施策に取り組んでいく。</p> <p>5. その他 置（建材畳床） 大都市圏（東京、大阪）のリサイクル拠点の構築の検討を引き続き行う。 引き続き建築物の解体に伴う廃棄量の受け入れを進める。</p>
--	--	---	--

	<p>の受入れを進める。</p> <p><u>解体廃材から原料への投入について多方面から検討していく。</u></p> <p><u>廃棄物処理法上の制度を活用し、端材回収に努める。</u></p>	<p>受け入れを行っている。</p> <p>解体廃材の押出発砲ポリスチレンフォームをメーカー買取によって原料投入している。</p> <p>フォームメーカー全社が広域再生利用指定制度を取得しており、全社によって端材回収に努めている。</p>	<p>原料投入量の推進を図る。</p> <p>端材回収の推進を図る</p>
--	--	---	---------------------------------------

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
30. 浴槽及び浴室ユニット	<p>浴室ユニットについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるための製品アセスメントマニュアルを平成13年6月に発行。各事業者において、このマニュアルに基づき製品アセスメントを実施する。</p> <p>(2) 各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行する。</p> <p>(3) 委員会会員会社において<u>分別の為の材質表示方法及び解体時の部品取り外し方法の情報提供</u>の検討を行い、浴室ユニット3R推進委員会において審議し、実施していく。</p> <p>* <u>浴室ユニットに組み込む部品のうち、水栓金具・シャワーホース・換気扇・照明器具・バステレビ・バスオーディオ・窓等については、該当する業界団体においてアセスメントを推進・検討中である。</u></p>	<p>(1) 製品アセスメントマニュアルの作成、製品アセスメント実施及び実施状況調査とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年6月に「製品アセスメントマニュアル」を発行。平成15年6月に「製品アセスメントマニュアル(第二版)」を作成した。 製品アセスメント実施状況予備調査において、製品アセスメントに対するメーカー間の判断に差異が見られたため、平成16年11月に、浴室ユニット製品アセスメント実施の為の判断基準を統一化した。 平成16年のアセスメントの実施状況調査を実施。原材料種類、梱包材の総重量減少が減少傾向にある等の成果が見られた。 <p>(2) 事例集の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年6月に各事業者において実施した3Rの成果を「事例集」として発行。 平成16年までのアセスメント実施成果を「浴室ユニット3R事例集(第二版)」として取りまとめ、平成17年7月に発行した。 <p>(3) 資源の有効な利用促進を図るために、製品廃棄時の材料確認がスムーズに行えるよう、材料情報の提供の内容、提供方法の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「浴室ユニット解体時のお願い事項」を取扱説明書に掲載するという方向性は見出せたが、その内容・範囲等々については継続検討とする。 <p>(4) 情報掲示の為のホームページ開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本浴室ユニット工業会として、(社)リビングアメニティー協会のアメニティーC a f e に工業会のホームページを平成17年1月に開設した。 	<p>(1) 製品アセスメントマニュアルの改訂、アセスメント実施状況の継続調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、製品アセスメントマニュアルの改訂(次回平成17年度)を実施する。 製品アセスメント実施の為の判断基準の改定 現在のアセスメントマニュアル(ガイドライン)において会員各社実施時のバラツキをなくす為に作成した判断基準をマニュアルに反映させ、より明確にする。 会員各社の3R取組み項目に関する調査を実施し、より実現可能な指針を立てるべく検討を行う。 <p>(2) アセスメント実施成果の事例収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、毎年度の事例収集を行い発行する。 <p>(3) 資源の有効な利用促進や、廃棄時の材料確認等の為の材料情報の内容・提供方法を検討する。</p> <p>(4) 日本浴室ユニット工業会のホームページにアセスメント事例の掲示を行い、情報提供を推進する。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
31. システムキッチン	<p>システムキッチンについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけられたことを踏まえ、以下の取組を促進する。</p> <p>(1) リデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計を進めるため製品アセスメント普及分科会(WG)を結成。普及資料の新規作成の検討を進め、「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」としてまとめ、各事業者において製品アセスメントを実施する。 また、設計・製造での取組状況及び効果について、会報・ホームページで公表する。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について、業界指針により表示の推進を図る。</p>	<p>(1) 平成12年2月に、製品アセスメント普及分科会(WG)を結成し、平成13年4月に「システムキッチン製品アセスメントマニュアル」、平成14年3月に「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」を取り纏めた。また、設計・製造での取組状況及び効果を毎年3月末にとりまとめ、会報・ホームページに掲載することとした。</p> <p>製品アセスメント普及分科会(WG)の結成 製品アセスメント普及分科会を平成12年2月に結成、製品アセスメントの推進を目的としたワーキングの開催を原則月1回として継続している。なお、製品アセスメント普及分科会は平成17年4月1日より「製品アセスメント専門委員会」と改称しその役割を強化した。</p> <p>システムキッチン製品アセスメント普及資料 平成14年3月に製品アセスメント推進のための補助資料として「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」を作成、工業会会員に配布すると共に同会ホームページに掲載した。</p> <p>製品アセスメント判断基準の統一化 平成14年度の製品アセスメント実施状況調査の結果、製品アセスメントに対するメーカー間の判断に差異が見られたため、基本的な材質表示対象部材と表示方法、判断基準の統一化を図るべく、表示可能部材/困難部材及び表示方法等を整理し掲載した「製品アセスメント普及資料」を平成16年4月に取り纏め、会員に配布すると共に工業会ホームページに掲載した。</p> <p>人造(人工)大理石天板の材質表示(例)の作成 資源の有効利用を促進する為の表示方法について、「製品アセスメント普及資料」に基本的な材質表示対象部材や表示方法等を明示しているが、更に人造(人工)大理石天板のより具体的な材質表示方法(例)を作成、平成17年10月1日より実施すべく会員に配布し、工業会ホームページにも公表した。</p> <p>製品アセスメントの実施状況報告 平成14年度(平成15年6月公表)及び平成15年度(平成16年9月公表)の製品アセスメント実施状況調査を行い、その結果を工業会ホームページに掲載した。</p> <p>リサイクル容易設計事例集の作成(3R事例集の作成) システムキッチンのリサイクル容易設計に資する為、「システムキッチン3R事例集(第一版)」を平成17年2月に発行、会員に配布すると共にホームページに掲載した。</p> <p>(2) 資源の有効な利用を促進するための表示方法について業界指針を決定し、平成14年4月から一部では表示を開始した。</p> <p>平成14年3月に作成した「システムキッチン/浴室ユニット製品アセスメント普及資料」、平成16年4月に取りまとめた「製品アセスメント普及資料」、平成17年10月より実施予定の「人造(人工)大理石天板の材質表示方法(例)」を業界指針として、表示の統一化を図っている。</p> <p>」</p> <p>(3) その他(リサイクル対象部材の絞り込み) システムキッチンはガス機器や電気機器等の組込み機器が全体の約50%を占めているが、これらの組込み機器は当該製品の業界団体が製品アセスメントを推進又は検討中であり、当工業会が取り込む製品アセスメントの対象外とする。</p>	<p>・「製品アセスメントマニュアル」の見直し システムキッチンの「製品アセスメントマニュアル」は平成13年4月に制定し今日まで3R対策の推進を図って来た。本年度は平成16年度の製品アセスメント実施状況調査の結果を参考にしながら、更なる充実と業界実態に即したマニュアルとすべく内容の見直しを行う。</p> <p>・製品アセスメントの実施状況調査 平成16年度の製品アセスメント実施状況調査を平成17年5月に実施、同年9月を目標として現在取り纏め中。</p> <p>・システムキッチン3R事例の収集 平成17年2月に発行した「システムキッチン3R事例集(第一版)」の充実を図るべく新たな事例の収集を実施する。</p>

* 組み込み機器（電気機器、加熱機器、給水器具等）については、当該製品の業界団体が製品アセスメントを推進、または検討中である。

また、木質材料については水回りの使用であることから経年劣化が激しくリサイクルには馴染まないため、適用除外とする。

また、最も量的に多く使用されている木質材料も使用期間が長期に渡り、水回りに使用されることから経年劣化が激しくリサイクルには馴染まないため、これも適用除外とする。（システムキッチンには木質材料が73%を占め、金属・合成樹脂材料は約23%となっている。）

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
32. 携帯電話・PHS	<p>1. 平成13年4月より開始した携帯電話・PHS端末に関する以下の取組(「モバイル・リサイクル・ネットワーク」)を講じることにより使用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。</p> <p>(1) 全国の携帯電話・PHS専売店約8,700店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収を実施する。</p> <p>(2) 使用済携帯電話・PHSの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記店舗に表示する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載など、積極的な広報・啓蒙活動を行う。</p> <p>(4) <u>端末に保存した個人情報のバックアップ、データ移行措置や個人情報の消去に係るサポートを強化し、使用済端末の回収可能性を高める。</u></p> <p>(5) <u>退蔵を考慮した回収目標値の算出方法について、基礎となるデータを収集するために調査を実施したところ、端末機能の高度化による使用済端末の2次利用が高まっていることが判明したため、引き続き実態調査を行い、回収・リサイクル目標値に相応しい指標及び算出方法について、平成18年度を目途として改めて検討する。</u></p> <p>2. 製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計(要管理物質の使用削減を含む)を推進するため、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」(平成16年2月改定(第2版))を指針として、製品アセスメントを継続実施する。</p> <p>3. 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記1.2.の取組を推進すると共に、小形二次電池を使用する機器として、以下の取組を図る。</p> <p>(1) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることを表示等を徹底する。</p> <p>(2) 携帯電話・PHS端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。</p> <p>(3) 使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。</p> <p>(4) 具体的取組の公表方法を検討し、設計・製造での取組状況を平成17年度を目途として公表する。</p>	<p>1. (1) モバイル・リサイクル・ネットワークの取扱い店舗の拡大を図った(8500から8700店への拡大)。また、平成16年度リサイクル回収実績を6月21日に発表した。平成16年度の回収台数(本体)は8,528千台で、平成15年度に比べ3,189千台の減少となった。</p> <p>(2) 広報・啓蒙活動にも積極的に取組、各社ホームページへの掲載、請求書同封チラシ、取扱説明書への掲載のほか、新聞広告、TV広告などを利用したPR活動も実施した。また、使用済端末をショップに持参したお客様を対象にしたプレゼントキャンペーン等も実施した。</p> <p>(3) 買換・解約時の回収率を向上させるため、端末内に保存した個人情報のデータ移行、バックアップ施策を積極的に推進し、端末破砕機の導入も行った。</p> <p>(4) 回収目標値の検討に資するため、利用者の実態調査(アンケート調査)を平成16年及び平成17年に実施した。これにより、使用済端末を処分せず、2次利用する実態が把握できた。</p> <p>2. 平成16年度の製品環境アセスメントを2004年11月から2004年12月に参加会社11社において実施した。対象機器は調査時点の各社の携帯電話・PHSの代表機種とし、実施方法は「携帯電話・PHS端末の製品環境アセスメントガイドライン」の全評価項目を調査した。</p> <p>その結果、昨年度に比べ取組みレベルの向上、実施項目の増加が確認でき、各メーカーで3Rを積極的に取組んだ成果を得た。なお、以下に主要項目の進捗状況をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュースの評価：製品の高機能化の中で省資源化、省電力化に取組んできた。また、重金属、化学物質の管理および削減、製品の長寿命化にも注力した。 ・リユースの評価：製品および付属品の共用化設計、修理可能な分離分解しやすい設計に取組んだ。 ・リサイクルの評価：環境影響が小さい材料、部品の選択および再資源化原料として利用が可能な材料部品にするための解体、分解が容易な構造の採用を推進し、解体作業者の分別作業を容易にするために材料・部品などのプラスチック材料名表示に取組んだ。 <p>3. (1) 端末機器からの取り外しの容易化について、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし各社取組んだ。小形二次電池使用機器であることの表示等の徹底について、「小型二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン<携帯電話・PHS運用編>」で規定している。</p> <p>(2) 製品の省電力化について、「携帯電話・PHSの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし、電池負荷の少ない製品の開発に取組んできた。</p> <p>(3) モバイル・リサイクル・ネットワークで回収した使用済小形二次電池は、各事業者にて再資源化事業者へ引き渡して処理をおこなった。</p>	<p>1.</p> <p>(1) モバイル・リサイクル・ネットワークの取扱い店舗数の一層の拡大を図る。</p> <p>(2) 引き続き広報・啓蒙活動を積極的に推進し、モバイル・リサイクル・ネットワークの認知度向上を図る。</p> <p>(3) 端末内に保存した個人情報のデータ移行、バックアップ施策の充実を図る。端末破砕機についても更に導入を拡大していく。</p> <p>(4) 平成18年5月に3回目の利用実態調査を実施し、2次利用の動向を再度検証した上で、利用実態に適した回収・リサイクル目標値に相応しい指標及び算出方法について平成18年度を目途に策定する。</p> <p>2.</p> <p>今回の集計結果も踏まえ「製品環境アセスメント」の内容を更に充実させ、参加各社の携帯電話・PHSのより一層の3R取組に向け活動を推進する。</p> <p>3.</p> <p>(1) 今後も継続して活動する。</p> <p>(2) 電池負荷の少ない製品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(3) 二次電池の回収を確実におこなう取組を継続する。</p> <p>(4) 平成17年度を目処に、モバイル・リサイクル・ネットワークのホームページで「製品環境アセスメント」公表をおこなう。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
33. 蛍光管等	<p>1. (社)日本電球工業会が作成した「ランプ及び安定器・製品アセスメントマニュアル」(平成4年7月制定、同14年7月改正)に基づいて製品アセスメントを継続実施し、3Rに配慮した設計を進め、蛍光ランプの小形化、長寿命化、水銀使用量の減量化を更に進める。</p> <p>2. 自治体による回収・リサイクルの支援、広報・普及活動の実施及びリサイクル技術の開発等の取組を推進することにより、回収率の向上に貢献する。 (社)日本電球工業会内のリサイクル相談窓口を通じ、使用済蛍光管の処理に関する一般消費者や自治体からの問い合わせに対応する。</p> <p>リサイクル事業者等に対して、適宜、回収・リサイクルの促進及び技術開発に有用な種々の情報を提供し、処理技術の向上に貢献する。</p> <p>3. 小形高効率の蛍光ランプの普及促進をはかり、一層の省エネルギー化を促進する。</p> <p>4. <u>海外における光源に係る環境保全の動向にも注目し、適宜対応施策を立案する。</u></p>	<p>1. リサイクルに配慮した設計と製造技術の向上に取組、下記の成果を得た。 一般照明用として普及率の高い従来形の環形蛍光ランプ3品種の寿命を平成17年6月に延長した(6,000時間を9,000時間に)。 電球形蛍光ランプの小形化を更に進展させ、一般電球とほぼ同じ形状で大きさの新製品を7月に開発し、10月に発売することとなった。 環境配慮形蛍光ランプ標準化調査研究委員会活動を行い、その成果物として工業会規格JEL303「蛍光ランプ封入水銀量の測定法」をレベルアップして平成17年3月「JIS化」提案した。</p> <p>2. 廃蛍光ランプの取り扱いに関する問い合わせに適正に対応するとともに自治体による回収・リサイクルへの支援及び処理業者への情報提供を強化すべく、工業会のホームページ掲載の「蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ&A」の処理業者一覧の見直し改正を行った(平成17年7月)。</p> <p>3. 電球形蛍光ランプの性能規格のJISが平成16年9月に正式制定されたことを受けて、この省電力光源の普及促進のPR活動を行った。</p>	<p>1. 環境保全に配慮したランプ設計と製造技術の向上に取組、下記のような具体的開発を推進する。 蛍光ランプの水銀減量の目標値(最少水銀封入量)をガイドラインとして設定し、水銀量減量の指針とする。 製品安全を配慮しつつ引き続き長寿命化の開発に取り組む。</p> <p>2. 自治体、処理業者及び一般使用者からの問い合わせに引き続き適正に対応するとともに必要に応じホームページ掲載のQ&Aの見直し改正を行う。</p> <p>3. 会報、報道発表等を通じて、電球形蛍光ランプ、3波長形蛍光ランプ、高周波点灯専用形蛍光ランプの省エネ性、長寿命性をPRしてその普及促進に努める。</p> <p>4. 特に欧州の規制動向に注目するとともに我が国固有の状況も考慮して、必要に応じ対応施策案を作成する。</p>

品目名	平成17年9月ガイドライン (前回のガイドラインからの追加を <u>下線</u> で、変更を見え消しで記載)	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
34. 自動販売機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進</p> <p>(1) 平成9年8月に制定した日本自動販売機工業会の自主基準である「製品アセスメントマニュアル」(平成14年3月改正:「製品アセスメントガイドライン」に名称変更)に基づき、設計段階での製品アセスメント(有害物質の削減を含む)の実施を促進する。また、よりリユースの容易な設計、リデュースに配慮した機器設計を行うため、同ガイドラインの見直しを検討する。</p> <p>(2) リデュース・リユースの促進を図るため、自動販売機本体の構造改善による長寿命化、素材や部品の標準化・モジュール化、分解容易性等を推進する。</p> <p>(3) プラスチックの使用用途及び種類を調査し、種類数の削減、材質表示について検討する。</p> <p>(4) 日本自動販売機工業会、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機保安整備協会が制定した「自販機の適正廃棄マニュアル」(平成13年2月改定)に基づき、リサイクルの向上とフロン回収等の適正処理に努める。</p> <p>2. 技術開発の推進 使用済自販機の素材、部品に関して、関係業界との協力の下にリユース・リサイクルの促進となるような構造等の技術開発を推進する。</p> <p>3. 取組の公表 業界のリデュース・リユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、関係者への啓発・PRを実施する。</p>	<p>・自販機メーカー各社の平成16年度の開発製品における製品アセスメント実施状況を調査した。(17年6月)業界合計開発機種数(基本機種)は276機種、このうち製品アセスメント実施機種数は241機種であった。(約87%の実施率)。</p> <p>・蛍光灯点灯用インバータ回路のリユース可能性を検討した結果</p> <p>(1)屋外において長期使用(リユース)可能とするためには、防水、腐食防止をはじめと処置が必要となり、現状技術では、防水、腐食防止のためのカバーを取り付けることしかできず、結果として、機器全体が大型化しコストアップになる。</p> <p>(2)現状では自販機搭載インバータ回路の余寿命判定技術の開発力が自販機メーカーにはない。等 すぐには解決できない課題があり、実現のハードルが予想以上に高いことが判明するなど、対応策を検討中。</p> <p>・自販機部品のリユース実現シナリオを描くため、自動販売機工業会技術委員会製品アセスメントワーキンググループ委員会で先進企業を視察(平成16年11月、12月、平成17年1月)し、自販機業界における可能性を議論した。今後、限界リユース率、リユース・コスト、寿命、リユース製品に対する価値観の4条件について整理することとした。</p> <p>・主要プラスチック製部品(電照板、取出し口フラップ)の材料リサイクル実現の阻害要因を調査した結果、自販機犯罪対策のため、耐衝撃性を強化する添加物が混入されているなど単純なリサイクルは困難であり、今後各社独自の方法でリサイクルを進めることとした。</p> <p>・自販機は、鉄材が多いため、廃棄処理において、重量ベースでリサイクル率80%程度の材料リサイクルが行われており、フロン回収・破壊率についても台数ベースで100%に近い数字となっている</p> <p>・リユース、リサイクルを推進するにあたって、使用済み自販機を安全に処理できるように、要管理物質である、カドニウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDEの削減の検討を開始した。</p>	<p>・製品アセスメント実施状況を17年度中に自販機工業会ホームページに公表する。</p> <p>・他産業のリユース先行機器を参考とするなどし、具体的に検討材料となる適当な自販機機種を指定し、日本自動販売機工業会技術委員会において</p> <p>・限界リユース率向上を目指した対応策</p> <p>・物理的寿命と社会的寿命の整合策</p> <p>・リユース・コストの低減策 について17年度中を目途に検討する。</p> <p>・主要プラスチックの材質表示の徹底と取り出し容易性(分解容易性)、洗浄容易性などによるリユース、リサイクルの促進を検討すると共に、プラスチック廃棄物のリデュースに取り組む。</p> <p>・要管理物質である、カドニウム、水銀、鉛、六価クロム、PBB、PBDE使用の全廃目標年、全廃にいたるまでの削減計画を平成18年6月までに策定する。</p> <p>・要管理物質の情報交換をする等により需要業界を啓発していくとともに、需要業界の意見も踏まえながら、技術・費用面等で現実的な3R方策の具現化していく。</p>

品目名	平成17年10月改定ガイドライン(案) (注)下線部は今回改定箇所	進捗状況(現在まで講じてきた主要措置)	今後講じる予定の措置
35. レンズ付フィルム	<p>1. リデュース・リユース・リサイクル対策の推進 使用済レンズ付きフィルムについては、理想的なクローズドループリサイクルとしてこれまで進められてきたリユース・リサイクルに関する取組を推進するとともに、商品企画・設計段階から、省資源化(リデュース)し、リユース・リサイクル容易な設計を行う。</p> <p>2. 回収の促進 現像所やミラボ(店頭処理写真小売店)等の協力者を増加させて回収を一層促進し、より確実な回収システムを構築することにより、リユース・リサイクル対象数量も増加させ、資源消費の抑制に努める。</p>	<p>1. 回収率アップへの努力 主要メーカーによる「レンズ付フィルムリサイクル委員会」を写真感光材料工業会内に設置。(平成13年9月) 店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施(メーカー毎の活動) メーカー間の交換プログラム(回収時は他社品も回収し、本社間で生産会社に渡す)の交換実施</p> <p>2. 啓蒙活動 ガイドライン製品化・回収率向上のため写真業界団体(「全日本写真材料商組合連合会」、「日本カラーラボ協会」等)と写真業界誌16社に協力要請文を送付・掲載。 各種啓蒙活動の実施(例;クリーンセンターの「総合学習の時間」13年度以降、環境問題実験校での学習・レンズ付フィルム循環工場の見学、日本科学未来館での展示) 16年度は自治体の環境イベントでの展示・PRの実施 1) 大阪市のATCグリーンエコプラザ内のブースにてレンズ付フィルムの循環生産の紹介ビデオ上映、リサイクルシステムの説明パネル等で来場者へ訴求。(常設展示) 2) 伊丹市リサイクルフェア、八王子市イベントでの展示 外装容器に「リサイクルシステムの説明と図(6~9cm2)」の文字を記入(平成15年度) 小学校用教材等の作成・配布を行い、環境にやさしい生産活動の紹介。(16年度) 1) 小学校5年・社会科で学習する「我が国の工業生産」の単元や発展学習、及び「総合的な学習の時間」で使用する、環境学習用ビデオ教材「調べてみよう! レンズ付フィルム工場の秘密~循環生産ってなんだろう~」と教師指導用ガイドブックを作成し、全国の小学校1,000校に配布。本件は平成17年度の第43回日本産業映画・ビデオコンクール奨励賞を受賞。 2) ポプラ社小学生の環境見学シリーズ2、「見学でわかるリサイクルのしくみ」(写真の絵本)24~33頁に「レンズつきフィルム工場」を掲載。 3) 公立中学校総合学習(環境)への講師派遣により「レンズ付フィルムのリサイクル」の講義(川崎市枳形中、16年12月、17年1月)</p> <p>3. 各メーカーとも該当製品について、アセスメントを実施 易分解構造設計と環境配慮設計 共通部品化等使用材料の統一 コンパクト化による省資源化設計 (具体例) ・リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解。 ・ユニット化。 ・ボディ組立には、ネジや接着剤を使用していない。 リユース部品率のアップ、リサイクル材料の製品への再投入率のアップ等の継続した取組 製品間での部品共通化への継続した取組 エコリーフ Type ラベルの公開(各メーカーの取組) 回収、リユース・リサイクルの実施による数値効果を把握、改善に活用</p> <p>4. 詰替品への対応 外装容器に「エコリーフ」タイプ ラベルの公開、「日本製」の文字の記入(平成14年3月より開始)。 「日本カラーラボ協会」による現像戻り詰替品の調査(15年春、17年度実施し現在分析中) 調査結果として、1) 詰め替え品によるラボ処理上の問題点の集約、2) ラボ協会内での情報の共有化、3) 回収協力の呼びかけ (可能な相手に対し)法的措置の実施 (個別企業にて対応。平成15、16年に事例有)。</p>	<p>・ガイドライン項目に則った取組を引き続き実施。 具体的には「進捗状況」欄に記した主要措置を引き続き実施していく。特に 1. 回収率アップ策として、店毎の協力者増加を狙った回収キャンペーンの実施(メーカー毎の活動) 2. 啓蒙活動では、学校で使用する環境教材(ビデオ教材、教師用指導ガイドブック)を作成し、広範囲に配布する。 3. 製品アセスメントでは、リサイクル時には易分解、フィルムが入っている状態では難分解な設計にする。 4. 詰め替え品への対応では、該当業者に渡らないような対応をとるとともに、可能な相手に対しては、法的措置をとる。</p>

